

第五次 東松山市総合計画 後期基本計画

令和3年度～令和7年度
2021～2025

住みたい、働きたい、訪れたい
元気と希望に出会えるまち
東松山



ごあいさつ



本市では、平成28年4月に「第五次東松山市総合計画」を策定し、「住みたい、働きたい、訪れたい 元気で希望に出会えるまち 東松山」の実現を目指し、「観光振興」「産業振興」「子育て支援」をリーディングプロジェクトとして諸施策を推進してきました。

この間、人口減少や少子高齢化の一層の進行、さらには異常気象等による自然災害の増加や激甚化など、わが国を取り巻く社会・経済情勢はかつてないほど急速に変化してきました。

とりわけ令和元年東日本台風の水害は私たちに様々な教訓を残しました。今後は、この経験を防災・減災対策にしっかり生かすとともに、最後のお一人が生活再建を果たし、平穏な日常を取り戻すまで全力で支援を続けます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は私たちの暮らしと意識に変化をもたらしつつあります。こうした時代においても、まちづくりの基本である地域コミュニティを維持するため、今まで以上に市民の皆様へのきめ細かな情報提供や生活のサポートが必要と考えています。

そのような認識のもと、前期基本計画のリーディングプロジェクトに掲げた「観光振興」「産業振興」「子育て支援」に「防災・減災対策の推進」と「地域福祉の充実」を加えた5項目を「後期基本計画において重点的に取り組むべき課題」として位置づけた「第五次東松山市総合計画後期基本計画」を策定しました。

これまで積み重ねてきたまちづくりの成果を継承しつつ、愛する郷土・東松山市を将来に向けて持続的に発展させるため、力強く歩みを進め、着実かつ果敢に施策を進めてまいります。

結びに、計画の策定に当たりご尽力いただいた総合計画審議会委員並びに市議会議員の皆様をはじめ、地区別座談会、関係団体ヒアリング、パブリックコメントなどで貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様方に深く感謝を申し上げますとともに、本計画の実現に向け、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年4月

東松山市長 **森田 光一**

目次

第1章 総論	1
1 策定の趣旨	2
2 計画の期間と構成	2
(1) 基本構想（10年）	2
(2) 基本計画（前期5年・後期5年）	2
第2章 基本構想	3
1 まちづくりの基本理念	4
2 将来像	4
3 まちづくりにおける市民・事業者・行政の役割	5
4 将来の目標人口	6
5 将来都市構造	7
(1) 基本的な考え方	7
(2) 将来都市構造	8
6 まちづくりの柱	10
7 地区別将来像	11
第3章 後期基本計画	13
1 市民アンケート調査結果における前期基本計画に対する評価	14
(1) 市民アンケート調査対象及び調査方法、回収結果	14
(2) まちづくりの達成度	15
2 後期基本計画において重点的に取り組むべき課題	16
(1) 観光振興	16
(2) 産業振興	18
(3) 子育て支援	20
(4) 防災・減災対策の推進	21
(5) 地域福祉の充実	23
3 財政見通し	24
4 後期基本計画とSDGs	26
5 施策体系図	28
6 分野別計画	30
分野別計画の見方	30
まちづくりの柱1 子ども	31
1-1. 子育て支援の充実	32
1-2. 乳幼児期における支援の充実	36
1-3. 学校教育の充実	38
まちづくりの柱2 健康福祉	43
2-1. 健康づくりの推進	44
2-2. 保健・医療の充実	46
2-3. 地域福祉と社会保障の充実	50



2-4. 高齢者福祉の充実	54
2-5. 障害者福祉の充実	56
まちづくりの柱3 環境	59
3-1. 良好な地域環境の保全	60
3-2. 自然に親しむ空間づくりの推進	62
3-3. 循環型社会の構築	64
まちづくりの柱4 生活基盤	67
4-1. 防災・減災対策の充実	68
4-2. 安全で快適なまちづくりの推進	72
4-3. 道路と上水道及び河川・下水道の整備	74
4-4. 交通安全・防犯対策の推進	80
まちづくりの柱5 活性化	83
5-1. 農業の振興	84
5-2. 商業の活性化	86
5-3. 産業振興と就労支援の充実	88
5-4. 観光の振興	90
まちづくりの柱6 協働	93
6-1. 協働によるまちづくりの推進	94
6-2. 人権・平和意識の高揚	96
6-3. 生涯学習・生涯スポーツの推進	100
6-4. 文化・芸術の振興	104
6-5. 健全な行財政運営	108
7 地区別計画	111
地区別計画の見方	111
1 松山地区	112
2 大岡地区	115
3 唐子地区	118
4 高坂地区	121
5 野本地区	124
6 高坂丘陵地区	127
7 平野地区	130
8 リーディングプロジェクト(第2期東松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略)	133
第4章 資料編	137
1 東松山市総合計画審議会	138
諮問・答申	138
2 東松山市総合計画審議会条例	140
3 東松山市総合計画審議会委員	144
4 第五次東松山市総合計画後期基本計画策定プロジェクトチーム	145

第1章

総論



策定の趣旨



本市はこれまで、平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）を目標年次とする基本構想と前期・後期の各5年を計画期間とする基本計画で構成する「第五次東松山市総合計画」に掲げた「目指すべきまちの将来像」である「住みたい、働きたい、訪れたい 元気と希望に出会えるまち 東松山」の実現に向けて諸施策を推進してきました。

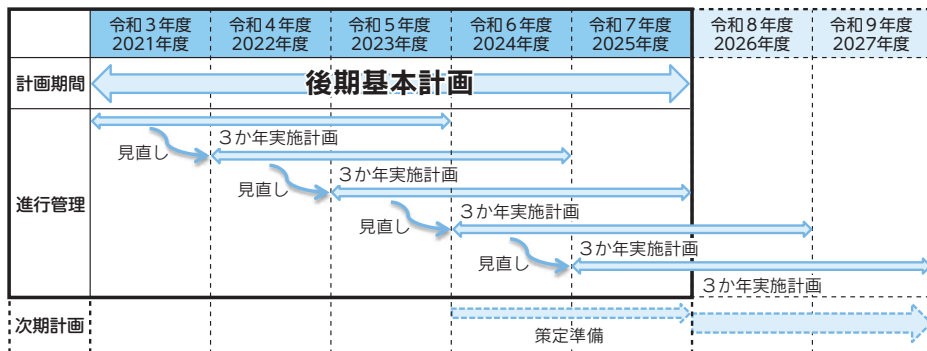
令和2年度（2020年度）をもって前期基本計画の期間が満了を迎えることから、前期基本計画の実施状況や課題等を整理・分析するとともに、基本構想で掲げた将来像の実現を目指すため、後期基本計画（令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度））を策定するものです。

また、世界共通の目標であるSDGsへの取組や、感染症対策など新たな課題への対応が求められる時代において、新たな時代にふさわしい自治体経営を目指し、持続可能な東松山市の実現に向けて、市民・事業者・行政の協働により、まちづくりを推進します。

計画の期間と構成



第五次東松山市総合計画は、10年間の基本構想と前期5年、後期5年の基本計画で構成され、3か年実施計画によりローリング方式を用いて中期的な視点に基づき、各施策・事業の効率的・効果的な実施に向けた進行管理を行います。



(1) 基本構想（10年）

市民・事業者・行政が共有する基本的な構想で、まちづくりの基本理念や目指すべきまちの将来像、地区別将来像などを示します。

(2) 基本計画（前期5年・後期5年）

基本構想に掲げるまちの将来像を実現するため、行政の経営計画として分野ごとに施策を示します。

▶分野別計画

子ども・健康福祉・環境・生活基盤・活性化・協働の分野ごとに、市が取り組む施策を体系的かつ総合的に示します。

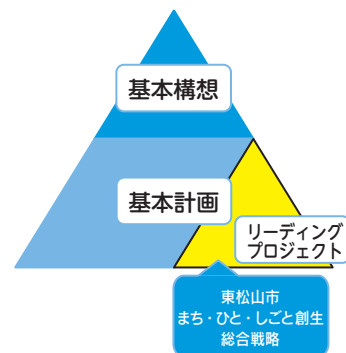
▶地区別計画

地区別将来像の実現に向けて、地区ごとにまちづくりの考え方などを示します。

▶リーディングプロジェクト

まち・ひと・しごと創生法の目的や基本理念を踏まえつつ、基本計画の重点課題を推進するため、第2期東松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略を本計画のリーディングプロジェクトに位置付け、将来像の実現を目指します。

※東松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要は133ページ以降に掲載



第2章

基本構想



まちづくりの基本理念



まちづくりとは、まちで起こる多種多様な問題を、市民・事業者・行政が協力して解決していく永続的取組そのものといえます。まちづくりの基本理念は、その過程を支える基本的な考えや姿勢を示すものです。

本格的な少子高齢社会の到来により、人々の暮らしに様々な影響を及ぼすことが予想される今こそ、市民一人一人が笑顔で過ごせる安心で安全なまちづくりが求められています。

子どもたちが元気に学び・遊び、医療や福祉が充実していて、いつまでも健康でいられる安心のまち。豊かな自然環境のもと、みんなに優しい都市基盤が整備され、快適に暮らせる安全なまち。そんなまちづくりが大切です。

また、本市のポテンシャルを最大限に生かした、活力あるまちづくりも求められています。

本市が持つ強み、魅力ある地域資源や自然、良好な交通アクセスなど恵まれた環境をチャンスと捉え、誰もがチャンスを生かし、チャレンジできる可能性に満ちたまちづくりを推進していきます。そして、地域内での人のつながりや経済の好循環を実現し、地域の元気を創造していきます。

市民一人一人が笑顔で過ごすことができ、自分なりのチャンスを生かせる安心・安全のまちを実現するために、まちづくりの基本理念を次のように定めます。

**みんなが笑顔 チャンスあふれる
安心で安全なまちづくり**

将来像



まちづくりの基本理念に基づき、市民・事業者・行政がお互いの強みやコミュニティの絆を生かした協働のまちづくりを進めることで、本市の魅力を更に伸ばしていくことが必要です。

また、比企地域の中心都市として、医療や福祉が充実し、都市基盤が整った便利で安心・安全なまち、産業が元気で多様な働き方が選択できるまち、観光客や学生など市内外問わず多くの人でにぎわうまちを目指し、活力と夢にあふれた東松山を創造するため、5年後の将来像を次のように掲げます。

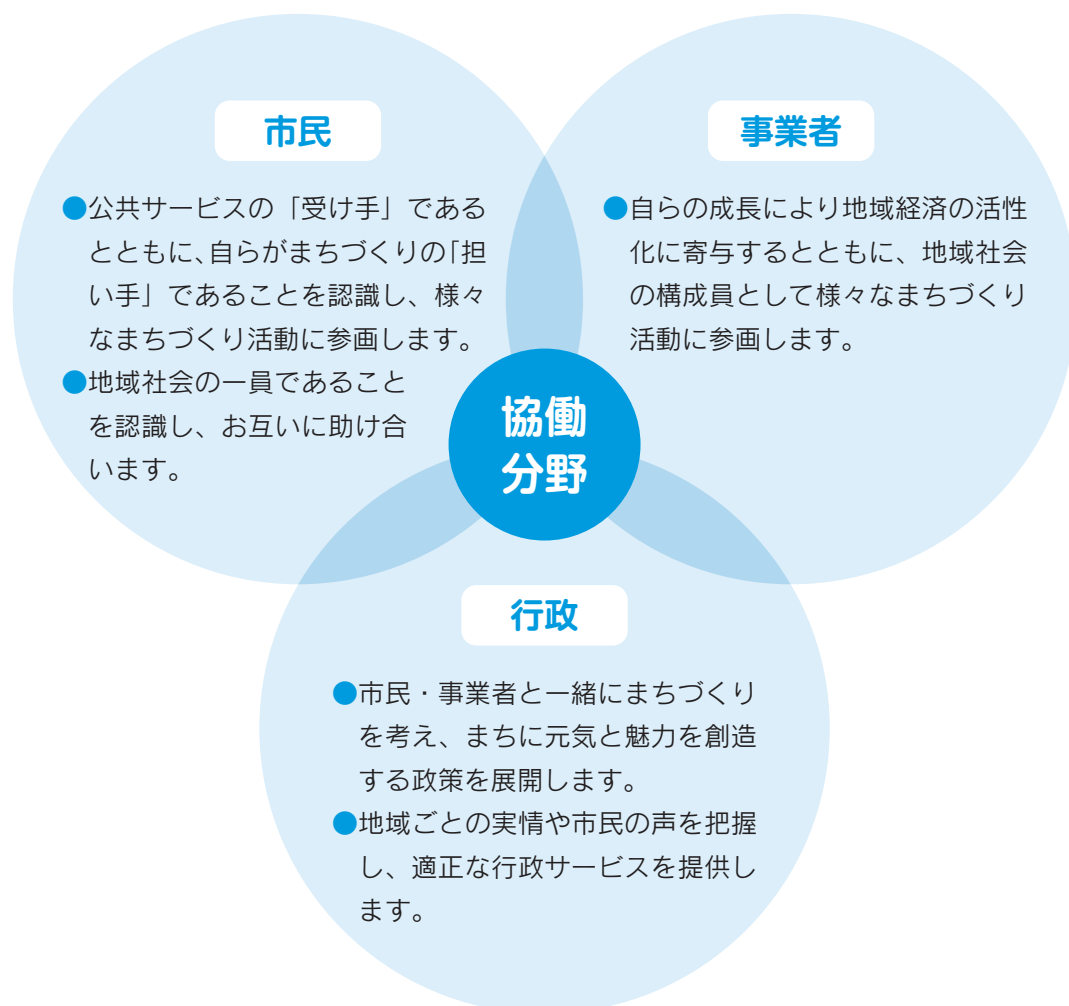
**住みたい、働きたい、訪れたい
元気と希望に出会えるまち 東松山**

まちづくりにおける 市民・事業者・行政の役割



将来像の実現には「自助・共助・公助」の考え方による補完性の原則に基づき、誰もがまちづくりに参加すること、また、家族の絆、地域との関わり、人と人とのつながりが重視されるぬくもりある地域をつくっていくことが必要です。補完性の原則とは、個人や家庭でできることは個人や家庭で行い（自助）、自治会や市民活動団体など地域でできることは地域で行う（共助）、さらに、個人や地域では解決できないことを市町村をはじめとした行政が行う（公助）というもので、住民自治の優位性を示した考え方です。

私たちのまち・東松山を暮らしやすく魅力に満ちた地域に育てていくためには、市民・事業者が、それぞれの立場で、生活に身近な課題は自らの課題として認識し、解決する力を蓄えることが必要です。このことが、私たちの地域全体の価値を高めることにつながります。



市民・事業者・行政が信頼関係のもと、役割と責任を担い、お互いの力を発揮し合いながら連携・協力して、本市の魅力を高めていきます。

将来の目標人口



第五次東松山市総合計画の基本構想では、人口はまちのにぎわいや活力を創出するための根幹であり、最も重要な要素とし、平成27年（2015年）10月に策定した東松山市人口ビジョンに基づき、令和7年（2025年）における人口87,000人を目標としました。人口ビジョン策定後は、合計特殊出生率は上昇していないものの、転入超過の継続により人口は増加しており、設定した目標人口と現状との間に乖離が生じています。

このため、平成27年（2015年）策定の人口ビジョンの自然増減、社会増減の考え方を基本に、合計特殊出生率についてはゆるやかな上昇を目指すこととし、総合計画の目標年次である令和7年（2025年）における目標人口を89,000人とします。

平成27年（2015年）策定のビジョンにおける目標



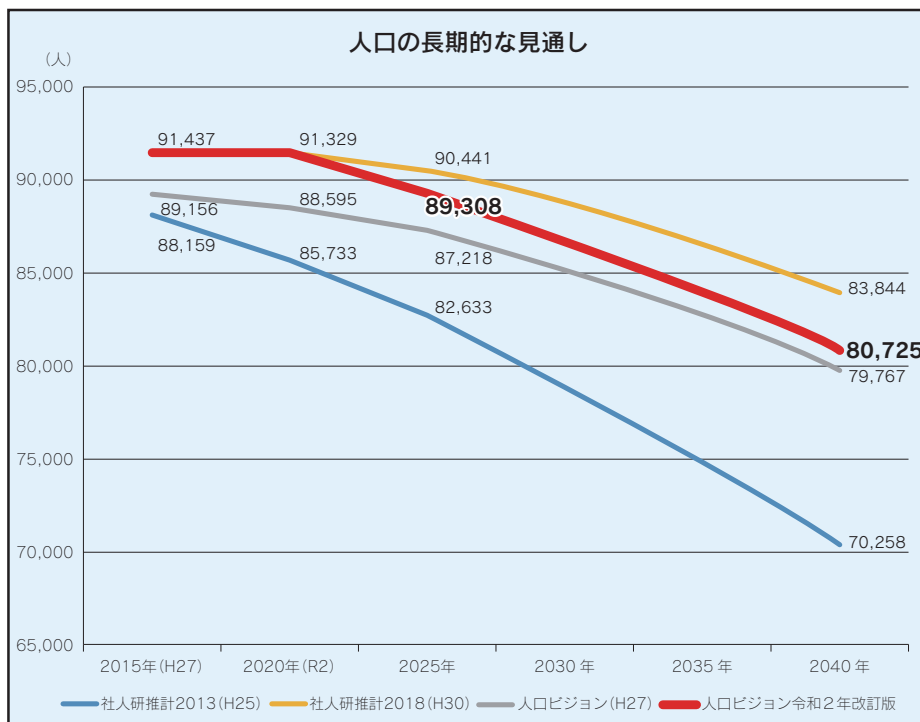
- ① 自然増減・・・合計特殊出生率：令和2年（2020年）までに1.8に上昇
- ② 社会増減・・・転入転出などによる純移動率ゼロ（均衡）を維持

人口ビジョン策定後の状況

- ① 自然増減・・・合計特殊出生率は横ばい（平成30年（2018年）、1.28）
- ② 社会増減・・・転入超過が継続

目標人口
89,000人

人口推計



将来都市構造



将来都市構造とは、将来像の実現を目指すとともに、まちづくりの骨格を示すため、本市の特徴と将来への展望を見据え、目指すべき都市の姿を概念的に表すものです。

(1) 基本的な考え方

土地は、古(いにしえ)より限られた貴重な資源であるとともに、自然や歴史、文化を育み、市民の安心で安全な生活を支える基盤となるものです。

市域の均衡ある発展を図るためには、将来の目指すべき都市構造を明確にした上で、総合的なかつ計画的な土地利用を推進することが必要です。

本格的な少子高齢社会を迎える今、拡大型の都市形成ではなく、都市機能の集約化を図りながら、地域の資源や整備済みの都市基盤を有効活用することにより、首都近郊の地方都市としての優位性を高めていくことが大切です。

そのため、次に掲げる6点を将来の都市構造の基本的な考え方として、まちづくりを進めていきます。

将来都市構造の基本的な考え方

- 1 東松山駅周辺を「まちの核」、高坂駅周辺を「まちの副次核」とする。
- 2 市街化区域を「市街地ゾーン」とする。
- 3 市街化区域に接する市街化調整区域を「緑住ゾーン」とする。
- 4 「緑住ゾーン」を除く市街化調整区域を「田園ゾーン」とする。
- 5 特徴的な都市の機能等を担う地域を「拠点」とする。
- 6 「核」や「拠点」の連携や広域的なアクセス等において重要な役割を担う道路や河川を「軸」とする。

(2) 将来都市構造

① 「核」 — “まちの核” “まちの副次核”

産業、文化、行政等の都市機能の集積を図り、都市活動の中心となる場所。

② 「ゾーン」 — “市街地ゾーン” “緑住ゾーン” “田園ゾーン”

都市機能をバランス良く配置し、市民生活や環境に配慮した土地利用を推進するために市域を区分けしたものの。

③ 「拠点」 — “地域の拠点” “みどりの拠点” “産業の拠点”

特徴的な都市機能を有する地域。

④ 「軸」 — “広域連携軸” “地域連携軸” “河川軸”

周辺都市との交流や産業活動を支える道路、みどりの連続性が維持される河川など。

区 分		方 針
① 核	ま ち の 核	本市のみならず、比企地域の玄関口にふさわしい高水準の都市機能を備え、交通結節機能の強化や居住、文化・交流、商業・業務など多様な機能の複合化・高度化を図り、都市の発展を牽引する都市機能の集積地をまちの核と位置付けます。
	ま ち の 副 次 核	“まちの核”を補完しながら、利便性の高い生活拠点として、高水準の交通サービスが確保され、一定の都市機能や生活機能の集約を図る地域をまちの副次核と位置付けます。
② ゾ ー ン	市 街 地 ゾ ー ン	将来の人口推移や社会経済動向を的確に反映しながら、住宅の需要等の社会ニーズに応じた計画的な土地利用を誘導する地域を位置付けます。
	緑 住 ゾ ー ン	秩序ある土地利用を推進し、みどりとゆとりある居住環境の調和を図りながら、地域の特性に応じた機能の誘導を図る地域を位置付けます。
	田 園 ゾ ー ン	無秩序な市街地の拡大を抑制し、優良農地と豊かな自然の保全に努めながら、みどり・農・住の良好な関係を維持・推進する地域を位置付けます。
③ 拠 点	地 域 の 拠 点	地域レベルでの生活機能を維持するため、行政・生活サービスのための機能の集約を図る地域の拠点を位置付けます。
	み ど り の 拠 点	自然豊かな本市の特徴を生かした、憩い・スポーツ・観光の中心となるみどりの拠点を位置付けます。
	産 業 の 拠 点	産業の振興を図るため、工業・流通系産業の集積地や新たに産業の誘導を図る産業の拠点を位置付けます。 ※水害等の影響を考慮した上で、産業の立地を誘導します。
④ 軸	広 域 連 携 軸	都市間を結び、周辺市町村との交流や産業活動を支える役割を担う道路を広域連携軸として位置付けます。
	地 域 連 携 軸	広域連携軸を補完し、市域を有機的に結ぶ道路を地域連携軸として位置付けます。
	河 川 軸	連続的なみどりが維持され、潤いと安らぎを与える河川を河川軸として位置付けます。

● 将来都市構造図



I 総論

II 基本構想

III 後期基本計画

凡例

核		ゾーン		拠点		軸	
まちの核 まちの副次核	■	市街地ゾーン	■	地域の拠点	⊙	広域連携軸	—
		緑住ゾーン	■	みどりの拠点	⊙	地域連携軸	- - - -
		田園ゾーン	■	産業の拠点	⊙	河川軸	—

まちづくりの柱



将来像を実現するために6つの「まちづくりの柱」を定め、総合的かつ戦略的にまちづくりを進めます。

1 子どもたちが健やかに成長する 学びのまち（子どもの分野）

子育てしやすい環境整備や乳幼児期、小・中学校における教育の充実を図るとともに、子どもたちが地域の中で健やかに成長する環境を整えることで、元気な子どもが育つ学びのまちを目指します。

2 誰もが自分らしく輝ける 健康長寿のまち（健康福祉の分野）

医療や福祉、介護などの連携を進めるとともに、幅広い世代で健康づくりに取り組み、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも心も身体も健康で自分らしく輝ける健康長寿のまちを目指します。

3 自然と調和する 環境未来・エコのまち（環境の分野）

省エネや創エネ、蓄エネの更なる取組を進めるとともに、ごみの削減とリサイクルを推進することで資源循環型の環境未来・エコのまちを目指します。また、豊かな自然環境の保全と活用により、誰もが癒しを感じられる自然と調和したまちを目指します。

4 快適に暮らせる 安全のまち（生活基盤の分野）

計画的な土地利用や各種インフラの整備と適正な維持管理を進めるとともに、防犯や交通安全対策、防災・減災対策を充実することで、誰もが快適に暮らせる安全のまちを目指します。

5 元気で活力のある にぎわいのまち（活性化の分野）

農業・商業・工業の振興を図るとともに、積極的に企業誘致を推進することで、元気で活力あるまちを目指します。また、市内に点在する観光資源の有機的な活用を進め、多くの人々が市外から訪れるにぎわいのまちを目指します。

6 人と地域がつながる 支え合いのまち（協働の分野）

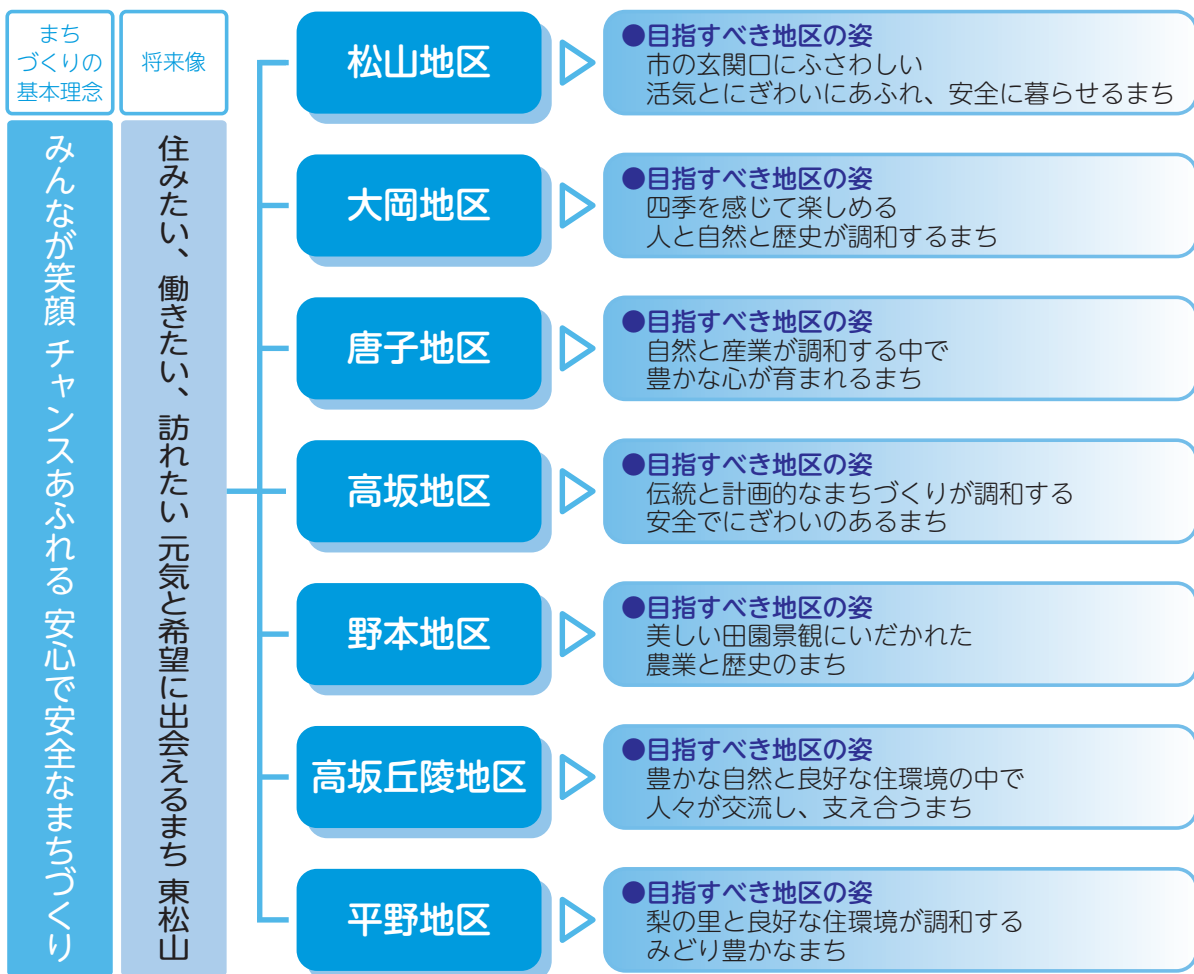
地域活動や地域における人づくりを支援するとともに、地域の特徴を生かしたまちづくりを推進し、人と地域がつながる支え合いのまちを目指します。また、複雑化・専門化する行政需要に適切に対応するため、効率的な自治体経営を進めるまちを目指します。

地区別将来像



市民ニーズが多様化・複雑化する中、行政単独のまちづくりには限界が生じており、市民・事業者・行政が連携・協働して本市の魅力を高めていくことが求められています。そのためには、各地区において地域人材と資源を生かし、特色あるまちづくりを進め、市民一人一人の思いや活動をつなげていくことが必要です。本計画では目指すべき地区の姿を地区別将来像として基本構想に掲げ、その実現のための取組を地区別計画として基本計画で定めます。

ここでは、地区別将来像を次のように掲げます。



第3章

後期基本計画



市民アンケート調査結果における前期基本計画に対する評価



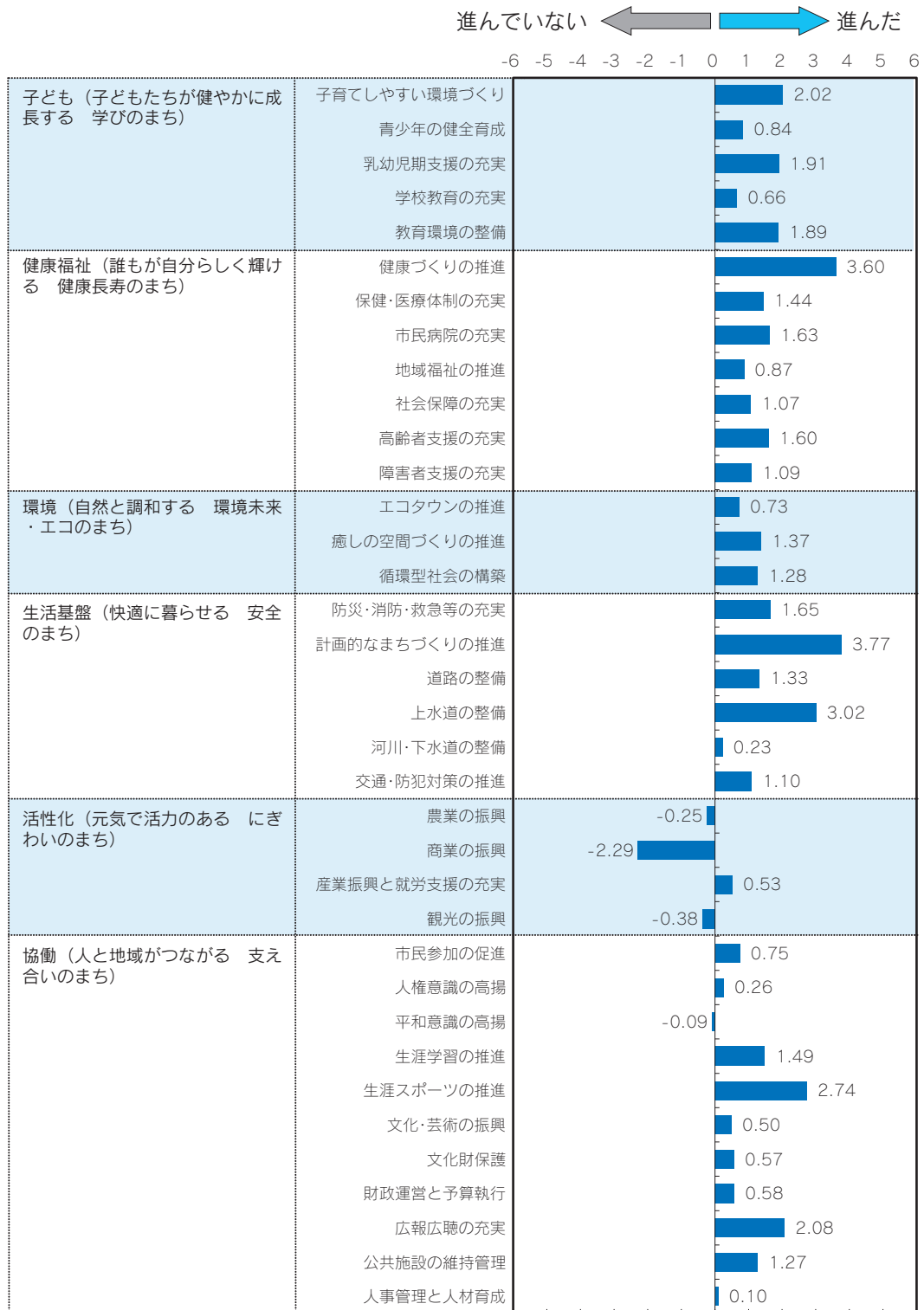
(1) 市民アンケート調査対象及び調査方法、回収結果

項目	内容
調査対象	18歳以上の市民
配布数	2,000
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送
調査時期	令和元年10月
調査地域	市内全域。ただし、分析上は地域的傾向を把握するため、以下の7地区に区分した。 1. 松山地区 5. 高坂地区 2. 平野地区 6. 高坂丘陵地区 3. 大岡地区 7. 野本地区 4. 唐子地区
有効回収数	981
有効回収率	49.1%

(2) まちづくりの達成度

市民アンケートにおける前期基本計画に対する評価は次の表のとおりです。

まちづくりの達成度（全体）



後期基本計画において重点的に取り組むべき課題



後期基本計画においては、重点的に取り組むべき課題を設定し、計画を推進します。重点的に取り組むべき課題は、前期基本計画のリーディングプロジェクトに掲げられた「観光振興・産業振興・子育て支援」に加え、市民の生命・財産を守る、安心安全のまちの実現に向けた「防災・減災」、超高齢社会にあつて、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で健やかに安心して暮らせる社会の構築に向けた「地域福祉」の5つとします。

(1) 観光振興



丘陵、台地、河川が織りなす変化に富んだ地形に、豊かな自然が育まれ、かつて東松山市総合振興計画基本構想（昭和45年（1970年）策定）で「丘陵と緑と澄みきった青空につつまれた調和ある総合都市」を標榜した本市は、今日に至るまで市民はもとより多くの来訪者に憩いと安らぎをもたらしてきました。

昭和45年（1970年）制定の市歌に都幾川の清流や遠く秩父を望む眺望、市の木「松」や箭弓稲荷神社の森の美しさがうたわれ、昭和51年（1976年）制定の市民憲章前文に「美しい自然にめぐまれ」と記されていることから、本市の持つ自然の魅力をうかがい知ることができます。

また、旧石器時代から人々の暮らしが営まれてきた本市には、その証ともいえる遺跡が数多く発見されています。県内最大の規模を誇る前方後円墳の將軍塚古墳、県内で初めて発見された三角縁陳氏作四神二獣鏡など学術的にも注目される歴史遺産は、本市の長い繁栄の歩みを象徴しています。創建から1300年以上の歴史を誇る箭弓稲荷神社や、馬の守り本尊として広く知られる上岡馬頭観音の絵馬市など、市内外から多くの人々が訪れる歴史スポットも少なくありません。

近年では市の花「ほたん」を中心に年間を通じて楽しめる「東松山ほたん園」、都幾川の清流と河畔の樹林地を活用した「くらかけ清流の郷」、約1500万年前の岩塊から多くのサメの歯化石等が発掘できる「化石と自然の体験館」など、固有の資源を生かした新しい観光スポットも整備され、訪れる人を楽しませています。

長い歴史を誇る本市では、祭りや四季折々のイベントも盛んで、ほたんの開花時期に多くの人でにぎわうほたんまつり、市街地の夏を熱く盛り上げる夏まつり、世界第2位、国内最大規模のウォーキング大会として8万人を超えるウォーカーが集う11月の日本スリーデーマーチなどに多くの来訪者を迎えています。

このような「出会う！楽しむ！学ぶ！」ことのできる観光資源に恵まれた本市の特長を生かした観光振興を推進し、市民の郷土意識を高めるとともに交流人口の増加を目指すことは、本市のまちづくりの重要な課題です。



年間観光入込客数

令和元年	2,552,237人
平成30年	2,649,551人
平成29年	2,675,244人
平成28年	2,554,417人
平成27年	2,441,053人

観光庁策定の「観光入込客統計に関する共通基準
(平成21年12月)」に基づく調査

東松山夏まつり



化石と自然の体験館



(2) 産業振興



本市は、戦前に市内で操業を開始した大手自動車部品メーカーに連なる中小の製造業の立地が進み、戦後の復興期から高度経済成長期を経て、今日に至るまで地域経済や雇用のけん引役としての役割を果たしてきました。

昭和50年代には埼玉県が整備、分譲した東松山工業団地に製造業を中心とした多くの企業が進出し、昭和50年（1975年）に開通した関越自動車道東松山インターチェンジ等、広域交通網の整備と相まって産業基盤の拡充が進みました。

昭和の終わりから平成の時代には、産業構造や生活様式の変化と物流の活発化を背景に、比較的規模の大きい商業施設や物流施設が郊外に建設され、雇用、小売、流通などの発展、充実が見られました。

東松山駅、高坂駅を中心とする市街地では商業やサービス業の機能が集積し、社会経済情勢や需要の変化に対応した変遷を遂げながら今日まで市民の日常生活を支え、地域の発展に貢献してきました。

近年では、企業誘致条例やがんばる企業応援条例により企業の新規立地や拡張、設備投資などに対する助成措置を設け、本市の恵まれた立地環境、操業環境を生かした産業振興に積極的に取り組んでいます。

その結果、葛袋地区、新郷地区、藤曲地区などに新たな企業群が形成されたほか、既存企業の設備投資や事業所の拡充が進み、雇用の拡大や税収の増加といった成果に結びついています。

また、農業については、農業塾の開設による担い手の育成や地産地消の推進、農地の流動化による集積、集約化の促進、農林公園の再整備を行い、新規就農希望者への農業研修や市民向けの収穫体験の実施など多角的な取組を進めています。

産業の振興は、地域経済の活力向上、働く場の確保と定住人口の誘導、税収への貢献など本市の持続可能性を高める上で不可欠な要素です。高速道路をはじめとする交通体系が整い、住環境に恵まれていることにより労働力確保の見通しが立てやすいなどといった本市の優位性を生かし、新規の企業立地と既存企業への支援を行うとともに商工業、農業を振興することは、元気と活力あるまちづくりを進め、定住人口の増加等を目指す上で重要な課題です。

葛袋産業団地



商店街空き店舗対策事業



補助金を活用してオープンしたレストラン

(3) 子育て支援



本市出身で、平成27年（2015年）にノーベル物理学賞を受賞した梶田隆章氏は、受賞決定後、「東松山のゆったりとした環境の中で育ったことに感謝しています。」とのメッセージを本市に寄せられました。

関東平野の西、比企丘陵の東に位置する本市は、起伏に富んだ地形と豊かな緑、清流などの自然環境に恵まれ、郊外には田園風景が広がるなど、人が生きていく上で欠くことのできない癒しと安らぎの空間を随所に感じることができます。こうした環境は子育て世代からも「自然を満喫できる環境でのびのびと子育てができる。」といった評価を得ています。

本市は、子育てに関する取組として、保育園、放課後児童クラブ、子育て支援センターなどによる各種保育サービスの提供とともに、子育て世代包括支援センターや子育てコンシェルジュによる個別支援の体制を整えてきました。こども医療費の対象年齢を18歳年度末までに拡大したほか、保育園や幼稚園を中心に歩いて育む「歩育」を展開し、乳幼児健診の際に絵本を贈るブックスタート事業や、市民活動センターへの子どものひろばの設置に取り組むなど、子どもたちの心身の健やかな育ちを応援する事業を推進してきました。

こうした取組の一方で、全国的に進む少子化は本市も例外とはならず、合計特殊出生率は平成30年（2018年）に1.28で、過去3年の推移をみると若干の変動はあるもののおおむね横ばいの傾向が続いています。

国は「国民の希望がかなった場合の出生率＝1.8」を目標の一つに掲げた1億総活躍社会の実現を提唱し、結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなえられる環境を整備する必要がある、としています。

本市においてもこうした潮流を踏まえ、妊娠・出産から子育てに至るプロセスが安心、安全で希望に満ちたものとなる取組を更に推進していくことは、子育て世代のニーズに応え、本市の将来を展望する上で不可欠な課題です。

【子育てコンシェルジュとは】

子育てコンシェルジュは、子育て支援課や子育て世代包括支援センター（保健センター内）において、保育園、幼稚園、認定子ども園、放課後児童クラブ、病児・病後児保育などの地域子ども・子育て支援事業や様々なサービスから、子どもや保護者が適切にサービスを選択し、利用することができるよう、情報集約や提供などによる円滑な利用者支援を行います。また、利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行うなど、子育て何でも相談窓口として、パパ・ママをサポートしています。



(4) 防災・減災対策の推進



本市はこれまで、関東大震災やカスリーン台風など多くの日本人の記憶に残るような大災害や台風などの際、人的・物的被害が発生した経緯はあるものの、地震、風水害などの自然災害の影響や被害が比較的少ない地域であると考えられてきました。

本市の地域防災計画では、本市に影響を及ぼす可能性のある「深谷断層帯・綾瀬川断層による地震（関東平野北西縁断層帯地震）」（最大震度7）、「立川断層帯地震」（最大震度6弱）などを挙げています。風水害では都幾川、越辺川、市野川の流域に浸水被害の発生が想定されています。

集中豪雨や記録的短時間大雨の被害が国内の各地で頻発し、平成23年（2011年）の東日本大震災以降、日本列島が地震の活動期に入ったとされる状況のもと、本市では地域防災計画に基づいた訓練、他の自治体や企業との災害時応援協定の締結、ライフラインや公共施設の耐震化などに取り組んできました。

地域社会では、自治会を中心にした自主防災組織の組織化と自主防災訓練、防災資機材等の備蓄の推進など、共助の考え方に基づく地域防災の体制が整えられてきました。

こうした中、令和元年10月12日から13日にかけて東日本一帯に大きな被害をもたらした令和元年東日本台風では、本市でも2人が尊い命を失い、全壊129戸を含め770戸の家屋が被害を受け、避難者の総数は3,329人に上るなど、本市始まって以来の甚大な被害が発生しました。

発災直後の救助活動からライフラインや公共施設の復旧、被災された方々の生活再建に向けた支援、堤防の決壊を防ぐための治水対策などが切れ目なく行われていますが、市民が安心して安全な日常生活を取り戻すまでには幾多の歳月と多くの関係者の取組が必要です。

また、災害対応の過程で多くの課題が浮き彫りになったことから、これらの検証を進めるとともに、市民生活への影響度の高いものから早急に改善を進める必要があります。

令和元年12月に中国で発生が報じられ、令和2年1月に国内で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症は、地球規模で感染が拡大し、本市においても小・中学校の臨時休業、公共施設の利用休止、各種イベントの中止など市民生活に大きな影響をもたらしました。

感染の収束が見通せない状況のもと、今後の新たな感染症への対応も視野に入れた感染防止や市民生活の安全確保の取組が求められています。

当たり前の日常生活を一変させる災害や感染症から市民の生命、財産を守り、全ての市民にとって安心して安全な地域社会を築くための防災・減災対策の推進は本市にとって喫緊の課題です。

【令和元年東日本台風による被害の概要】

＜人的被害（令和元年12月8日時点）＞

- ・ 死者 2人（うち1人は災害関連死）
- ・ 行方不明 0人
- ・ 負傷者 2人（軽傷）

＜家屋被害（住家・非住家含む）（令和2年9月30日時点）＞

- ・ 全壊 129戸
 - ・ 半壊・大規模半壊 402戸
 - ・ 一部損壊 239戸
- 上記のうち
- ・ 床上浸水 592戸
 - ・ 床下浸水 124戸
 - ・ 浸水なし 54戸



＜避難所＞

- ・ 最大 26か所

＜中小企業等の被害状況（令和2年9月30日時点）＞

- ・ 109社 35億300万円

＜農林業の被害状況（令和2年9月時点）※復旧に要した事業費等で換算

- ・ 農作物被害額 2,465万円
- ・ 農業用機械等の水没 331台
- ・ 農業用パイプハウス・倉庫の倒壊 8棟
- ・ 農地への土砂等の流入 6,851万円
- ・ 農業水利施設の被害 2,792万円



(5) 地域福祉の充実



超高齢社会といわれる我が国の高齢化率は、団塊世代が全員75歳以上の後期高齢者となる令和7年（2025年）を経て令和24年（2042年）頃まで上昇を続けるものと推計されています。全国平均を下回るものの県平均を上回っている本市の高齢化率は、令和7年（2025年）には30%を超え、全国平均と同水準に達するものと考えられます。

高齢化の進展は、元気な高齢者ばかりではなく、要介護者等の支援を必要とする高齢者の増加にもつながることから、介護保険制度の持続可能性を高めるとともに、高齢者の就労や地域活動参加への支援、日常生活における地域社会の見守りや支え合いの充実がますます重要となっています。また、それぞれのライフステージを通じて地域社会の一員として自立した暮らしを実現するための社会環境の整備が求められています。

このような課題に対応し、地域共生社会を実現するためには、公の介護・福祉サービスだけで支える福祉から地域社会全体で支える福祉への転換を進めることが必要です。企業や市民団体はもとより一人一人の市民が、高齢者の自己実現や日常生活の見守りなどに様々な形で参画する、心温まる地域福祉社会の実現を目指すことは重要な課題です。

心のこもった地域福祉プロジェクト2020（注）の一環として、「いきいきパス・ポイント事業」を展開しています。特定健診や健康づくりなどの事業に参加することでポイントが得られ、一定のポイントが貯まると「ぼたん圓」と交換ができます。

**東松山市
いきいきパス・ポイント**

この事業は、誰もがいつまでも安心して暮らせるまち東松山を実現するために取り組む「心のこもった地域福祉プロジェクト2020」の一つとして、高齢者の健康づくりや社会参加を支援します。

東松山市いきいきパス・ポイントカード

- 対象者：65歳以上の東松山市民
- 使い方：2つの使い方があります。（裏面参照）
まずは、市役所高齢介護課又は各市民活動センターへ行って「いきいきパス・ポイントカード」を受け取りましょう。

1 市の指定事業に参加して貯めたポイントを調剤品と交換できます。会場の受付で「いきいきパス・ポイントカード」を提示するとポイントが付与されます。

ポイントが貯まったら高齢介護課又は市民活動センター窓口へ申し込んでください。

ポイント数	調剤品(ぼたん圓)
5~9	500円分
10~14	1,000円分
15~19	2,000円分
20~24	3,000円分
25~29	4,000円分
30~	5,000円分

※ぼたん圓：市内約400か所で使用できる後払調剤券
※有効期限は発行日から6か月
※ぼたん圓の使用できる店舗数は変動します。

2 協賛店でサービスが受けられます。協賛店を利用する時に「いきいきパス・ポイントカード」を提示するとサービスを受けることができます。

たとえば…

- 対象商品の%割引
- 商品お買い上げの方に粗品贈呈 等

※今までご使用いただいた「いきいきパス・ポイント」は、引き続きご利用いただけます。

○ 対象事業や協賛店は、市ホームページ又は市担当窓口でご確認いただけます。

東松山市役所 高齢介護課
〒355-8801 東松山市松葉町1-1-58
電話：0493-21-1406(直通)
FAX：0493-22-7731

〔注〕心のこもった地域福祉プロジェクト2020

高齢者の「楽しみたい、働きたい、貢献したい」という思いを応援するために、関係機関や地域の方々と一緒に、健康寿命の延伸や介護予防の推進などを図ることを目的とした本市独自の取組。

財政見通し



第五次東松山市総合計画後期基本計画の期間中における、歳入・歳出の見通しは次のとおりです。

①歳入

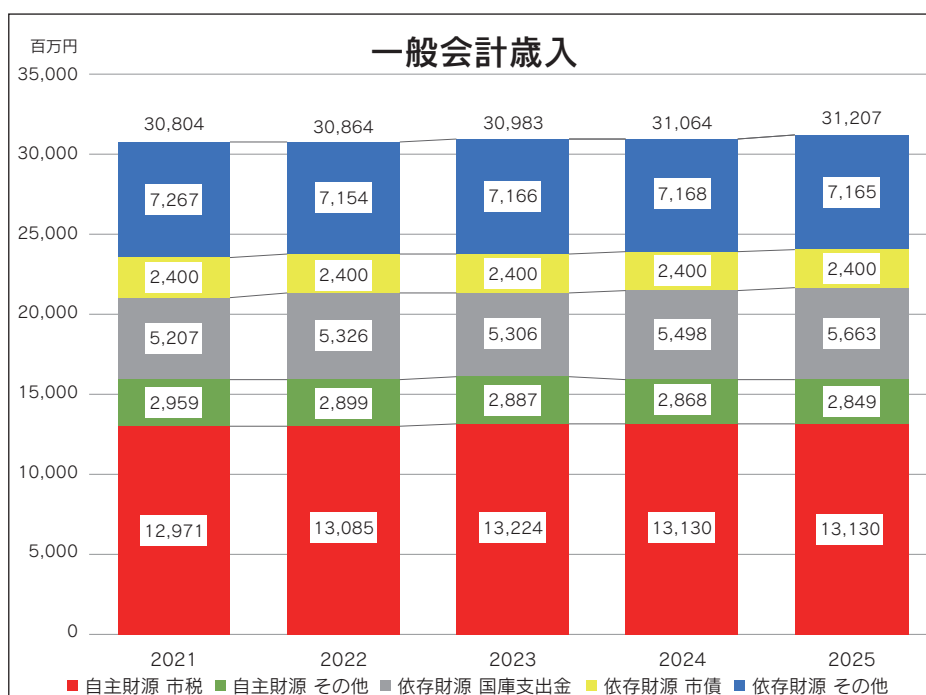
歳入については、過去の実績や国の推計値等を基に、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間について、一般会計を推計しました。

自然災害や新型コロナウイルス感染症などの影響により変動することが予想されますが、歳入合計は300億円を超える金額で推移すると推計します。

単位：百万円

	R3年度 (2021年度) 見込	R4年度 (2022年度) 見込	R5年度 (2023年度) 見込	R6年度 (2024年度) 見込	R7年度 (2025年度) 見込
市税	12,971	13,085	13,224	13,130	13,130
地方交付税	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
その他一般財源	2,776	2,779	2,779	2,781	2,781
国庫支出金	5,207	5,326	5,306	5,498	5,663
県支出金	2,377	2,261	2,273	2,273	2,270
地方債	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
繰入金	1,060	1,000	988	969	950
うち財政調整基金	800	800	800	800	800
その他	1,913	1,913	1,913	1,913	1,913
合計	30,804	30,864	30,983	31,064	31,207

【歳入】



②歳出

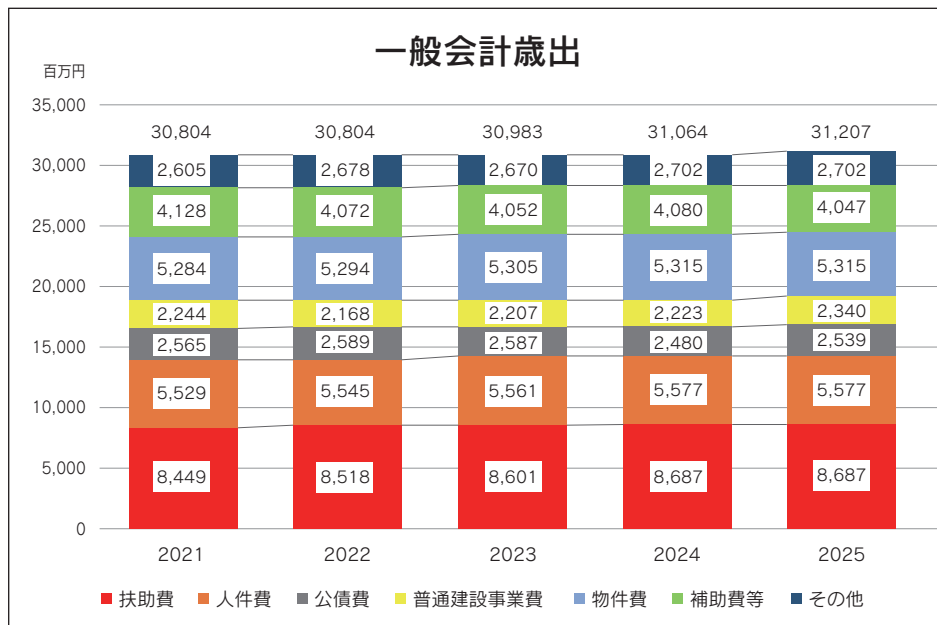
歳出についても歳入と同様に、過去の実績等を基に、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間について、一般会計を推計しました。

この5年間については、引き続き扶助費や公債費などのいわゆる義務的経費や物件費の伸びが見込まれます。

単位：百万円

	R3年度 (2021年度) 見込	R4年度 (2022年度) 見込	R5年度 (2023年度) 見込	R6年度 (2024年度) 見込	R7年度 (2025年度) 見込
人件費	5,529	5,545	5,561	5,577	5,577
扶助費	8,449	8,518	8,601	8,687	8,687
公債費	2,565	2,589	2,587	2,480	2,539
投資的経費	2,244	2,168	2,207	2,223	2,340
補助費等	4,128	4,072	4,052	4,080	4,047
繰出金	1,863	1,887	1,881	1,913	1,913
物件費	5,284	5,294	5,305	5,315	5,315
積立金	20	20	20	20	20
その他	722	771	769	769	769
合計	30,804	30,864	30,983	31,064	31,207

【歳出】



後期基本計画とSDGs



(1) 持続可能な開発目標SDGsのまちづくりの視点

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成13年（2001年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

本市においても、本計画からSDGsの理念を取り込み、持続可能な開発目標を意識しながら市政運営に取り組むこととします。

● 持続可能な開発目標（SDGs）の詳細



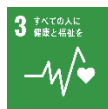
目標1【貧困】

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標2【飢餓】

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標3【保健】

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4【教育】

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標5【ジェンダー】

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



目標6【水・衛生】

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標7【エネルギー】

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



目標8【経済成長と雇用】

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



目標9【インフラ、産業化、イノベーション】

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標10【不平等】

国内及び各国家間の不平等を是正する



目標11【持続可能な都市】

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標12【持続可能な消費と生産】

持続可能な消費生産形態を確保する



目標13【気候変動】

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標14【海洋資源】

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標15【陸上資源】

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標16【平和】

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



目標17【実施手段】

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

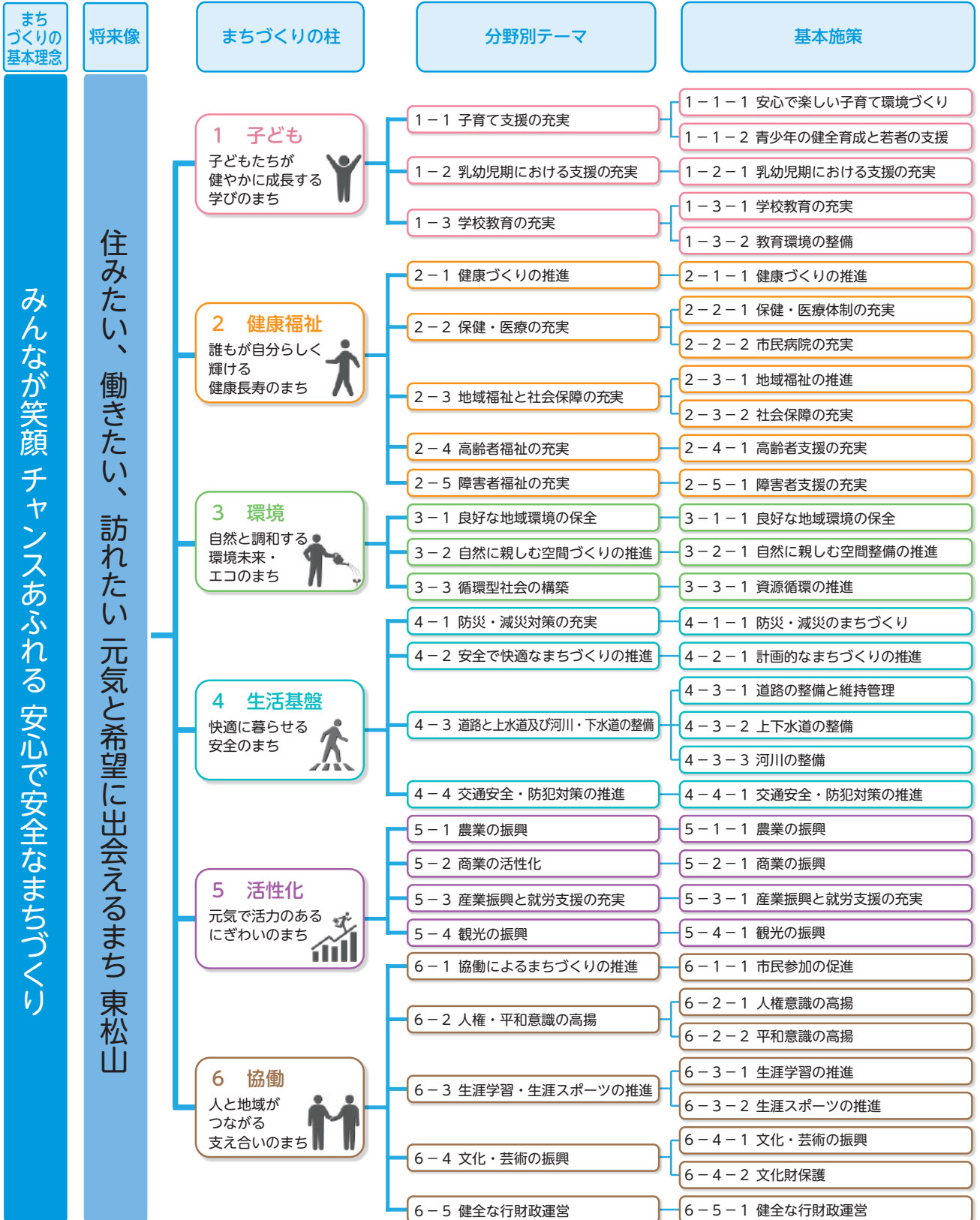
(2) 各基本施策とSDGsの関係

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
まちづくりの柱1 子ども																		
1-1-1 安心で楽しい子育て環境づくり	○		○	○	○			○		○	○						○	
1-1-2 青少年の健全育成と若者の支援	○		○					○										
1-2-1 乳幼児期における支援の充実			○					○										
1-3-1 学校教育の充実	○		○	○	○		○			○			○				○	
1-3-2 教育環境の整備				○		○												
まちづくりの柱2 健康福祉																		
2-1-1 健康づくりの推進		○	○															
2-2-1 保健・医療体制の充実			○			○												
2-2-2 市民病院の充実			○															
2-3-1 地域福祉の推進	○		○															
2-3-2 社会保障の充実	○	○	○					○		○								
2-4-1 高齢者支援の充実	○	○	○					○		○	○							
2-5-1 障害者支援の充実	○	○	○					○		○	○							
まちづくりの柱3 環境																		
3-1-1 良好な地域環境の保全			○			○	○	○			○		○	○	○			
3-2-1 自然に親しむ空間整備の推進						○	○				○		○		○			
3-3-1 資源循環の推進							○		○		○	○	○	○	○			
まちづくりの柱4 生活基盤																		
4-1-1 防災・減災のまちづくり					○	○					○		○					
4-2-1 計画的なまちづくりの推進			○						○		○							
4-3-1 道路の整備と維持管理			○						○		○							
4-3-2 上下水道の整備						○			○		○							
4-3-3 河川の整備						○					○		○					
4-4-1 交通安全・防犯対策の推進											○							○
まちづくりの柱5 活性化																		
5-1-1 農業の振興		○						○	○		○	○			○			
5-2-1 商業の振興								○	○			○						
5-3-1 産業振興と就労支援の充実								○	○			○						
5-4-1 観光の振興								○	○			○						
まちづくりの柱6 協働																		
6-1-1 市民参加の促進											○							○
6-2-1 人権意識の高揚					○					○	○						○	
6-2-2 平和意識の高揚										○	○						○	
6-3-1 生涯学習の推進				○														
6-3-2 生涯スポーツの推進			○	○											○			
6-4-1 文化・芸術の振興				○														
6-4-2 文化財保護				○							○							
6-5-1 健全な行財政運営	○									○	○		○			○	○	

施策体系図



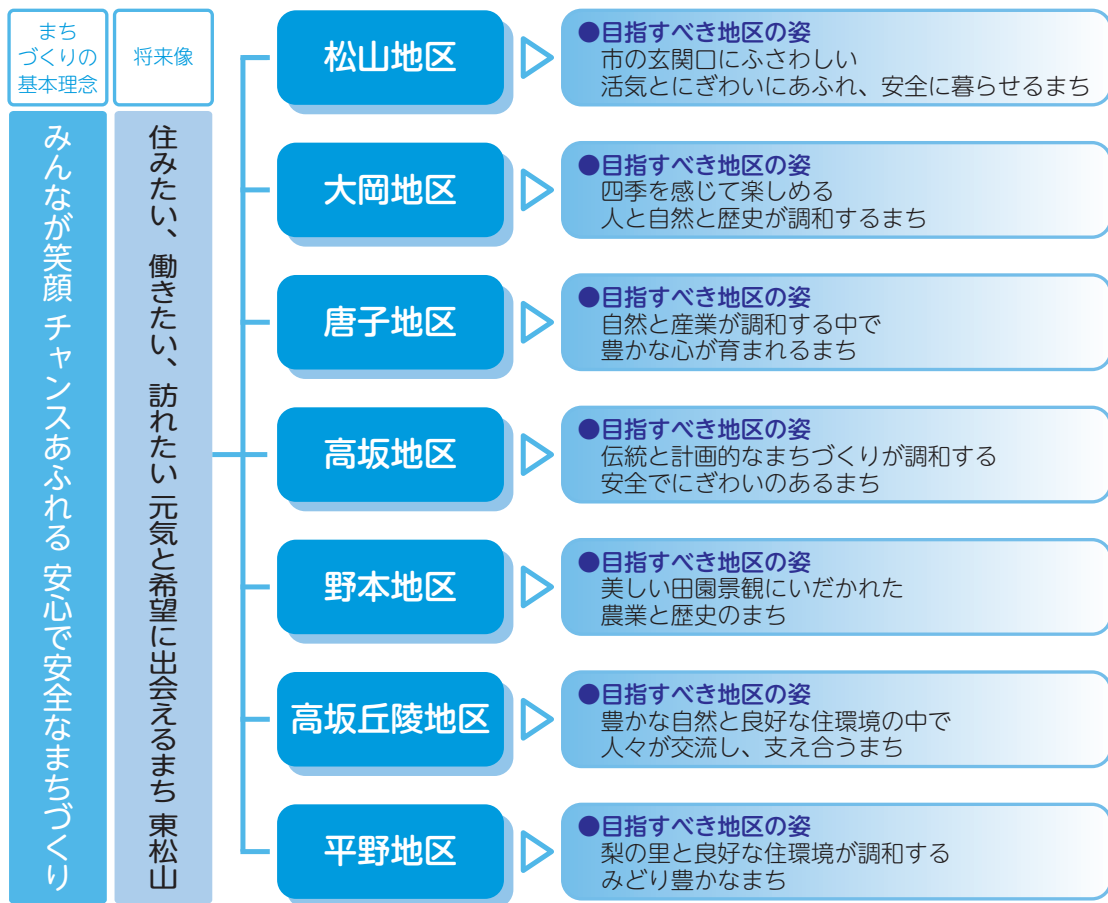
分野別施策



みんなが笑顔 チャンスあふれる 安心で安全なまちづくり

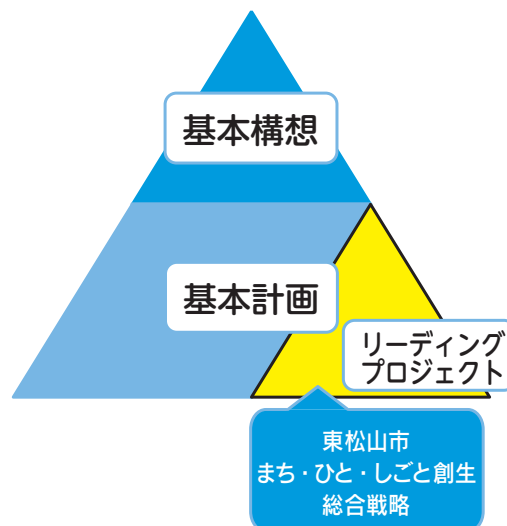
住みたい、働きたい、訪れたい 元氣と希望に出会えるまち 東松山

● 地区別計画



● リーディングプロジェクト（第2期東松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

後期基本計画におけるリーディングプロジェクトは前期基本計画から継続して、地方創生の取組である「第2期東松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とし、人口減少や少子高齢化などの問題に対応することとします。



分野別計画



分野別計画は、基本構想における「まちづくりの柱」を具体的に示したもので、将来像実現に向けた施策を総合的に示します。各施策は見開き2ページで作成されており、内容については、以下のとおりです。

① 目指すべきまちの姿	将来実現すべき状態、あるべき姿を掲げます。
② 現況と課題	時代の潮流や国の動向、市の現況と課題を整理し、示します。
③ 施策	計画期間中に市が主に実施していく取組を示します。
④ 施策に対する指標	基本施策の取組の達成度を判断するための指標を目標として掲げます。 ※目標値は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、進捗管理の中で適宜見直しを図ります。
⑤ 総合戦略との関連	リーディングプロジェクトである「第2期東松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関連する施策を示します。(該当ないものは表示なし)
⑥ 関連計画	関連する計画を示します。(該当ないものは表示なし)

分野別計画の見方

該当する重点課題

該当するSDGsの項目

分野別計画 1-1 子育て支援の充実

目指すべきまちの姿

きめ細かな^①人と地域が見守る環境の中で、子どもたちが^①元気に育つ子育てが楽しめます

基本施策 1-1-1 安心で楽しい子育て環境づくり

現況と課題

① **子育て支援の充実**
少子化や核家族化が進行し、個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、子育てにおける孤立感や負担感の増加、児童虐待の顕在化など、子育てを取り巻く環境がより複雑化しています。地域子育て支援拠点、市内の子育て関係団体や近隣大学等との連携、協働により地域社会全体で、子育て中の親の不安や負担を軽減し、子どもの成長と親の子育ての両面から子育て支援を進める必要があります。

② **子育て相談・情報提供の充実**
子育て相談や情報提供に関しては、子育てコンシェルジュの配置によるきめ細かな相談への対応や、子育て支援アプリの導入によるタイムリーな情報発信が可能となりましたが、更なる相談体制の充実やアプリの有効活用など、多様な子育て支援ニーズに対応したサービスに取り組みする必要があります。

③ **児童虐待・DVなどへの対応**
全国的に児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）などの被害は年々増加の一途をたっており、子どもの命が奪われるなど重くも後を絶たず、深刻な社会問題となっています。本市でも児童虐待相談対応件数が増加傾向にあり、虐待防止に向けた更なる取組の強化や、発生時の迅速、的確な対応が求められています。これらのことから、専門職の適切な配置と関係機関との連携を強化し、児童虐待やDVなどに対する支援や啓発を更に進める必要があります。

④ **子育て家庭への経済的支援**
全国における子どもの貧困率は、平成27年（2015年）には13.9%であり、17歳以下の子どもの約7人に1人が貧困の困窮を抱えているといわれています。また、高等学校や大学などへの進学率は、生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の子どもは、全世界の子どもと比べて低い水準となっています。今後、教育の支援や生活の安定に資するための支援など、子どもの貧困対策に関する有効な施策を充実させていくことが必要です。

施策

① **子育て支援の充実**
子どもや親同士の交流の場を提供するなどの「子育て・親育ち」の支援を充実し、子どもの笑顔が輝き、親も安心して楽しく子育てができる環境を醸成します。子育て支援の中核となる子育て支援センターソレイ・マールをはじめとする市内5か所の地域子育て支援拠点事業の更なる充実に取り組みほか、市内で活動する子育てサークルや地域において開催されている子育てサロンなどへのサポートと官民学が連携した事業を推進し、安全で楽しい子どものあそび場や居場所づくりに取り組みます。
また、在宅で子育てをする家庭の育児負担軽減のためのリフレッシュチケット配布事業や仕事と育児を両立できる環境の整備など、多様な子育て支援ニーズに対応したサービスの充実に取り組みます。

② **子育て相談・情報提供の充実**
妊娠、出産、保育、教育、子育て支援サービスの相談に幅広く対応する「子育てコンシェルジュ」を配置し、窓口や電話相談のほか、訪問による^③個別支援を積極的に行うことで、多様化する子育て相談にきめ細かに対応し、切れ目のない^③支援に取り組めます。
また、子育てハンドブックや子育て支援^③の有用活用により、安心して子育てを楽しむための情報をタイムリーに発信し、子育て中のママ・パパをサポートします。

③ **児童虐待・DVなどへの対応**
東松山市要保護児童対策地域協議会の関係機関等において、会議や通告対応を通して連携を強化するとともに、社会福祉士等の専門職を増員し、児童虐待の未然防止と早期発見、早期対応に取り組みます。
また、支援が必要な子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、より専門的な相談対応や総合的かつ継続的な支援を行う子ども家庭総合支援拠点事業を実施します。
さらに、配偶者暴力相談支援センター、警察、埼玉鼎などの関係機関と連携し、DV・女性相談等、特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する支援や相談体制の充実に取り組みます。

④ **子育て家庭への経済的支援**
子育て家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長、ひとり親家庭などの自立のため、児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費などの適正な支給を継続して行います。
また、経済的理由により就学や進学が困難な家庭に対する就学奨励制度の実施や自立促進のための高等職業訓練促進給付金など各種経済的支援制度の周知に取り組みます。

施策に対応する指標

指標	方向性	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
① 子育て環境が整っていると感じる市民の割合 (%)	↑	33.5 (H30)	-	34.1	-	34.7	-
② 子育てコンシェルジュ相談件数(件)	↑	47 (R1)	200	210	220	230	240
③ 体験型子育て講習講座受講者数(人)	↑	47 (R1)	55	60	65	70	75
④ 高等職業訓練促進給付金支給者数(人)	↑	9 (H30)	10	12	14	16	18

総合戦略との関連: ①-1 子育て支援の充実 ⑤ 親と子の居場所づくり

関連計画: ② 第2期ひがしまつやまのまちづくり計画、③ 第2期東松山市教育大綱、④ 第4次ひがしまつやまのまちづくり計画、⑤ 第3次市民福祉プラン、⑥ 第2期東松山市教育大綱、第2次東松山市地域福祉計画



まちづくりの柱 ①

子ども



1-1. 子育て支援の充実	32
1-2. 乳幼児期における支援の充実	36
1-3. 学校教育の充実	38



分野別 テーマ 1-1 子育て支援の充実

目指すべきまちの姿

きめ細かな支援と地域が見守る環境の中で、
子どもたちが健やかに育つ子育てが楽しいまち

基本施策 1-1-1

安心で楽しい子育て環境づくり



現況と課題

① 子育て支援の充実

少子化や核家族化が進行し、個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、子育てにおける孤立感や負担感の増加、児童虐待の顕在化など、子育てを取り巻く環境がより複雑化しています。

地域子育て支援拠点、市内の子育て関係団体や近隣大学等との連携、協働により地域社会全体で、子育て中の親の不安や負担を軽減し、子どもの成育と親の子育ての両面から子育て支援を進める必要があります。

② 子育て相談・情報提供の充実

子育て相談や情報提供に関しては、「子育てコンシェルジュ」の配置によるきめ細かな相談への対応や、子育て支援アプリの導入によるタイムリーな情報発信が可能となりましたが、更なる相談体制の充実やアプリの有効活用など、多様な子育て支援ニーズに対応したサービスに取り組む必要があります。

③ 児童虐待・DVなどへの対応

全国的に児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）などの被害は年々増加の一途をたどっており、子どもの命が奪われるなど重大な事案も後を絶たず、深刻な社会問題となっています。

本市でも児童虐待相談対応件数が増加傾向にあり、虐待防止に向けた更なる取組の強化や、発生時の迅速、的確な対応が求められています。

これらのことから、専門職の適切な配置と関係機関との連携を強化し、児童虐待やDVなどに対する支援や啓発を更に進める必要があります。

④ 子育て家庭への経済的支援

全国における子どもの貧困率は、平成27年（2015年）には13.9%であり、17歳以下の子どもの約7人に1人が貧困の問題を抱えているといわれています。また、高等学校や大学などへの進学率は、生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の子どもは、全世帯の子どもと比べて低い水準となっています。

今後も、教育の支援や生活の安定に資するための支援など、子どもの貧困対策に関する有効な施策を充実させていくことが必要です。

施策

①子育て支援の充実

子どもや親同士の交流の場を提供するなどの「子育て・親育ち」の支援を充実し、子どもの笑顔が輝き、親も安心して楽しく子育てができる環境を整えます。子育て支援の中核となる子育て支援センターソーレ・マーレをはじめとする市内5か所の地域子育て支援拠点事業の更なる充実に取り組むほか、市内で活動する子育てサークルや地域において開催されている子育てサロンなどへのサポートと官民学が連携した事業を推進し、安全で楽しい子どものあそび場や居場所づくりに取り組みます。

また、在宅で子育てをする家庭の育児負担軽減のためのリフレッシュチケット配布事業や仕事と育児を両立できる環境の整備など、多様な子育て支援ニーズに対応したサービスの充実に取り組みます。

②子育て相談・情報提供の充実

妊娠、出産、保育、教育、子育て支援サービスの相談に幅広く対応する「子育てコンシェルジュ」を配置し、窓口や電話相談のほか、訪問による相談支援を積極的に行うことで、多様化する子育て相談にきめ細かに対応し、切れ目のない支援に取り組みます。

また、子育てハンドブックや子育て支援アプリの有効活用により、安心して子育てを楽しむための情報をタイムリーに発信し、子育て中のママ・パパをサポートします。

③児童虐待・DVなどへの対応

東松山市要保護児童対策地域協議会の関係機関等において、会議や通告対応を通じて連携を強化するとともに、社会福祉士等の専門職を増員し、児童虐待の未然防止と早期発見、早期対応に取り組みます。

また、支援が必要な子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、より専門的な相談対応や総合的かつ継続的な支援を行う子ども家庭総合支援拠点事業を実施します。

さらに、配偶者暴力相談支援センター、警察、埼玉県などの関係機関と連携し、DV・女性相談等、特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する支援や相談体制の充実に取り組みます。

④子育て家庭への経済的支援

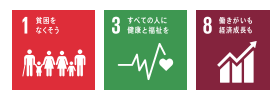
子育て家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長、ひとり親家庭などの自立のため、児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費などの適正な支給を継続して行います。

また、経済的な理由により就学や進学が困難な家庭に対する就学援助制度の実施や自立促進のための高等職業訓練促進給付金など各種経済的支援制度の周知に取り組みます。

施策に対応する指標

指標	方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
① 子育て環境が整っていると感じる市民の割合 (%)	↗	33.5 (H30)	-	34.1	-	34.7	-
② 子育てコンシェルジュ相談件数 (件)	↗	187 (R1)	200	210	220	230	240
③ 体験型子育て練習講座受講者数 (人)	↗	47 (R1)	55	60	65	70	75
④ 高等職業訓練促進給付金支給者数 (人)	↗	9 (H30)	10	12	14	16	18

総合戦略との関連	3-1. 子育て相談・情報提供の充実	3-3. 親と子の居場所づくり
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> 第2期ひがしまつやま子ども夢プラン 第2期東松山市教育大綱 第4次ひがしまつやま共生プラン 	<ul style="list-style-type: none"> 第三次市民福祉プラン 第2期東松山市教育振興基本計画 第二次東松山市地域福祉計画



現況と課題

①非行防止の取組の充実や有害環境の排除

少子化や核家族化などの影響を受けて、子どもや若者を取り巻く環境が大きく変化していることに加え、地域のコミュニティや青少年を見守る機能が低下しています。

また、情報化社会の進展等に伴い、インターネットを介していじめ、非行、犯罪に巻き込まれるなど、問題も多様化、複雑化しています。

非行の防止、氾濫する情報や犯罪から子どもや若者を守るため、子どもや若者に対する啓発活動を推進するとともに、市民や事業者への啓発や地域ぐるみの活動を通じて、安心して暮らせる環境づくりが必要です。

②若者支援の充実や次代の親の育成

グローバル化や情報化の急速な進展、それに伴う価値観の多様化など、目まぐるしく変化する今日、子どもや若者を取り巻く環境の中には、いじめや犯罪被害、ニートやひきこもり、貧困など、様々な問題が顕在化しており、未来を担う世代の健全育成に取り組むことの重要性が増しています。

このような状況を踏まえて、学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律に基づいた対策や若者が社会の中で自らの居場所を見つけるための支援、親になることを考えるための機会の提供など、将来に希望を持てるような子ども・若者育成支援施策を総合的に推進することが求められています。



赤ちゃん抱っこ体験

施策

① 非行防止の取組の充実や有害環境の排除

東松山モデル「つなぐ」(注)の仕組みを実践するとともに、青少年育成東松山市民会議を中心とした青少年の非行防止活動をはじめ、喫煙や飲酒、危険ドラッグや覚せい剤など薬物の危険性に関する啓発活動を地域や関係機関と連携して推進します。

また、各小・中学校で開催する非行防止教室やインターネットの適切な利用講座などを通じて、子どもや保護者、地域住民に対する啓発に取り組みます。

② 若者支援の充実や次代の親の育成

若者が社会とつながりをもって生活し、活動できるようにするため、地域や企業、NPOなどの参画を得ながら、地域の様々な活動への参加を促すための取組を推進するほか、低所得・貧困の状態にある若年層に対する就労支援等の相談体制を充実します。

また、ニートやひきこもりの予防対策として、児童・生徒が目的意識を明確にし、自己の進路を主体的に選択できるよう、学童期(小学校)、青年前期(中学校)の成長段階に応じたキャリア教育を実施します。さらに、中学生による幼稚園・保育園への訪問や赤ちゃん抱っこ体験を引き続き実施し、乳幼児との触れ合いを通じて命の大切さを学ぶ機会を充実させるほか、男女共同参画社会の形成に向け、児童・生徒の発達段階に応じて男女の平等や相互の理解と協力について適切に指導を行います。

施策に対応する指標

指標	方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
① 少年人口1,000人当たりの刑法犯少年数(人)	↘	2.3 (H30)	2.2	2.1	2.0	1.9	1.8
② 地域活動へ参加している30歳代までの市民の割合(%)	↗	26.0 (H30)	-	27.0	-	28.0	-

総合戦略との関連 3-5. 未来を担う人材育成

関連計画

- ・第2期ひがしまつやま子ども夢プラン
- ・第4次ひがしまつやま共生プラン
- ・第2期東松山市教育振興基本計画
- ・第二次東松山市地域福祉計画

〔注〕東松山モデル「つなぐ」

家庭・学校・地域・行政機関・警察等が相互の連携強化で子どもを犯罪から守り、健やかな成長を支え、つなぐ仕組みのこと。

分野別
テーマ 1-2

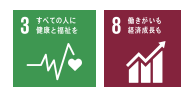
乳幼児期における支援の充実

目指すべきまちの姿

多様な家庭環境に対応し、
子どもたちを安心して育てられるまち

基本施策 1-2-1

乳幼児期における支援の充実



現況と課題

① 就学前の教育・保育の充実

幼児期は、自我や主体性が芽生える大切な時期であり、他者との関わりや基本的な生きる力を獲得する段階にあります。幼児期の教育が途切れることなく小学校で生かされ、次の段階に円滑につながっていくことが求められています。

また、本市では、認可保育施設の開設整備を支援してきましたが、依然低年齢児を中心に待機児童が生じている状況です。令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化による保育需要の増加などの影響も注視しながら、定員の見直しなど待機児童対策を進めていく必要があります。

② 多様な保育サービスの提供

少子化が進行する中においても、保護者の就労状況等の多様化に伴い延長保育や一時保育など、一定の需要が続くことが予想されます。引き続きこれらの需要に対応した事業の充実に取り組み、多様な保育環境を整える必要があります。

③ 食育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる食生活の基礎を作る重要な時期ですが、多様化するライフスタイルや食習慣などによる栄養バランスの偏りから乳幼児の食生活の乱れが懸念されています。

乳幼児期に身に付けた正しい食習慣やバランスの良い食事は、生涯にわたる生活リズムの基礎となり、健やかに心身を成長させていくことにつながるため、より一層食育を推進する必要があります。

④ 歩育の推進

世界第2位、国内最大規模のウォーキング大会「日本スリーデーマーチ」の開催都市である本市では、幼児期において歩いて育む「歩育」の考え方を取り入れ実践してきました。

近年、幼児期に関しては外遊びの時間が短く、家庭においても主な遊び場は、屋外より屋内が多い傾向となっています。散歩など屋外で歩くことは、生活している社会的空間や自然環境の中で、人とのコミュニケーションや交通ルールなどの社会の規則を学ぶことができ、安全に配慮するなど生活に必要な行動様式を身に付けることができます。

このように、「歩く」ことは単に移動の手段として重要なだけでなく、幼児期においては、歩くことが子どもの発達や成長につながることから「歩育」を推進する必要があります。

施策

① 就学前の教育・保育の充実

幼児教育・保育と小学校教育の連続性を重視し、幼児教育振興懇談会を中心とした研修会や幼保小三者連絡会を開催し、幼稚園、保育園、小学校などの関係者の連携・交流に取り組みます。

また、待機児童の早期解消に向け、認可保育施設の定員の拡充・見直しに取り組むとともに、保育ニーズを的確に把握し、管理者や保護者との情報共有、課題解決のための協議・意見交換により、教育・保育の質の向上に取り組みます。

② 多様な保育サービスの提供

保護者等に対するきめ細かな情報提供や、延長保育や病児保育、一時保育、幼稚園での預かり保育など、保護者のニーズに応じた保育サービスを充実させることにより、多様な保育環境の整備を推進します。

③ 食育の推進

保育施設等において、地元食材などを使用して家族や地域の方との世代間交流による食事づくりを体験することで、郷土の味覚や食の大切さを見直す機会を創出します。併せて昼食やおやつ時間を活用し、食の大切さや栄養バランスについて学びます。さらに、子どもと保護者が望ましい食習慣を身に付けるため、食育だよりの配布などを通じて正しい食の知識の習得を支援します。

④ 歩育の推進

「てくてくわくわく歩育ブックダイジェスト版」に掲載している「子どもの運動神経をよくする36の動き」など、幼少期に経験させたい運動遊びを、保育園・幼稚園の日常保育の中に取り入れることにより、歩いて育む「歩育」を一層推進します。また、日本スリーデーマーチで実施する歩育事業への参加を保育施設に呼びかけ、歩くことを通じて子どもの発達や成長を促進します。

施策に対応する指標

指標	方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
① 待機児童数（人）	→	6 (R2)	0	0	0	0	0
② 公立保育園延長保育利用児童数（人）	↗	141 (R1)	145	145	150	150	155
③ 公立保育園食育推進事業実施回数（回）	↗	50 (R1)	54	58	62	66	70
④ 日本スリーデーマーチで実施する歩育事業へ参加する保育施設数（園）	↗	0	13	16	19	22	25

総合戦略との関連	3-4. 就学前の教育・保育の充実
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期ひがしまつやま子ども夢プラン ・ 第2期東松山市教育振興基本計画 ・ 第4次ひがしまつやま共生プラン ・ 第2次ひがしまつやま健康プラン21 後期計画

分野別
テーマ 1-3 学校教育の充実

目指すべきまちの姿

学校・家庭・地域の協力のもと、
子どもたちが学び・育つまち

基本施策 1-3-1

学校教育の充実



現況と課題

① 確かな学力の確立

グローバル化や人工知能などの技術革新が急激に進み、予測困難なこれからの社会を子どもたちが主体的に生き抜いていくために、生きる力の育成が必要です。特に、知識及び技能を着実に身に付けるとともに、それらを活用して直面する課題を解決できる力の育成が求められています。本市では、日々の授業改善を行うとともに、児童・生徒・保護者向けリーフレット「家庭学習のすすめ」や教員向け冊子「学習指導スタンダード」を活用して、学力の向上に取り組んできました。引き続き、子どもたちが、基礎的、基本的な知識及び技能、思考力、判断力、表現力などの能力や主体的に学習に取り組む姿勢を養うなど、確かな学力を身に付けていくことが必要です。

② 社会性が身に付く教育の実践

地域コミュニティの衰退や三世帯同居の減少、産業構造や経済情勢の変化に伴う就業形態の多様化など様々な背景の中で、他者と良好な関係を築き、社会人として自立する力の育成が求められています。本市では、家庭と連携して「あいさつ・返事・靴そろえ」に取り組み、より良い人間関係の構築や自らを律する心の育成に取り組んできました。引き続き、体験活動の充実等を通じて、子どもたちが社会的に自立していくための基礎となる力を育成することが必要です。

③ 教員の資質・能力の向上

次代を担う児童・生徒一人一人を認め、鍛え、育むためには、個々の教員が自らの職責と学び続ける教職員の在り方を自覚しながら、個性を生かし、能力を発揮することが大切です。本市では「授業研究会」や「東松山師範塾－中堅教員研修会－」などを通じて教員の資質、能力の向上に取り組んできました。今後は、教育のICT化などへの対応を含む教員の指導力向上を目指し、教職員の経験年数に応じた総合的、体系的な研修の充実が求められています。

④ 相談体制の充実

いじめ、不登校や発達障害などに対応するために、学校と家庭や地域、関係機関とが連携することが求められています。本市では、総合教育センターで臨床心理士による相談を実施し、中学校に学校相談員を配置するなど相談体制を強化してきました。今後も、児童・生徒の問題行動等の早期発見、対応に向けた体制強化と取組の充実が必要です。

施策

① 確かな学力の確立

児童・生徒が基礎的、基本的な知識や技能を着実に習得できるよう、一人一人に応じたきめ細かな指導を充実させるとともに、学んだ知識等を活用し、主体的に問題解決するための思考力、判断力、表現力などが身に付く教育を実践します。そのために、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進します。

また、ICT化やグローバル化など時代の変化に対応できる能力を育成するための学習環境を整備し、情報教育と国際理解教育を推進します。

② 社会性が身に付く教育の実践

各種の体験活動や道徳教育などを充実させ、児童・生徒の豊かな心の育成に取り組むとともに、社会生活を送る基盤となる健やかな体を育成するための指導の工夫改善を進めます。

また、教育活動において特別な配慮が必要な児童・生徒への支援も含め、小・中学校9年間の学びと育ちの連続性を重視した教育を推進します。

③ 教員の資質・能力の向上

新規採用教員や若手教員、中堅教員など、教員としての経験年数に応じた指導、研修体制を充実させ、教員の指導力向上に取り組めます。

また、各学校の実態に応じ、児童・生徒理解と指導力向上のための校内研修を実施するとともに、教職員自己評価、学校自己評価を活用して質の高い学校教育を実現します。

④ 相談体制の充実

総合教育センターを核とした教育相談体制の充実に取り組むとともに、学校と家庭や地域、関係機関との連携を一層強化します。

「東松山市いじめ防止等のための基本方針」に基づいた教育活動への支援や「ふれあい教室（適応指導教室）」の充実により、いじめ等の問題行動や不登校の防止対策を推進します。

施策に対応する指標

指 標		方向性	現状値 (R1)	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
①	全国学力・学習状況調査の全国平均に対する換算値	↗	小6国	48.6	49.1	49.4	49.7	50.0	50.3
			小6算	47.3	48.3	48.8	49.3	49.8	50.3
			中3国	49.5	49.7	49.9	50.1	50.3	50.5
			中3数	47.7	48.5	48.9	49.3	49.7	50.1
②	埼玉県学力・学習状況調査質問紙調査における「規律ある態度」達成項目割合(%)	↗	小学校	94.0	96.0	97.0	98.0	99.0	100
			中学校	94.0	96.0	97.0	98.0	99.0	100
③	埼玉県学力・学習状況調査における前年度より学力が伸びた児童・生徒割合(%)	↗	小学校	68.2	70.2	71.2	72.2	73.2	74.2
			中学校	66.4	68.4	69.4	70.4	71.4	72.4
④	不登校からの復帰割合(%)	↗	小学校	25.0	34.0	38.0	42.0	46.0	50.0
			中学校	18.3	23.0	26.0	29.0	32.0	35.0

関連計画

- ・ 第2期東松山市教育大綱
- ・ 第2期東松山市教育振興基本計画



現況と課題

①安心で快適な学習環境づくり

学校施設は児童・生徒の学習及び生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所としての役割を担っていることから、安全に利用できる環境を整えておく必要があります。

小規模建物を除いた学校施設全体の約6割が建築後30年以上経過し老朽化が進んでおり、施設水準の維持が課題となっています。また、老朽化対策と併せてトイレの洋式化等、教育環境の向上が求められています。

②地域に根ざした学校づくり

令和元年度（2019年度）に「学校運営協議会制度」（コミュニティ・スクール）を導入し、保護者・地域の方が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することにより、学校、家庭、地域が一体となってより良い教育の実現に取り組んでいます。今後に向けては「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」（学校と地域が相互にパートナーとして行う活動）の一体的な実施を推進するための組織づくりが課題となります。また、通学路の見守り活動や学校応援団の担い手の高齢化が進んでおり、広く多くの地域住民が理解し、協力する仕組みの構築が必要です。

③学校給食の充実

栄養バランスのとれた豊かな食事は、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達に不可欠です。しかし近年、食生活の乱れに起因する生活習慣病の低年齢化や適正体重の子どもの減少など、子どもの食に関する問題が顕在化しています。子どもたちに、食に関する正しい理解や望ましい食習慣の形成のための指導を進めるとともに、旬の食材や地場産物の活用、郷土料理や行事食、新メニューの取り入れなど給食を充実させていくことが求められています。



授業の様子（中学校）



給食の様子（小学校）

施策

① 安心で快適な学習環境づくり

学校施設が担う役割を踏まえ、施設の損傷や劣化状況等について、一級建築士等による専門的な定期点検を実施し、予防保全の考え方に基づいた維持管理を徹底し、安全で長く使用できる環境を整えます。

また、校舎等の屋上防水や外壁防水改修等の老朽化対策や非構造部材の耐震化を計画的に進めるとともに、トイレの洋式化等による快適な学習環境づくりを進めます。

② 地域に根ざした学校づくり

学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）」と、学校と地域が相互に協力して行う「地域学校協働活動」を一体的に推進します。

学校に対する多様な協力活動（学校応援団等）、放課後子ども教室、地域イベントにおけるボランティア活動等への地域住民の参画など、学校と地域が連携、協働できる仕組みを確立します。

③ 学校給食の充実

安全な給食を提供するために、衛生管理を徹底し、調理環境の整備に取り組みます。また、栄養教諭による授業や試食会などを通じて児童・生徒や保護者に食の大切さを指導するとともに、地域の食材への愛着や理解が深まるよう地場産物の活用を推進します。

施策に対応する指標

	指 標	方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
①	有資格者による施設点検を実施した学校数（校）	↗	5 (R2)	10	16	16	16	16
②	学校応援団活動延べ日数（日）	↗	3,163 (R1)	3,193	3,208	3,223	3,238	3,253
③	学校給食に使用した東松山市産の食材の割合（重量ベース）（%）	↗	31.3 (R1)	31.5	32.0	32.5	33.0	33.5

関連計画

- ・ 第2期東松山市教育大綱
- ・ 第2期東松山市教育振興基本計画



まちづくりの柱 ②

健康福祉



2-1. 健康づくりの推進	44
2-2. 保健・医療の充実	46
2-3. 地域福祉と社会保障の充実	50
2-4. 高齢者福祉の充実	54
2-5. 障害者福祉の充実	56



分野別 テーマ 2-1 健康づくりの推進

目指すべきまちの姿

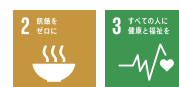
毎日の健康づくりにより、
生涯を通じて元気に暮らせるまち

基本施策 2-1-1

健康づくりの推進



現況と課題



① ウォーキングによる健康づくりの推進

本市では、「毎日1万歩運動」や「プラス1000歩運動」をはじめとするウォーキングを中心とした健康づくりを推進し、その効果を実証してきました。今後は、この取組を一人でも多くの市民に広げ、誰もが健康な社会を実現していくことが必要です。

② 健康づくりと疾病予防の取組

乳幼児期から高齢期まで、いきいきと充実した生活を送るためには、生活習慣病の予防をはじめとする健康の保持増進が重要です。また、健康や子育てに関して悩みを抱える市民に対し、タイムリーに適切な情報を伝え、支援する体制を充実させることが必要です。

③ 歯科口腔保健の推進

近年、歯科口腔が生活習慣病等、全身の様々な疾患に影響を与えていることが明らかになってきました。このことから、平成26年（2014年）に制定した「東松山市歯科口腔保健の推進に関する条例」に基づいた歯科疾患の予防等、口腔保健の推進が求められています。

④ 食育の推進

近年、ライフスタイルの多様化に伴い不規則な食事による栄養の偏りや肥満、若い女性の過度な痩せ志向など、食をめぐる問題が複雑化しています。生活習慣病の予防や生活の質の向上、子どもたちの健やかな成長のために正しい知識の普及や食生活の改善が必要です。

⑤ がん検診等の推進

日本人の死因の半数以上を占めるのが生活習慣病であり、その中でも死因の第1位である「がん」は、日本人の国民病ともいわれています。生活習慣病は早期の発見や治療によって重症化を緩和させることが可能になってきましたが、本市の健康診査受診率は高くないため、がん検診や特定健診等の受診を促進していくことが必要です。

⑥ 感染症対策の充実

WHO（世界保健機構）がパンデミック（世界的な大流行）を宣言し、国内では政府が緊急事態宣言を行うに至った新型コロナウイルス感染症は、本市においても感染者が確認され、市民の日常生活や地域社会の様々な活動に深刻な影響をもたらしました。地球規模で感染が進む可能性のある様々な感染症に対し、公衆衛生の観点から感染予防や感染拡大防止への取組を充実させることが必要です。

施策

① ウォーキングによる健康づくりの推進

日本スリーデーマーチ開催都市として「ウォーキング」を健康づくりの柱に位置付け、「毎日1万歩運動」や「プラス1000歩運動」を継続するとともに、ウォーキングセンターや市民活動センターで行うウォーキング事業を通じて、市民の健康づくりを推進します。

また、「心のこもった地域福祉プロジェクト2020」の一つである「いきいきパス・ポイント事業」や「埼玉県コバトン健康マイレージ」と連携し、ウォーキングの更なる普及と市民の健康増進に取り組みます。

② 健康づくりと疾病予防の取組

市民が健康でいきいきとした生活を送ることができるよう「第2次ひがしまつやま健康プラン21 後期計画」に基づき、生活習慣病の予防、心身の健康の保持増進などを目的としたライフステージに応じた健康づくりを推進します。妊娠、子育て期については、子育て世代包括支援センターでの相談事業や、乳幼児健診、予防接種などを実施することにより、出生前から乳幼児期まで継続した支援を行い、育児不安の軽減や子育て支援を充実します。また、高齢期については、「心のこもった地域福祉プロジェクト2020」を通じて、健康診査の受診促進等に取り組み、健康長寿社会の実現を目指します。

③ 歯科口腔保健の推進

おいしく食べられ、楽しく会話ができることは、健康で豊かな生活を送るために大切なことから、歯と口の健康を保持増進することにより、健康寿命の延伸に取り組みます。比企都市歯科医師会と連携し「市民一人一人が生涯にわたって歯科疾患の予防や口腔機能の向上に努める」、「誰もが歯科保健医療サービスを受けやすい社会環境の整備に取り組む」を2つの柱とし、ライフステージ別の取組を推進します。

④ 食育の推進

「第2次東松山市食育推進計画」の重点行動目標である「適正体重を維持しよう」及び「野菜や果物をしっかりと食べよう」の実現に向け、関係団体と連携しながら、市民自らが正しい知識と望ましい食習慣を習得できるよう食育を推進します。

⑤ がん検診等の推進

市民の生活習慣病の予防及びがんの早期発見に向け、個別通知の郵送やイベント時における受診勧奨パンフレットの配布のほか「健康マイレージ事業」や「いきいきパス・ポイント事業」を推進することにより、各種がん検診等の受診率の向上に取り組みます。また、がん患者や家族が抱える不安や精神的負担の軽減を図るため、相談体制の充実に取り組みます。

⑥ 感染症対策の充実

病原性が高くまん延のおそれがある新型インフルエンザ等の流行に備えるため、新型コロナウイルス感染症での経験を反映させた対応マニュアルや業務継続計画を整備するとともに、東松山保健所や比企医師会と連携し、感染症の状況に関する情報共有や検査等に関する支援体制の仕組みを整えます。また、様々な感染症から市民の生命や健康を守るため、予防、感染拡大防止に必要な行動や知識についての普及啓発に取り組みます。

施策に対応する指標

指標	方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
① コバトン健康マイレージ参加者数(人)	↗	2,634 (R1)	3,000	3,200	3,350	3,450	3,500
② 乳児健診の受診率(%)	→	95.2 (R1)	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0
③ 大人のための健康歯援プログラム参加者数(人)	↗	68 (R1)	75	81	87	94	100
④ 健康づくりのために食事に気をつける市民の割合(%)	↗	68.6 (H30)	-	69.0	-	70.0	-
⑤ がん検診(大腸がん)受診率(%)	↗	4.9 (H30)	5.1	5.3	5.5	5.7	5.9
⑥ 感染症対策に取り組んでいる市民の割合(%)	↗	-	-	91.0	-	92.0	-

総合戦略との関連	3-2. 親と子の健康支援 5-3. 生活習慣病の予防と早期発見	5-1. ウォーキングによる健康づくり
関連計画	・第2次ひがしまつやま健康プラン21 後期計画 ・東松山市新型インフルエンザ等対策行動計画 ・東松山市歯科口腔保健推進計画	・第2次東松山市食育推進計画



分野別
テーマ 2-2

保健・医療の充実

目指すべきまちの姿

病院間や病院と関連機関との連携が進み、
必要な医療が受けられるまち

基本施策 2-2-1

保健・医療体制の充実



現況と課題



① 医療・福祉・介護の連携強化

高齢化の進展等に伴い医療需要は今後更に増加することが予想されます。医療や介護をはじめ様々なサービスや支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、医療・福祉・介護の連携を強化し、それぞれのサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステム（注）を構築することが求められています。

② 医療機関同士の連携強化

埼玉県の人10万人当たりの病床数は、全国平均と比べて7割程度に留まっています。本市においては県平均を上回っていますが、十分とは言えない状況です。高齢者を中心とする医療需要の高まりが予測される中で、地域において誰もが安心して良質な医療を受けられるよう、各医療機関が役割に応じた「医療機能の分担（機能分化）」と相互の連携を進め、限られた医療資源の全体最適化に取り組むことが必要です。

③ かかりつけ医の普及と適切な医療機関情報の提供

誰もが適切な医療を受けられるよう医療機関情報の提供はもとより、かかりつけ医を含む地域医療の機能分化と連携体制への理解が重要です。また、市民病院については、今後も地域の基幹病院としての役割を果たせるよう診療体制を充実させる必要があります。

〔注〕 地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう地域内で助け合う体制のことで、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を目指すもの。

施策

① 医療・福祉・介護の連携強化

地域包括ケアシステムの更なる向上のため、在宅医療連携の支援窓口として設置した比企医師会在宅医療連携拠点（注）と連携し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の充実を進めるとともに、比企地区在宅医療・介護連携推進協議会や多職種連携研修を通じて関係者の連携を強化します。

また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるように、総合的な支援を行う地域包括支援センターの機能強化に取り組みます。

② 医療機関同士の連携強化

埼玉県が所管している「地域医療構想」に係る協議会などを通じて、市内及び近隣医療機関が各々の機能の明確化と病院間の連携を推進することで、最適な地域医療提供体制の確保に取り組みます。

また、比企医師会との連携による在宅医療の機能強化を進め、地域包括ケアシステムを一層充実させます。

③ かかりつけ医の普及と適切な医療機関情報の提供

高齢化による医療需要の増加と疾病構造の変化に対応するため、比企医師会と連携し、かかりつけ医の役割の重要性について普及啓発に取り組むとともに、休日当番医や休日・夜間診療などの地域の医療機関に関する情報提供を充実し、症状や容態に応じて適切な医療を受けられる環境の整備に取り組みます。

施策に対応する指標

指 標		方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
①	在宅医療連携拠点 相談件数（件）	↗	242 (R1)	280	300	320	340	360
②	連携医療機関（注）数	→	7 (R1)	7	7	7	7	7
③	かかりつけ医を持つ 市民の割合（%）	↗	72.3 (H30)	—	73.0	—	74.0	—

関連計画

・第二次東松山市地域福祉計画
・第8期東松山市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

〔注〕比企医師会在宅医療連携拠点

医療と介護のつなぎ役として、医療と介護の相談窓口を設置し、在宅医療を行う医師の紹介、在宅療養支援ベッドの確保に取り組んでいる。埼玉県内では郡市医師会の区域ごとに設置されており、比企地区は1市7町1村で構成されている。

〔注〕連携医療機関

比企地区で救急医療を担うために連携している医療機関。



市民病院の充実



現況と課題

① 診療体制の充実と連携・機能分化の推進

急速な高齢化の進展により、それぞれの地域に適した医療提供体制の構築が求められる中で、市民病院の中長期的な機能・方向性について早期に明確化し、近隣医療機関との連携を推進することが必要です。

② 経営の適正化の推進

医師不足が続き、医業収益も年々落ち込む中で、安定した医療提供体制を維持するために早急に収支のバランスを整えることが必要です。医師の確保はもとより、職員の意識改革と、既存の医療資源を最大限活用した経営適正化への取組が不可欠です。

③ 医療と介護分野との連携推進

本市でも高齢化がより顕著になっており、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）に向けて医療と介護の連携推進が一層重要となってきます。市民病院としても、救急医療体制や回復期機能の拡充により、医療面から地域包括ケアシステムの構築を支える必要があります。

④ 施設及び各種医療機器の安全性と性能の向上

安全で快適な診療環境を整備するため、竣工から30年余りが経過し、老朽化が顕著な本館の施設や設備類の改修を継続する必要があります。また、大型の高度医療機器についても購入から相当な年数が経過しているため、計画的な更新が必要です。



市民病院

施策

① 診療体制の充実と連携・機能分化の推進

常勤医師の確保により、診療体制の充実を目指します。また、それに伴い救急診療体制を見直し、救急搬送患者受入数の増加に取り組みます。

また、埼玉県地域医療構想や圏域内における関係団体との議論も踏まえながら、市民病院の中長期的な機能・方向性を明確化し、近隣医療機関との連携と機能分化を推進します。

② 経営の適正化の推進

新たな市民病院中期経営計画（改革プラン）の各アクションプランに基づき、医業収支比率及び経常収支比率の向上を目指すとともに、患者満足度を向上させ、新規患者の獲得を目指します。

③ 医療と介護分野との連携推進

地域包括ケア病床を増床させるとともに、リハビリテーションや、看護師及びソーシャルワーカーの介入による在宅復帰支援体制の充実により、介護施設等との連携を推進します。

また、在宅患者等の急変に対応できる救急受入体制を整備します。

④ 施設及び各種医療機器の安全性と性能の向上

老朽化が著しい本館の施設や設備類について、計画的に改修を行うことで施設の安全性とアメニティの向上に取り組みます。

また、CTやMRIなどの高度医療機器の更新を行い、より安全で高度な医療を提供します。

施策に対応する指標

指 標		方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
①	常勤医師数（人）	↗	14 (R1)					
	救急搬送患者受入数（人）	↗	903 (R1)					
②	医業収支比率（%）	↗	80.8 (R1)					
	経常収支比率（%）	↗	91.7 (R1)					
③	在宅復帰率（%） ※	→	86.8 (R1)					
	地域包括ケア病床稼働率（%）	↗	77.9 (R1)					
④	一般病床稼働率（%）	↗	73.3 (R1)					
	高度医療機器稼働率（%）	↗	81.8 (R1)					

※目標値に関しては、現在策定中の病院の中期経営計画内で設定するため、現段階では未記入

※在宅復帰率は、地域包括ケア病床のみの値

関連計画

・ 東松山市立市民病院中期経営計画
・ 第二次東松山市地域福祉計画



分野別
テーマ 2-3

地域福祉と社会保障の充実

目指すべきまちの姿

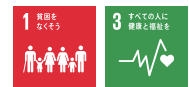
地域の支え合いが進み、
住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまち

基本施策 2-3-1

地域福祉の推進



現況と課題



① 地域社会のネットワーク化の推進

核家族化や集合住宅の増加、ライフスタイルや価値観の多様化、またプライバシー意識の高まりと相まって個人情報の取り扱いなども問題となり、地域住民の現状把握が難しい状況が生まれつつあります。地域の抱える課題は様々な分野に及んでおり、地域で生活するにあたって、必要な情報や支援を受けられないことが心配されます。福祉分野に限らず、保健、医療など分野を超えて地域で活動する組織、団体同士が連携し、多様な主体による共助の取組を進めていく必要があります。

② 関係団体の活動支援

地域社会では自治会、民生委員・児童委員、子育て団体などにより住民同士の見守りや助け合いが進められていますが、十分に浸透しているとはいえない状況にあります。自治会等による見守りや声かけの活動を市民に改めて周知するとともに、「あんしん見守りネットワーク」等の関係機関による見守りの仕組みを継続して発展させていく必要があります。

③ 地域福祉の担い手の育成

地域福祉は、行政や福祉事業者などの公的福祉サービスの担い手だけではなく、ボランティア団体をはじめとした多様な主体の参画により推進されることが望まれます。

地域福祉の充実には担い手の確保が重要であることから、人材の育成を通じた体制の充実を進める必要があります。

④ 権利擁護の推進

児童や高齢者・障害者などに対する虐待等の人権侵害は後を絶たない状況にあり、虐待の防止、早期発見、早期支援、解消に向けた地域ぐるみの取組を更に推進する必要があります。

また、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、障害者などの増加が見込まれる中、誰もが地域で安心して生活を送ることができるように、成年後見制度の適正な利用を促すための情報提供や相談支援を充実させる必要性が高まっています。

施策

① 地域社会のネットワーク化の推進

「心のこもった地域福祉プロジェクト2020」の一環として各市民活動センターに配置された地域福祉コーディネーターとの連携強化に取り組みます。また、日常的な見守り等が必要な高齢者を支える活動や災害時に支援が必要な要配慮者への避難行動支援の在り方など、分野を超えて横断的に意見交換できる場を設置し、地域社会のネットワーク化を進めます。

② 関係団体の活動支援

自治会や民生委員・児童委員協議会などの地域活動を支援するとともに、社会福祉協議会や地域包括支援センター等と連携して「あんしん見守りネットワーク」や「支え合いサポート事業」における取組を充実させ、日常生活上の支援が必要な高齢者等を地域で支える体制を強化します。

③ 地域福祉の担い手の育成

社会福祉協議会と連携し、地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーターの資質向上に向けた研修を充実させます。また、令和元年東日本台風を契機に開設された災害ボランティアセンターの経験も踏まえ、様々な分野においてボランティアが継続的に活動へ参画できる仕組みを整備し、地域福祉の担い手の確保・育成に取り組みます。

④ 権利擁護の推進

成年後見センター事業の有効活用等により、権利擁護に関する制度や事業などの情報を積極的に周知し、成年後見制度の利用を促進します。

また、虐待防止に向けて、相談体制の充実や関係機関との連携体制を構築するとともに、当事者を含めた関係者への啓発活動を推進します。

施策に対応する指標

指 標		方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
①	地域福祉に関する意見交換会の開催数（回）	→	42 (R1)	42	42	42	42	42
②	支え合いサポーター登録者数（人）	↗	108 (R1)	110	115	120	125	130
③	人材育成研修の参加者数（人）	→	175 (R2)	175	175	175	175	175
④	成年後見センター相談件数（件）	↗	123 (R1)	125	130	135	140	145

総合戦略との関連	5-4. 社会福祉協議会との協働 5-5. 認知症施策の推進
----------	-----------------------------------

関連計画	・ 第二次東松山市地域福祉計画 ・ 第8期東松山市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画
------	--



基本施策 2-3-2

社会保障の充実



現況と課題

①生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の適正な運営

生活に困窮し生活保護を受給する世帯は依然増加傾向にあります。

社会全体の高齢化や単身高齢者等の増加、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による景気動向など、生活を不安定化させる要因は多く存在しており、引き続き、地域における生活困窮者等の早期把握と支援を推進していく必要があります。

②国民健康保険制度の安定的運営

医療の高度化や被保険者の高齢化に伴い一人当たりの医療費が増加傾向にある中、安定的な制度運営のために平成30年度（2018年度）から財政運営が県単位化されました。国民皆保険制度の根幹をなす国民健康保険を持続可能なものとするため、引き続き収納率の確保・向上や医療費の適正化が求められています。

③後期高齢者医療制度の安定的運営

高齢化が進展し、後期高齢者医療制度の被保険者が年々増加しています。この増加している被保険者に適正な医療を提供するためには、安定的な財政運営が必要です。

施策

①生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の適正な運営

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度を適切に連動させ、自立支援につなげるとともに、不正受給防止の取組等を通じ、公平な制度運営を維持します。

②国民健康保険制度の安定的運営

安定的な財源確保のため、国民健康保険税の納期内納付の促進、滞納案件の早期解消に取り組みます。また、糖尿病等の生活習慣病を予防するため、勧奨通知の発送やイベントでのPR、いきいきパス・ポイント事業の活用など様々な手段を講じて特定健康診査の受診率を向上させ、医療費の適正化を推し進めます。

③後期高齢者医療制度の安定的運営

制度の実施主体である埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の適正化を進めるとともに、保険料の収納確保に取り組みます。

施策に対応する指標

	指 標	方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
①	就労等による自立者数（人） 【累計】	↗	21 (R1)	20	40	60	80	100
②	特定健康診査受診率（%）	↗	37.7 (H30)	38.0	38.5	39.0	39.5	40.0
③	後期高齢者医療保険料収納率 (現年賦課分)（%）	→	99.3 (R1)	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5

関連計画

・東松山市国民健康保険保健事業実施計画
・第二次東松山市地域福祉計画

分野別
テーマ 2-4 高齢者福祉の充実

目指すべきまちの姿

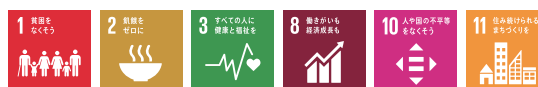
高齢者がいきがいを持ち、元気に暮らせるまち

基本施策 2-4-1

高齢者支援の充実



現況と課題



① いきがいづくりと社会参加の推進

高齢者がいつまでも元気に自分らしく暮らしていくためには、健康の保持増進に加え、いきがいづくりと社会参加の機会の確保が必要です。長年にわたって社会を支えてきた高齢者が有する豊かな経験、知識、技能を積極的に生かしつつ、地域社会とのつながりが感じられる取組を施策横断的に実行することが求められています。

② 健康づくりと介護予防の推進

高齢者が充実した暮らしを送るためには、健康であることが最も重要です。

本市では、埼玉県の「健康長寿埼玉プロジェクト」のモデル都市として、市民の健康づくりやいきがいづくりにつながる事業を展開してきました。今後は、「心のコもった地域福祉プロジェクト2020」により地域福祉の充実に資する施策を広く展開し、健康長寿社会を実現していくことが必要です。

③ 認知症施策の推進

高齢化の進展に伴い認知症高齢者は更に増加し、令和7年（2025年）には高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれる中、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられる体制の構築が求められています。

④ 介護保険制度の適正な運営

世界に例のない速さで進む高齢化への対応は、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）に向けて最も重要な局面を迎えます。高齢化の進展は、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加にもつながることから、総合的かつ計画的な取組を進め、市民の暮らしの安心を確かに行うことが求められています。高齢者が住み慣れた場所で誇りといきがいを持って暮らせること、健康づくり、介護予防、社会参加など自分らしい暮らしが続けられる環境を整えること、支援が必要な時に必要なサービスが用意されることについての具体的な取組を進めるとともに、制度の安定的かつ持続可能な運営が必要です。

施策

① いきがいづくりと社会参加の推進

「心のこもった地域福祉プロジェクト2020」を通じて、高齢者の「楽しみたい、働きたい、貢献したい」という思いを実現し、いきがいづくりと社会参加を促進します。地域における通いの場である高齢者向けサロンやシニアクラブなどの活性化を促すとともに、高齢者の就労機会を確保するため、公益社団法人東松山市シルバー人材センターに対する支援を継続し、シニア向け就職説明会を開催するなど雇用とのマッチングの機会を提供します。

② 健康づくりと介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らせるよう「みんなきらめけ！！ハッピー体操」の普及・促進や市民健康増進センターでの各種教室の開催、シニアボランティアポイント制度の充実などを通じ、高齢者の健康づくりと介護予防を推進します。

また、高齢者の健康増進と外出意欲向上を目的として実施する「いきいきパス・ポイント事業」により健康寿命の延伸に取り組みます。

③ 認知症施策の推進

各地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員や医療、介護などの専門職からなる認知症初期集中支援チームにより認知症高齢者やその家族等を支援します。

判断能力の低下した高齢者の日常生活を支援し、その権利を擁護するための成年後見制度等の周知徹底により、確実に利用につなげる体制を整備します。

認知症の早期発見のため、認知症検診の受診者増加に取り組みます。

④ 介護保険制度の適正な運営

団塊の世代が全て後期高齢者となる令和7年（2025年）を見据え、利用者の自立支援に向けた適切な介護サービスが提供されるよう、医療と介護の連携を強化するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業などの地域支援事業の充実により、安定的で持続可能な制度運営に取り組み、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

施策に対応する指標

指 標		方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
①	高齢者サロンの数	↗	83 (R1)	84	85	86	87	88
②	シニアボランティア登録者数（人）	↗	492 (R1)	520	550	580	610	640
③	認知症検診受診率（%）	↗	12.1 (R1)	14.0	15.0	16.0	17.0	18.0
④	要介護（支援）認定率（%）	↗	15.4 (R1)	15.5	16.0	16.4	16.8	17.2

総合戦略との関連	5-2. 健康づくりと社会参加の推進 5-4. 社会福祉協議会との協働 5-5. 認知症施策の推進
----------	---

関連計画	・第二次東松山市地域福祉計画 ・第8期東松山市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画
------	--



分野別
テーマ 2-5

障害者福祉の充実

目指すべきまちの姿

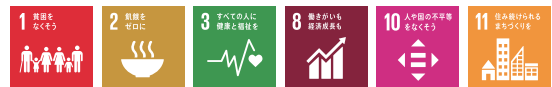
障害の有無にかかわらず、個性と能力を発揮し
自分らしく安心して暮らせるまち



基本施策 2-5-1

障害者支援の充実

現況と課題



① 全ての市民がともに暮らす社会の実現

近年、障害者への理解を進めるための法制度や福祉サービスが徐々に整備されつつあります。この流れを強化し、地域社会が障害者を包容し、人権が尊重されるよう市民の理解を更に促進する必要があります。

② 障害者に対する生活支援の充実

障害のある人には、年齢や障害の状態等により様々な支援ニーズがあります。それぞれのニーズに応じた福祉サービスの充実と、地域による助け合い等のインフォーマルな支援の充実を通じた自立支援を目指す必要があります。

③ 障害者の就労支援の充実

福祉施設からの一般就労は、就労移行支援事業所からは毎年一定数出ていましたが、就労継続支援B型事業所（注）からの一般就労は必ずしも十分に進んでいない状況にありました。しかし、障害者就労支援コーディネーター事業により就労継続支援B型事業所への支援を行った平成29年度（2017年度）以降は継続して一般就労が実現しており、取組の成果が現れました。今後は一般就労の更なる拡充に向けた地域全体としての取組の充実が必要です。

〔注〕 就労継続支援B型事業所

障害者総合支援法に基づく就労継続支援のための施設。一般企業への就職が困難な障害者に対し就労機会を提供（非雇用型）するとともに生産活動を通じて能力等の向上に必要な訓練などの障害福祉サービスを提供する。（雇用型のものは就労継続支援A型事業所）

施策

① 全ての市民がともに暮らす社会の実現

障害者基本法の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく尊重されるものであるとの理念」に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けて広報紙やホームページなどによる啓発活動を推進します。また、地域自立支援協議会の活動や当事者団体等の関係機関との協力により、研修会や講演会等での啓発活動を推進し、障害児者に対する理解の促進につなげます。

② 障害者に対する生活支援の充実

障害児者の生活を地域で支えるため、「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場」「専門の人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つの機能を持つ地域生活支援拠点の整備を進めます。その中で様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の人々によるインフォーマルな支援の在り方を検討し、関係機関への働きかけを強化します。また、障害者の地域生活の受け皿となるグループホームの利用促進のため、体験利用から入居までの支援をスムーズに行う体制を整えます。

③ 障害者の就労支援の充実

障害者就労支援センターザックの事業により、一般就労を前提とした就労支援に取り組むとともに、ハローワーク等の関連機関と連携しながら民間企業等へ障害者雇用の働きかけを行います。

施策に対応する指標

指 標		方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
①	理解促進のための研修会・講習会への参加人数（人）	↗	85 (R1)	90	100	100	110	110
②	グループホーム年度末時点利用者（人）	↗	90 (R1)	98	102	107	112	117
③	福祉施設から一般就労する人数（人）	↗	13 (R1)	15	16	17	18	19

総合戦略との関連 2-6. 就労支援の充実

関連計画

- ・ 第三次市民福祉プラン
- ・ 第二次東松山市地域福祉計画
- ・ 第6期障害福祉計画
- ・ 第2期障害児福祉計画



まちづくりの柱 3

環境



3-1. 良好な地域環境の保全	60
3-2. 自然に親しむ空間づくりの推進	62
3-3. 循環型社会の構築	64



分野別
テーマ 3-1

良好な地域環境の保全

目指すべきまちの姿

生活環境を保全し、快適に生活できるまち

基本施策 3-1-1

良好な地域環境の保全



現況と課題

①地球温暖化対策の推進

本市は、埼玉県と協働で実施した「埼玉エコタウンプロジェクト」による自然エネルギーの積極的活用をはじめ、公共施設における温室効果ガス排出量の削減や市民との協働プロジェクトなどを通じ、地球温暖化対策に継続して取り組んできました。

地球温暖化による気候変動は豪雨災害の増加や農作物の品質低下など社会全体に大きな影響をもたらすことから、今後も市民や事業者が一体となった温暖化対策を進める必要があります。

②環境に対する市民意識の向上

平成9年度（1997年度）に「東松山市美しく住みよい環境づくり基本条例」を、平成25年度（2013年度）に「東松山のまちをみんなで美しくする条例」を制定し市民と連携した生活環境や環境意識の向上に取り組んできた結果、平成30年度（2018年度）の市民意識調査において、「環境に配慮した生活を心がけている」と答えた人の割合は87.4%と高い割合となりました。

一方、日本全体で見ると一人当たりのプラスチック容器包装の廃棄量は、主要な地域、国の中で2番目に多いとされ、令和2年度（2020年度）からレジ袋が有料化されるなど、消費者のライフスタイルに変革を促す取組が行われています。

環境問題の改善には、一人一人の取組が重要であることから、今後も具体的な行動を促す継続した啓発活動が必要です。

③快適な生活環境の確保

本市では、快適な生活環境の指標となる水質や騒音、大気などを測定し、住環境に影響のある周辺環境を監視してきました。また、中心市街地では環境美化重点区域を定め快適性を高めるとともに、管理が十分でない空き地等についても指導等を行ってきました。

今後は人口減少や核家族化の進展などにより、空き家問題が更に顕在化していくことが見込まれます。

施策

①地球温暖化対策の推進

地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスについて、市内からの排出量を削減するため、市民・事業者が取り組む低炭素化への支援や情報発信などにより、省エネルギーの促進と再生可能エネルギーの普及に取り組みます。

また、市役所の事務及び事業活動により排出される温室効果ガスの削減に向けて、徹底したエネルギー管理や公用車の適正使用とともに、施設の改修にあわせた省エネルギー設備の導入など、環境に配慮した行動に率先して取り組みます。

②環境に対する市民意識の向上

広報紙やホームページにより地球温暖化やごみ問題をはじめ、対策が必要となる環境問題に関する継続した情報発信のほか、市民団体等と連携して実施する環境学習会やイベントの開催などを通じて市民意識の向上に取り組みます。

③快適な生活環境の確保

快適な生活環境を維持するために実施する水質、騒音、大気などのモニタリング結果を定期的に公表し、基準値を超えた場合は近隣住民へ注意を促すとともに必要な対策を講じ、快適な生活環境を確保します。

また、空き家、空き地については、適正管理のための啓発活動と、地域と連携した取組を推進します。

施策に対応する指標

指標		方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
①	市内のCO ₂ 排出量 (1,000t-CO ₂)	↘	556.0 (H29)	548.1	540.2	532.2	524.2	516.3
②	マイバッグ利用率 (%)	↗	63.6 (H30)	—	70.0	—	74.0	—
③	環境に関する苦情件数 (件)	↘	321 (R1)	310	300	290	280	270

関連計画

- ・東松山市環境基本計画
- ・東松山市地球温暖化対策実行計画
- ・東松山市空家等対策計画



分野別
テーマ 3-2

自然に親しむ空間づくりの推進

目指すべきまちの姿

里山、親水空間など憩いの場の整備が進み、
潤いあるみどりがあふれるまち

基本施策 3-2-1

自然に親しむ空間整備の推進



現況と課題

① 緑と水の保全と活用

本市には、豊かな丘陵地の樹林や平野部を流れる大小の河川により形成された変化に富んだ土地が広がり、ホテル等の環境変化の影響を受けやすい生物が今なお多く生息する自然環境が残されており、市民に親しまれてきました。

これらの恵まれた環境は、行政だけではなく、地元住民やNPO等との協働により維持されてきたものですが、これを後世に残していくためには後継者の育成や環境保全活動への幅広い世代の参加を進めていくことが必要です。

② 自然と親しむ環境整備

平成30年度（2018年度）市民意識調査では、本市の印象について「よい」と感じている市民の割合が最も高い項目は「自然環境」という結果が出ており、自然環境は本市の魅力を感じることのできる貴重な資源の一つであるといえます。

これまでに、くらかけ清流の郷など、自然に触れ合う機会を創出してきましたが、これらは市民が心身の安らぎや楽しみを感じることでできる空間であるとともに、市外に発信できる重要な観光資源であることから、将来にわたって活用していくことが求められています。

③ 生態系の保全による自然環境の維持

本市では平成18年度（2006年度）から特定外来生物であるアライグマの調査、駆除を継続していますが、農作物や生活環境への被害の範囲は拡大傾向にあります。環境省では、生態系や生物多様性に影響を及ぼす原因の一つとして外来種の侵入を挙げており、アライグマを始めとする外来動植物の生息域の拡大は、生活環境だけではなく、市内に残る豊かな自然環境や生態系においてもすでに悪影響を及ぼしている可能性があります。

このため、市民への啓発と生息域等の調査により、生態系や生物多様性を守る取組を進めていくことが必要です。

施策

① 緑と水の保全と活用

本市の良好な水辺環境を象徴するホタルについては、地域住民やNPO団体と協働して生息域の維持管理や観賞会を行うとともに、水質調査や生物調査などを通じて生息環境の保全を図ります。

また、身近な自然環境の魅力をホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など様々なツールを活用して発信するとともに、子どもたち等を対象とした野外体験活動を実施することで、新たな担い手となる幅広い世代の関心を高め、里山や雑木林の保全活動などのこれまで培ってきた活動への参加を促進し、継続性のある保全活動へと発展させます。

② 自然と親しむ環境整備

くらかけ清流の郷や市民の森、緑地などの恵まれた自然環境については、本市の魅力を感じる貴重な資源と捉え、市民の余暇活動や観光の場として活用できるよう環境を整えることで、身近な場所で楽しみながら自然に親しめる機会を創出します。

また、東松山市農林公園や化石と自然の体験館など、各地区に存在する資源を有機的に組み合わせることで、観光資源としての価値を更に高め、市外からの来訪者の増加やリピーター化を進めます。

③ 生態系の保全による自然環境の維持

特定外来生物の実態を把握するため、生息域等の調査を行うとともに、ペットや観賞用などとして親しまれていた動物や植物が、自然環境へ流出することのないよう、広報紙やホームページ、SNSなどを活用し市民に対する啓発活動を強化します。

また、本市の豊かな自然環境に息づく生態系を守るため、アライグマなどの特定外来生物の捕獲体制を強化するとともに、市民と行政が協働して活動する体制を整えます。

施策に対応する指標

指 標		方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
①	ホタルの生息確認箇所数（箇所）	↗	12 (R1)	12	13	13	13	13
②	くらかけ清流の郷利用者数（人）	↗	32,521 (R1)	26,000	28,000	30,000	32,000	33,000
③	アライグマ調査捕獲頭数（頭）	↗	—	10	20	30	40	50

総合戦略との関連 1-1. 地域資源の連携による観光の魅力向上

関連計画

- ・ 東松山市環境基本計画
- ・ 東松山市観光振興基本計画



分野別 テーマ 3-3 循環型社会の構築

目指すべきまちの姿

一人一人が身近な環境問題に取り組む、資源循環型のまち

基本施策 3-3-1

資源循環の推進



現況と課題

① ごみの減量とリサイクルの推進

クリーンリーダー（注）との地区別情報交換会等様々な取組を通じて、ごみ排出量の削減、資源化のための意識啓発を行ってきた結果、市民一人当たりのごみの排出量は減少傾向にあります。一方で資源化が可能な紙類が可燃物として廃棄されてしまう等、改善すべき点も残されています。引き続き、家庭ごみ削減の取組を継続するとともに、分別収集への協力を働きかけ、リサイクルできるごみの割合を増やしていくことが重要です。

② 一般廃棄物処理の方向性の明確化

「クリーンセンター中長期修繕計画」に基づき、計画的な修繕を行うことでごみ処理施設の適正な維持管理と処理能力の維持に取り組んできましたが、施設の老朽化が進んでおり、長寿命化への取組が必要です。

また、今後の一般廃棄物の処理については、市民の意見を踏まえつつ、他自治体での手法や先進事例などを幅広く情報収集し、早期に方向性を明確化していく必要があります。

③ 災害廃棄物処理の体系化

令和元年東日本台風の被害を受け、災害に伴い発生する多量の廃棄物をどう処理していくかが課題として見えてきました。今後発生が想定される災害に備え、排出された廃棄物を体系的に処理していく仕組みを作る必要があります。

〔注〕 クリーンリーダー

平成10年度から導入された制度で、ごみ分別の指導や啓発、地域の環境美化活動などを推進するもの。



生ごみ処理容器「キエーロ」

家庭から出た生ごみを土の中の微生物の働きにより分解します。臭いや虫が発生しにくいのが特徴です。

施策

①ごみの減量とリサイクルの推進

ごみの分別について、広報紙やホームページ、ごみゼロ通信などを通じて普及啓発を強化することで、家庭ごみとして排出される可燃物・不燃物・プラスチックごみ等を減量し、リサイクルを推進します。

また、過剰包装の自粛やごみの資源化への意識高揚を働きかけ、市民や事業者が自らごみを削減していく取組を支援します。

②一般廃棄物処理の方向性の明確化

クリーンセンターの長寿命化への取組を継続するとともに、「ごみ処理基本計画」の見直しと併せて市内におけるごみ処理施設の今後の方向性を明確にします。

③災害廃棄物処理の体系化

災害時に発生する廃棄物を適正に処理していくための基本計画である「東松山市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害発生時には被害状況の早期把握とともに、「災害廃棄物処理実行計画」を遅滞なく作成し、収集や仮置場の設定、広域処理を含めた廃棄物の適正処理に取り組みます。また、処理困難廃棄物の適正な処理ルート確保のため、引き続き情報収集を進めます。

施策に対応する指標

指標		方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
①	一人当たりの可燃系ごみ排出量 (kg)	↘	272 (R1)	270	269	268	267	266
②	業務継続に必要な可燃系ごみの処理能力 (万t)	→	2.6 (H30)	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6
③	災害廃棄物仮置場として随時利用可能な面積 (万m ²)	→	1.6 (R1)	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6

関連計画

・東松山市ごみ処理基本計画
・東松山市災害廃棄物処理計画



ごみゼロ運動



災害廃棄物



まちづくりの柱 4

生活基盤



4-1. 防災・減災対策の充実	68
4-2. 安全で快適なまちづくりの推進	72
4-3. 道路と上水道及び河川・下水道の整備	74
4-4. 交通安全・防犯対策の推進	80



分野別テーマ 4-1 防災・減災対策の充実

目指すべきまちの姿

防災力を強化し、安心して安全に暮らせるまち

基本施策 4-1-1

防災・減災のまちづくり



現況と課題



① 災害に対する備えの充実と地域防災力の強化

令和元年東日本台風の記録的な豪雨では、市内を流れる都幾川、越辺川、新江川の堤防の決壊により700棟を超える家屋が浸水するなど甚大な被害が発生しました。

国や県、関係団体との連携協力のもと、復旧・復興の歩みを着実に進め、この経験を教訓とした地域防災力の強化等に取り組む必要があります。

自主防災組織の結成率は99%台と高い割合で推移していますが、効果的な「公助」による災害対応を展開するためにも、平常時から災害に備える「自助」の取組支援や、地域の防災リーダーを育成するなど「共助」の防災活動の活性化支援が求められています。

② 令和元年東日本台風からの復興と災害に強いまちづくり

令和元年東日本台風で生活基盤をはじめとする多くの大切なものを奪われた市民が、平穏な日常を一日でも早く取り戻せるよう生活再建支援に取り組み、最後の一人が再建を果たされるまで、その思いに寄り添った支援を継続していくことが必要です。また、水害により市民の尊い生命や財産が失われたことの重みを決して忘れることなく、復興事業を着実に進めるとともに更なる水害対策の強化に取り組んでいくことが必要です。

③ 防災に対する意識の向上

近年、市民の防災意識の高まりにより、市や地域で実施する防災訓練への参加者数は10,000人程度となっています。一層の防災意識向上のため、各種訓練内容の充実のほか、小・中学校での防災教育や、きらめき出前講座などにより市民の意識向上に取り組むことが重要です。



自主防災組織リーダー養成研修

施策

① 災害に対する備えの充実と地域防災力の強化

災害から一人でも多くの命を守るためには、「自らの身の安全は自らで守る」という「自助」、自主防災組織や消防団活動など身近な地域コミュニティ等による「共助」の考え方が重要です。

公助の役割を効果的に果たすためにも、自助の活動や地域に密着した自主防災組織の整備と活動を支援し、地域防災力を強化します。

② 令和元年東日本台風からの復興と災害に強いまちづくり

令和元年東日本台風で被災された市民の生活再建に向けて、信頼に基づく顔の見える関係を構築し、様々な場面における判断や選択を継続的に支援します。さらに、国や県、市等の支援制度を最大限に活用できるよう思いに寄り添った細やかな支援を行い、生活基盤の復興を進めます。

決壊した都幾川や越辺川を含む入間川流域の総合的な治水対策である「入間川流域緊急治水対策プロジェクト」(注)の推進について、本市の災害対策の重点課題とし、国や県などの関係機関との連携を強化します。また、市野川を始めとする一級河川については、関係機関と問題意識を共有して未改修区間の早期整備を促進し、水害対策につなげていきます。

さらに、各種ハザードマップに基づいて水害や地震による地域のぜい弱性を評価し、関連施策とともに都市の強靱化に取り組みます。

③ 防災に対する意識の向上

地震や台風が多い日本では、災害の起こる可能性は「モシモ」ではなく「イツモ」であると考えられます。災害に備え、防災に関する各種訓練の実施や自主防災組織による訓練を支援します。

また、災害図上訓練等を行う自主防災組織リーダー養成研修や、きらめき出前講座などの活用により防災意識を高めます。

併せて地区の自然特性、土砂災害や水害といった災害特性などを明らかにした各種ハザードマップを充実させ、情報提供するとともに、意識啓発を進めます。

施策に対応する指標

指標		方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
①	自主防災組織結成率 (%)	↗	98.5 (R2)	98.5	99.0	99.5	100	100
②	被災者の住まいの再建率 (%)	↗	58.6 (R1)	80.5	91.0	99.5	100	100
③	各種防災訓練参加者数 (人)	↗	9,492 (R1)	10,000	10,000	10,500	10,500	11,000

〔注〕 入間川流域緊急治水対策プロジェクト

令和元年東日本台風で甚大な被害が発生した、荒川水系入間川流域において、国、県、市町等が連携し、以下の取組を実施していくことで、社会経済被害の最小化を目指すもの。

① 多重防御治水【河道・流域における対策】

(被災施設の迅速な復旧、河道の流下能力の向上、遊水・貯留機能の確保・向上、土地利用・住まい方の工夫)

② 減災に向けた更なる取組の推進【ソフト施策】

(重要度に応じた情報の伝達方法の選択及び防災情報の共有化のための取組、関係機関が連携した水害に対する事前準備のための取組)

現況と課題

④ 危機管理体制の強化

本市での災害発生時に最も影響を及ぼす被害想定は、地震災害において、市内293人の死者、1,446人の負傷者が発生し、避難所生活者は最大で9,135人になるとされています。また、令和元年東日本台風における最大避難者数は3,239人でした。

大規模災害の発生に備え、防災行政無線のデジタル化やいんぷおメール（注）との情報連携、民間事業者等との災害時応援協定締結など、危機管理体制を見直し、更なる体制強化が必要です。

⑤ 地域防災拠点の機能強化と災害対応の充実

令和元年東日本台風の教訓から、的確な被害状況の把握や避難者の安全、健康を確保、維持するためには、災害対策本部や避難所等の地域防災拠点の機能強化や、福祉避難所の開設等による適切な要配慮者への対応など、ハード・ソフト両面からの取組を推進する必要があります。

⑥ 感染症流行時の危機管理

世界的な大流行が起き、国内でも政府が緊急事態宣言を行うに至った新型コロナウイルス感染症は、本市においても地域社会に深刻な影響をもたらしました。

感染症の流行は、市民の生命や健康、日常生活にも影響を及ぼす地域社会の危機と捉えることが必要です。

また、感染症と自然災害が同時に発生する複合災害等も想定した総合的な取組が不可欠です。



避難所開設訓練

【注】 いんぷおメール

東松山市の市政情報や防災情報などを電子メールで携帯電話やパソコンにお知らせするサービス。

施策

④ 危機管理体制の強化

「地域防災計画」や「業務継続計画」(注)の適宜見直しにより、災害時の応急活動体制や通常業務の継続実施体制を整え、災害対応フェーズに応じた柔軟な組織編成等を行い、非常時優先業務に適切かつ迅速に取り組みます。

また、防災関係機関とは平常時から連携を保ちつつ、大規模災害に備え、県や近隣市町村等とも応援協力体制を構築するとともに、民間事業者等との災害時応援協定による人的協力や物資の供給確保に取り組みます。

そのほか、災害時の情報伝達体制・手段の強化、多様化を進めることにより、危機管理体制の強化に取り組みます。

⑤ 地域防災拠点の機能強化と災害対応の充実

防災備蓄物資を一括管理できる防災倉庫や災害対策本部を設置する本庁舎の非常用発電設備の燃料貯蔵施設を整備します。

また、各避難所の点検や防災備蓄物資の更新を定期的に行い、避難所運営に際しては、災害時応援協定を活用した緊急避難対応、高齢者、障害者等の要配慮者に配慮した仕組みづくり、地域や学校等との協力体制の構築に取り組みます。

⑥ 感染症流行時の危機管理

感染症の拡大により影響を受ける諸領域の情報を共有し、感染状況に応じて変化する課題や、自然災害との複合災害等に一元的に取り組む体制を整えます。また、感染症に対応した避難所等の運営に必要な資機材の整備等に取り組みます。

施策に対応する指標

指標	方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
④ 災害時応援協定締結数	↗	53 (R1)	58	58	60	60	62
⑤ 避難所のテレビ視聴環境整備率 (%)	↗	0	22.7	45.5	68.2	90.9	100
⑥ 市が備蓄するマスク数 (枚)	→	60,000 (R2)	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000

総合戦略との関連
4-1. 地域防災力の強化
4-2. 危機管理体制の強化と感染症等への備え

関連計画
・ 地域防災計画

〔注〕 業務継続計画

災害発生時に市民の生命や財産を保護し、社会経済活動を維持するために優先して遂行する業務（非常時優先業務）を効果的に遂行する上での対応方針等を定めた計画。

分野別
テーマ

4-2

安全で快適なまちづくりの推進

目指すべきまちの姿

市街地の利便性や安全性が向上した、
快適で住みよいまち

基本施策 4-2-1

計画的なまちづくりの推進



現況と課題



① 持続可能なまちづくりの推進

これまで本市は、比企地域の中心にふさわしい活気と利便性を兼ね備えた都市環境の形成を進めてきました。今後も暮らしやすく活力のあるまちを実現するためには、人口減少等の社会構造の変化に適切に対応した取組を推進していく必要があります。東松山駅や高坂駅周辺における都市機能の維持や誘導、市街地の生活環境の改善などにより人口の維持等に取り組むことで、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

② 東松山駅周辺の整備

本市の玄関口である東松山駅周辺については、長年の懸案であった東口駅前広場や北側用地の整備が完了しましたが、引き続き幹線道路の整備が必要です。今後、「立地適正化計画」(注)に基づき、都市機能の誘導を促すために早期にインフラ整備を進める必要があります。

③ 市街地の整備

市街地の中には、道路が狭あいだで緊急車両の進入が困難であるほか、公共下水道の整備が必要な地区もあるため、これらの地区の生活基盤や都市計画道路の整備を進め、インフラの質を高める必要があります。

④ 快適で住みよい住宅の推進

市内には、地震により倒壊等の可能性が高いとされる古い耐震基準で建築された住宅が存在するため、被害を防ぐための耐震診断や耐震改修の必要性及び補助制度の周知を行い、住宅の耐震化を促進する必要があります。

⑤ 質を高める公園整備の推進

市民一人当たりの都市公園面積は、地区による格差はあるものの、国の法令上の標準値を大きく超えており、十分確保されている状況です。今後は、維持管理費が増加している既存の公園に対し、将来的な需要の変化を考慮した改修や修繕、施設総量の最適化の検討などを計画的に進めていく必要があります。

⑥ 持続可能な公共交通ネットワークの形成・維持

これまで市内循環バスやデマンドタクシーにより公共交通空白区域の解消に向けたネットワークの拡充に取り組んできましたが、今後、人口減少や高齢化などの課題に対応するため、コンパクトなまちづくりとともに、地域の実態に見合った持続可能な公共交通ネットワークの形成に向けた取組が必要となります。

〔注〕 立地適正化計画

平成26年8月の都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)の改正により創設された新たなまちづくりの制度で、人口減少時代においても持続可能なまちを実現するため、暮らしに必要な都市機能や居住の維持・誘導の方針を定める計画。

施策

① 持続可能なまちづくりの推進

市街地の都市機能や人口密度を維持し、将来にわたり活気と利便性を兼ね備えたまちを実現するため、「都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」に基づき、人口減少等の社会構造の変化を踏まえた適切な土地利用を誘導します。

② 東松山駅周辺の整備

現在整備を進めている駅前東通線の早期完成を目指すとともに、全ての人が安全に通行できるよう歩道のバリアフリー化を進めます。また、第一小学校通線（ぼたん通り）の整備に向けて事業化を目指します。

③ 市街地の整備

市街地については、地区計画制度等を利用した良好な住環境の形成や保全に取り組む一方で、既存道路整備を中心としたまちづくり計画により、道路や公共下水道などの施設整備を進めます。また、市街地の交通利便性を高めるため、現在施工中の松高前通線等の都市計画道路の整備を進めます。

④ 快適で住みよい住宅の推進

市民が安全で安心して生活できるまちづくりを推進し、地震による住宅の倒壊等の被害を防ぐため、耐震診断や耐震改修の必要性及び補助制度の周知に取り組み、住宅の耐震化を促進します。

⑤ 質を高める公園整備の推進

子育て・教育や防災性の向上など、公園が持っている多様なストック効果を十分に発揮するため、適切な維持管理に取り組みます。また、効果を維持・向上させるため、個々の公園の特性に応じて、施設総量の最適化や民間活力の導入などを継続的に進めます。

⑥ 持続可能な公共交通ネットワークの形成・維持

立地適正化計画等の関連計画との整合を図りながら、地域の実態に見合った、将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークを形成するための基本的な方針、目標を示す「地域公共交通計画」の策定に取り組みます。

施策に対応する指標

	指標	方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
①	居住誘導区域内の人口密度 (人/ha)	→	58 (R2)	58	58	58	58	58
②	駅周辺4路線のバリアフリー化整備率 (%)	↗	42 (R2)	71	78	78	78	78
③	松高前通線の整備率 (%)	↗	4 (R2)	6	26	75	100	—
④	住宅の耐震化率 (%)	↗	87.5 (H30)	—	—	92.0	—	95.0
⑤	ハザード (潜在的危険性) のある遊具数 (基)	↘	223 (R2)	210	200	190	180	170
⑥	地域公共交通計画の策定	—	—	—	—	完了	—	—

総合戦略との関連	4-3. 東松山駅周辺の整備 4-5. 持続可能な交通ネットワークの形成	
関連計画	・東松山市都市計画マスタープラン ・東松山市みどりの基本計画	・東松山市立地適正化計画 ・東松山市建築物耐震改修促進計画



分野別テーマ 4-3 道路と上水道及び河川・下水道の整備

目指すべきまちの姿

道路や上下水道などのインフラが整い、
快適に暮らせるまち

基本施策 4-3-1

道路の整備と維持管理



現況と課題



①安全で快適な道路の整備と維持管理

生活道路においては幅員が狭く、災害時の避難や緊急車両の通行に支障が生じている路線があることから、道路整備を計画的に進める必要があります。

併せて道路や道路付属物は交通状況の変化や老朽化により劣化・損傷が進行することから、定期点検を実施し、必要な修繕を行い適正に維持管理をする必要があります。

②^{りょう}橋梁の強靱化と適正な維持管理

近年多発する災害を踏まえた緊急輸送道路の確保のため、橋梁の耐震化を進める必要があります。また、高度経済成長期以降に整備された橋梁は、今後老朽化が進行することから、安全確保のためにも定期点検を実施し、必要な修繕を行い適正に維持管理をする必要があります。

③歩行者の安全対策

歩行者が巻き込まれる交通事故が全国で毎年発生していることから、歩道整備やグリーンベルト、路面標示、防護柵などの安全対策を適切に講じる必要があります。



グリーンベルト

施策

①安全で快適な道路の整備と維持管理

主要道路は定期的な舗装劣化調査により計画的に修繕を行い、生活道路は順次拡幅整備を進めます。また、道路照明灯等の道路付属物は定期点検により必要な修繕を行い、適正な維持管理を進めます。

②橋梁の強靱化と適正な維持管理

緊急輸送道路の橋梁や鉄道に架かる跨線橋において耐震補強計画に基づき、計画的に補強工事を実施します。

また、橋梁の長寿命化に向けて定期的かつ継続的に点検を行い、必要な修繕を実施し、予防保全的な維持管理を進めます。

③歩行者の安全対策

通学路における歩道整備やグリーンベルトの設置を進めるとともに、交通危険箇所への路面標示や防護柵などの設置に取り組みます。

施策に対応する指標

指標		方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
①	市道の整備延長 (km)	↗	378.6 (R2)	379.0	379.4	379.6	380.0	380.4
②	緊急輸送道路の橋、跨線橋、 跨道橋の耐震化数	↗	21 (R2)	—	22	—	23	—
③	グリーンベルト延長 (km)	↗	32.3 (R2)	32.6	32.9	33.2	33.5	33.8

関連計画

・ 主要橋梁耐震補強計画



上下水道の整備



現況と課題

① 水道水の安定供給

高度経済成長期から急速に整備された水道施設は、老朽化が進み更新時期を迎えています。今後も安全な水質を維持し、水道水を安定的に供給していくためには、老朽化した水道管の耐震化や各施設の更新を計画的に進めていく必要があります。

② 下水道の整備と維持管理

公共下水道については、土地区画整理事業に代わる整備を進めている地域を中心に順次整備を進めていますが、市街化区域内で未整備となっている地域の早期整備完了を目指し、取組を推進する必要があります。

また、既存の下水道管や処理場及びポンプ場について、耐震化や更新を計画的に取り組む必要があります。

③ 合併処理浄化槽への転換の促進

公共下水道の整備が予定されていない地域では、合併処理浄化槽による汚水処理を基本としていますが、市内にはまだ多くの家庭で単独処理浄化槽等が設置されています。水質や生活環境改善の観点から、合併処理浄化槽への転換を引き続き促進していく必要があります。

施策

① 水道水の安定供給

将来にわたり持続可能な水道事業を運営するため、「東松山市水道事業経営戦略」により健全で安定した経営基盤の構築を目指します。

また、災害に強い水道施設を整備するため、「東松山市水道ビジョン」に基づき主要な水道管の耐震化や各施設の更新を計画的に進めるとともに、継続的な水質管理体制を維持し、安定した水道水の提供に取り組みます。

② 下水道の整備と維持管理

市街化区域内で公共下水道が未整備となっている地域について、引き続き計画的に整備を進めます。

また、既存の下水道施設については、「下水道事業ストックマネジメント」に基づき適切に維持管理をするとともに、下水道事業経営戦略により将来にわたり持続可能で安定した事業運営を目指します。

③ 合併処理浄化槽への転換の促進

公共下水道の整備が予定されていない地域では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する補助制度を継続し、早期の転換を促すことで水質や生活環境の改善に取り組みます。

施策に対応する指標

指 標		方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
①	経常収支比率（％）【水道】	→	109.1 (R1)	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上
	水道管の耐震化率（％）	↗	30.6 (R1)	32.0	32.9	33.7	34.6	35.4
②	経常収支比率（％）【下水道】	→	106.0 (R1)	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上
	公共下水道面積普及率（％）	↗	90.9 (R2)	91.4	91.6	92.3	92.5	93.3
③	汚水処理人口普及率（％）	↗	97.8 (R2)	98.7	98.8	98.8	98.8	98.8

関連計画

- ・ 東松山市水道ビジョン
- ・ 東松山市水道事業経営戦略
- ・ 東松山市水道事業アセットマネジメント
- ・ 東松山市下水道事業経営戦略
- ・ 東松山市下水道事業ストックマネジメント
- ・ 東松山市公共下水道全体計画
- ・ 東松山市生活排水処理総合基本計画



基本施策 4-3-3

河川の整備



現況と課題

①河川の計画的な整備による雨水対策

近年、大雨や局地的豪雨の発生頻度が増加していることに加え、令和元年東日本台風では都幾川等の決壊により甚大な浸水被害が発生しました。

市民の生命や財産等を守るためにも、浸水被害の防止、軽減を図ることは喫緊の課題であり、河川整備は重要な課題となっています。

②河川、水路、池沼の適正な維持管理

河川、水路及び池沼において、護岸や樋管等の施設の老朽化が進んでおり、豪雨災害などの自然災害が発生した際に堤防の決壊などによる浸水被害のおそれがあります。また、耕作放棄により、不要となった農業用の水路やため池が増えていることから、計画的な維持管理を進める必要があります。

③雨水浸水対策の推進

東松山駅西側の地域や東部土地区画整理事業区域内の雨水浸水対策として、雨水調整池の整備や水路の改修などを進めています。

近年頻発する集中豪雨や大型台風では、甚大な被害をもたらすことも想定されるため、浸水被害の軽減対策を進める必要があります。

施策

①河川の計画的な整備による雨水対策

和泉町等の既成市街地の排水先となる準用河川新江川は、橋梁、鉄道、農業施設等の関係機関と協議を行いながら、計画的に改修を進めます。

また、決壊した都幾川や越辺川を含む入間川流域の総合的な治水対策である「入間川流域緊急治水対策プロジェクト」では、本市の災害対策の重点課題として国や県などの関係機関との連携を強化し、堤防や遊水地の整備などを促進します。さらに、市野川を始めとする一級河川については、関係機関と問題意識を共有して未改修区間の早期整備を促進し、水害対策につなげていきます。

②河川、水路、池沼の適正な維持管理

河川、水路及び池沼については、老朽化が進む施設の修繕や利用形態が変化した施設の改修、廃止により、適正な維持管理を進めます。

③雨水浸水対策の推進

雨水浸水被害が発生する地域については、道路側溝、水路及び公共下水道（雨水管）による雨水対策を総合的に推進し、被害の軽減に取り組みます。

施策に対応する指標

指 標		方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
①	準用河川新江川改修率 (%)	↗	39.0 (R2)	42.0	55.4	66.5	83.6	100
②	修繕、改修、廃止をした池沼の数(箇所)【累計】	↗	1 (R2)	4	6	7	8	9
③	公共下水道(雨水管)整備延長(m)	↗	122 (R2)	130	130	45	120	50



分野別
テーマ

4-4

交通安全・防犯対策の推進

目指すべきまちの姿

交通安全や防犯意識が高く、
交通事故と犯罪が少ないまち

基本施策 4-4-1

交通安全・防犯対策の推進



現況と課題



①交通安全意識の啓発

市内の交通事故の発生状況は減少傾向にあります。交通事故の未然防止に向け、交通ルールに関する知識の普及や交通マナーの向上のためには、関係機関や交通関係団体などと連携した実践的な交通安全教育や、有効な情報提供などの啓発活動を継続して実施していくことが重要です。

②防犯設備の整備と防犯意識が高いまちづくり

市内の刑法犯認知件数は減少傾向にあります。平成30年度（2018年度）の市民意識調査では、防犯のために必要な取組として防犯灯、防犯カメラの設置が挙げられています。既に市内全ての防犯灯のLED化、駅周辺における防犯カメラの設置を実施していますが、今後も必要なハード面の整備を進めるとともに、自分たちの地域は自分たちで守るという防犯意識の高揚に取り組む必要があります。

施策

①交通安全意識の啓発

交通事故を未然に防ぐため、東松山警察署と連携して、交通安全教育や啓発活動を実施し、交通安全意識の高揚に取り組みます。また、東松山交通安全協会や市民が、主体的に行う交通安全活動を支援します。

②防犯設備の整備と防犯意識が高いまちづくり

犯罪が起こりにくい環境をつくるため、自治会からの申請に基づき防犯上必要な場所に防犯灯を設置します。また、防犯対策についての啓発活動を実施し、防犯意識の高い環境づくりを進めるとともに、東松山地区防犯協会や市民が主体的に行う防犯活動を支援します。

施策に対応する指標

指標		方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
①	交通事故発生件数（件）	↓	307 (R1)	300	295	290	285	280
②	犯罪発生件数（件）	↓	729 (R1)	720	710	700	690	680

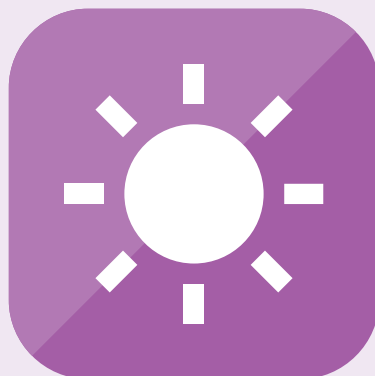


交通安全教室



まちづくりの柱 5

活性化



5-1. 農業の振興	84
5-2. 商業の活性化	86
5-3. 産業振興と就労支援の充実	88
5-4. 観光の振興	90



分野別 テーマ 5-1 農業の振興

目指すべきまちの姿

安全な農産物づくりとブランド化が進み、
収益性の高い農業が営まれるまち

基本施策 5-1-1

農業の振興



現況と課題



① 農業生産基盤の整備

都市化や担い手不足により農地面積の減少が進んでいます。農地中間管理事業（注）を活用した担い手への農地利用集積を進めるとともに、農地の区画拡大等ハード面での支援が必要です。

② 農業の担い手の育成・確保

全国的な傾向と同様に、本市においても農業の担い手の高齢化と減少が進んでいます。農業者の規模拡大や販路拡大などによる経営の安定化と、新たな担い手の育成・確保が必要です。

③ 農畜産物のブランド化と収益性の高い農業の実現

本市の農業は、総じて経営耕地面積が小規模なこともあり、多くの農家の販売金額は300万円未満となっています。特産品開発や商品力の高い加工品の開発及び簡易な加工で生産者の収益向上に直結する一次加工品等の開発が必要です。

④ 地産地消の推進と関連産業の活性化

東松山農産物直売所「いなほてらす」は、地産地消の推進や安心な食を提供する上で重要な役割を担っており、消費者の期待に応える品揃えの確保と、若者世代等の未開拓顧客へのPRによる更なる販路の拡大に取り組む必要があります。

また、「農とふれあうテーマパーク」をコンセプトに令和元年8月にリニューアルオープンした東松山市農林公園は、本市の農業及び観光の拠点として更なる魅力向上に取り組んでいく必要があります。

〔注〕 農地中間管理事業

農地中間管理機構が所有者から農地を借受け、必要に応じて基盤整備等を実施し、まとまりのある形で農地を利用できるよう配慮した上で新たな農業の担い手に対し農地を貸し付ける事業。

施策

① 農業生産基盤の整備

農地中間管理事業の活用等により、農地の集積・集約化を促進し、生産規模の拡大に取り組みます。併せて農業水利施設等の適正な維持管理を推進し、農業の生産性を向上させます。

② 農業の担い手の育成・確保

市内外で就農相談会を開催することで、就農希望者からの相談機会を広く設け、各生産品目における新規就農者の確保に取り組みます。

また、関係機関と連携して、農業技術を習得する機会である農業塾や東松山市農林公園における農業研修を実施し、担い手の育成を進めます。

さらに、農地中間管理事業による農業生産基盤の整備と一体的に水稻農家の規模拡大や法人化を支援し、水田農業の担い手の育成・確保に取り組みます。

③ 農畜産物のブランド化と収益性の高い農業の実現

本市の特産品である梨と栗について、担い手の確保等により産地の継続に向けた取組を実施します。また、白いとうもろこし等の戦略作物の栽培と市場出荷、契約栽培による安定した出荷体制づくりを支援し、収益性の高い農業を実現していきます。

さらに、市内農畜産物を使用した加工品の開発及び販売により、農業者の経営力が向上するよう支援します。

④ 地産地消の推進と関連産業の活性化

生産者と消費者をつなぐ交流拠点である東松山農産物直売所の充実により地産地消を推進するとともに、市内農産物を使用した加工品や土産物などの生産販売に関する取組を支援します。

また、東松山市農林公園では、季節に応じた収穫体験等のイベントの開催や特産品を使用したフードメニューの提供などにより、誘客施設としての機能も高め、地域の活性化につなげます。

施策に対応する指標

	指標	方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
①	担い手への農地利用権設定面積 (ha)	↗	206 (R1)	226	248	272	299	328
②	青年農業者の新規就農者数(人) 【累計】	↗	13 (R1)	14	15	16	17	18
③	戦略作物栽培面積 (ha)	↗	4.63 (R1)	5.09	5.59	6.14	6.75	7.42
④	東松山農産物直売所の売上額 (千万円)	↗	61 (R1)	66	67	68	69	70

総合戦略との関連	2-4. 農業の担い手の育成・確保 2-5. 農畜産物のブランド化と収益性の高い農業の実現
関連計画	・東松山市農業振興ビジョン



分野別 テーマ 5-2 商業の活性化

目指すべきまちの姿

中心市街地のにぎわいと活気があふれるまち

基本施策 5-2-1

商業の振興



現況と課題



① 商店街活性化の促進

「まちゼミ」等、複数の商店街と連携した取組を中心に支援を行ってきましたが、商店街の活性化を進めていくためには、商店街、商工会、行政などの関係者がお互いに知恵を持ち寄り、工夫を凝らしていくことが重要です。また、商工会との連携をより強化して、会員数の減少や経営者の高齢化等の課題にも対応した支援を進める必要があります。

② 商工業者への支援

大きな課題であった空き店舗対策については、補助制度の創設やその充実により、一定の成果は認められるものの、空き店舗数は増加傾向にあり、引き続き対策が必要な状況です。個別の課題に対応した取組を実施しながら、これまで以上に商工会との連携を強化して事業者支援に取り組む必要があります。

③ 経営基盤安定化への支援

これまで実施してきた小口融資制度は、中小企業の事業運営に対する支援策として機能してきましたが、低金利時代においては民間金融機関の融資制度も活用しやすく、行政による支援の形も変化が求められています。また、事業承継等の新たな課題にも対応した支援を計画的に実施するため、本市の補助制度を有効に機能させながら、商工会の取組を積極的に支援する必要があります。



「得する街のゼミナール（まちゼミ）」

お店の方が講師となって、食、健康、美容等、様々な分野のプロならではの専門知識やコツを受講料無料で教えてくれる少人数制のミニ講座。

施策

① 商店街活性化の促進

商工会ポータルサイト「東松山タウン情報」を活用し、商店街の活性化に向けた事業を推進します。また「商店街空き店舗対策事業補助金」について、より一層の周知に取り組み、空き店舗の活用を進めることで中心市街地のにぎわいの創出につなげます。

② 商工業者への支援

本市の産業技術、特産品、農産物を市民へ広くPRすることで、地域産業の発展と市内生産物に対する理解を深めます。また、地域ブランド認定品の市外への認知度向上及び市内産業の振興と地域経済の活性化を目指し、地域ブランド認定制度を運用します。

③ 経営基盤安定化への支援

商工会と連携して策定する「経営発達支援計画」や「事業継続力強化支援計画」に基づき、商工会への支援を通じて、中小企業がより安定的に事業を継続できるような取組を推進します。

施策に対応する指標

指標		方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
①	空き店舗活用件数（件）【累計】	↗	21 (R1)	25	27	29	31	33
②	「ひがしまつやまプライド」認定数（件）【累計】	↗	5 (R1)	11	14	17	20	23
③	経営革新計画策定企業数（社）	→	22 (R1)	20	20	20	20	20

総合戦略との関連 4-4. 中心市街地の活性化

「ひがしまつやまプライド」事業者が誇りをもって東松山市内で生産・製造・加工した農産物・製造品・加工品を対象として、地域ブランド品に認定する制度です。

ひがしまつやまプライド認定品





産業振興と就労支援の充実

目指すべきまちの姿

産業が元気で、安心して働き続けられるまち

基本施策 5-3-1

産業振興と就労支援の充実



現況と課題



①強みを生かした企業誘致の推進

本市では、関越自動車道等の利便性の高い交通網を強みとして、平成18年（2006年）に制定した「企業誘致条例」に基づき新規の企業立地に取り組み、平成28年（2016年）の「がんばる企業応援条例」により既存企業の拡張や設備投資も含めた支援を積極的に推進してきました。その結果、葛袋地区や藤曲地区、新郷地区などへの新規立地とともに、既存企業の拡張、設備投資が大きく進展しました。

今後は、水害等を考慮した企業立地に取り組みつつ、既存企業の設備投資等を引き続き支援することで、本計画の重点課題である産業振興に取り組むことが必要です。

②既存企業への支援の充実

「がんばる企業応援条例」により、既存企業の設備投資を中心に支援してきたことが、一定の成果につながったものと考えられます。今後は、新たな事業の創出や経営戦略に挑戦する中小企業等を積極的に応援することで、地域産業全体の活力を高めるとともに、企業の発展につなげていく必要があります。

③創業に対する支援の充実

創業支援センターの事務室を創業セミナー参加者が利用することとなった実績があることから、今後はコワーキングスペース利用者の増加に向けて、セミナー参加者等への更なるPRに取り組み、創業支援センターの利用基準の見直しも検討しながら、利用者の増加につなげていく必要があります。

④勤労者・就労支援の充実

これまでに開催した企業合同就職説明会では、就職面接を併せて実施することで就職に直接つながる機会を求職者に提供することができたため、今後も引き続き効果的な就労支援に取り組むことが重要です。また、高齢化が加速する社会において、シニア世代のいきがい創出や収入確保のみならず、労働力の確保や技術力・知識の継承など、元気なシニア世代と企業のマッチングを強化することが求められています。

施策

①強みを生かした企業誘致の推進

新たな産業用地の確保に向けた土地利用の推進や、利便性の高い交通網を生かした企業誘致に取り組みます。

また、事業所の拡張や設備投資に積極的に取り組む既存企業への支援も継続し、地域内産業の更なる活性化を目指します。

②既存企業への支援の充実

新たな事業の創出及び経営戦略に積極的に挑戦する中小企業者を応援することにより、企業の経営を向上させ、地域産業の活力ある発展につながるよう支援します。

③創業に対する支援の充実

創業を検討している人にチャレンジの場を提供するとともに、多様な働き方に対応した創業支援センターの利用拡大を目指します。これにより、新たな企業の誕生や雇用を創出させることで地域経済の活性化を促します。

④勤労者・就労支援の充実

埼玉県やハローワークとの連携のもと、企業就職説明会への参加者や採用者数の増加に取り組むことで地域内就労を促進し、地域内循環型経済（注）の構築に取り組めます。また、元気なシニア世代と企業とのマッチングに取り組み、シニア世代のいきがい創出や収入確保、企業の労働力確保や技術力の継承を促進します。

施策に対応する指標

指 標		方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
①	がんばる企業応援条例による支援企業数（社）【累計】	↗	18 (R1)	22	24	26	28	30
②	がんばる中小企業等応援補助金活用事業者数（社）【累計】	↗	0	7	9	11	13	15
③	創業支援センター共同事務室利用者数（人）	↗	972 (R1)	1,200	1,300	1,400	1,500	1,500
④	説明会からの就業予定者数(人)	↗	28 (R1)	34	37	40	43	46

総合戦略との関連

2-1. 新規企業立地等の推進
2-2. 既存企業の支援
2-3. 創業の支援
2-6. 就労支援の充実

〔注〕地域内循環型経済

地域内で人、モノ、資金等が循環する経済のこと。地域資源が活用され、積極的な投資が行われることにより地域内で雇用や所得が繰り返し生み出される経済のこと。

分野別
テーマ 5-4 観光の振興

目指すべきまちの姿

戦略的なPRや観光資源の連携により、
多くの観光客が訪れるまち

基本施策 5-4-1

観光の振興



現況と課題



① 地域資源を活用する

前期基本計画では、観光の目玉となる施設整備等を重点的に進めたことにより、観光入込客数（注）も着実に上昇を続けてきました。更なる観光客の獲得を目指す上では、施設等の既存資源一つ一つの魅力を更に高め、活用を促進することが重要です。

本市は多様な地域資源を有しているため、本市のイメージを市民や首都圏在住者に更に浸透させていくことが重要です。東松山らしさ、強みを市内外に発信していくためには、地域ブランドを確立する必要があります。

② 観光資源をつなぐ

観光入込客数の増加を足掛かりとして観光振興を地域の活性化に波及させていくためには、地域の観光資源が相互につながることでその魅力や価値を高め、滞在時間や市内周遊を拡大させていく仕組みづくりが重要です。

また、本市の観光に関する情報を関係団体で共有し、相互の連携や協働を強化していく必要があります。

③ 観光情報を届ける

観光入込客数は増加していますが、更なる観光客の獲得に向けて、ターゲットを明確にするとともに、市民とも協力しながら、本市の魅力を市内外に効果的に発信する仕組みづくりが求められます。

④ 地元観光を楽しむ

観光振興に対する市民の意識を把握することを目的としたアンケート調査を実施した結果、本市に魅力的な観光資源があると感じている市民は少ない傾向にありました。市民も市内観光を楽しむ環境をつくる上では、市民の地域の魅力に対する理解を促進し、観光振興への参画を促すことも重要です。

【注】 観光入込客数

日常生活圏以外の場所へ旅行し、観光地やイベント等に訪れた者の人数のこと。

施策

① 地域資源を活用する

観光施設、本市の歴史や文化を背景とする様々な地域資源を有効活用し、市内観光の魅力を高めるための取組、旅行関連事業者と連携して人を呼び込むための取組を推進します。

また、地域資源の活用に向けた取組の一つとして、特産品の発掘やPR強化に取り組むことで、本市の認知度向上、地域経済の活性化を目指します。

② 観光資源をつなぐ

ウォーキングの活用、市内の地域資源をつなぐ観光コースの設定やPR等の取組を通じて、観光客の回遊性向上に向けた取組を推進します。

また、市内及び周辺地域との連携・協働を推進し、それぞれの「つながり」を深めていくことで、市内を訪れるきっかけづくり、本市の観光の新たな価値の創出に取り組みます。

③ 観光情報を届ける

市内の観光案内・情報発信に向けた取組として観光協会ホームページのリニューアル等を継続的に推進します。本市の観光の魅力を市内外へ効果的に届けるための取組として、テーマ性や季節性に着目した観光情報やターゲットに応じた多様な媒体による観光情報の発信を行うことで、本市の観光の認知度向上、来訪者数の拡大につなげていきます。

④ 地元観光を楽しむ

誰もが楽しめる市内観光を実現するため、市民にも本市の魅力や良さを積極的に発信するとともに、市民が感じる良さを収集・発信することで、市民の本市への愛着の醸成、観光への参加促進を目指します。

施策に対応する指標

指標	方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
① 「ひがしまつやまプライド」認定数（件）【累計】	↗	5 (R1)	11	14	17	20	23
② 観光入込客数（万人）	↗	255 (R1)	265	270	275	280	285
③ 行政、観光協会が管理を行う観光パンフレットの配架場所（件）【累計】	↗	7 (R1)	14	18	22	26	30
④ 市に愛着を感じる市民の割合（%）	↗	71.7 (H30)	—	75.0	—	80.0	—

総合戦略との関連

1-1. 地域資源の連携による観光の魅力向上
1-3. 東松山の魅力発信による移住定住の促進

関連計画

・第二次東松山市観光振興基本計画



まちづくりの柱 6

協働



6-1. 協働によるまちづくりの推進	94
6-2. 人権・平和意識の高揚	96
6-3. 生涯学習・生涯スポーツの推進	100
6-4. 文化・芸術の振興	104
6-5. 健全な行財政運営	108

分野別
テーマ 6-1

協働によるまちづくりの推進

目指すべきまちの姿

市民、事業者、行政がお互い対等な立場で協力し合い、
特色ある取組を進めるまち

基本施策 6-1-1

市民参加の促進



現況と課題



①自治会やハートピアまちづくり協議会を中心とする各地区による地域活動の推進

本市ではこれまでも自治会や市民団体、地域団体と連携、協働したまちづくりに取り組み、その成果を共有してきました。まちの魅力を高め、持続可能なまちづくりを進めるためには、重点課題をはじめとする多くの分野で関係団体と協働することが必要です。防災や防犯、福祉、環境美化など、まちづくりの中心となる取組を担ってきた自治会等のコミュニティが、今後も活動しやすい環境を整え、各地区のハートピアまちづくり協議会を中心に、「地域力」「市民力」を結集し、地域の発展に向けた継続的な事業に対して支援していくことが求められています。

②災害や感染症を踏まえた地域活動の継承と発展

令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症は、市民の生命や健康、財産に大きなダメージを与えたばかりでなく、地域のコミュニティ活動や伝統行事、市民や事業者と行政が協働して行う地域づくりの機会を奪いました。

長年の歳月とともに積み重ねられてきた市民活動や協働の取組は、本市の貴重な財産であり、災害や感染症の流行などによって損なわれることなく将来に向けて継承、発展させていくことが必要です。

施策

①自治会やハートピアまちづくり協議会を中心とする各地区による地域活動の推進

市民活動センター等を拠点として自治会やハートピアまちづくり協議会が行う様々な活動を支援するとともに、防災や防犯、福祉、環境美化をはじめとする様々な分野で現状認識や将来に向けての目標を共有し、相互に連携した取組を進めることにより、安心、安全で魅力と活気に満ちた地域の実現を目指します。

②災害や感染症を踏まえた地域活動の継承と発展

台風等の被害を受けた地域、感染症の影響で地域活動が減退した地域との意思疎通や被災者の生活再建支援をきめ細かに行い、課題認識を共有します。

また、課題解決に向けては市民、事業者、行政の役割を明確化した上で、それぞれが連携した取組を進められるよう支援します。

施策に対応する指標

指標		方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
①	地域活動へ参加している市民の割合 (%)	→	41.0 (H30)	-	43.0	-	45.0	-



花いっぱい運動



分野別
テーマ

6-2

人権・平和意識の高揚

目指すべきまちの姿

市民一人一人の人権が尊重され、
いきいきと幸せに生活できるまち



基本施策 6-2-1

人権意識の高揚

現況と課題



① 人権意識の向上

様々な人権問題の解決に向け、正しい理解と認識を定着させるため、各種研修会やリーフレット、広報紙などを通じて人権意識の啓発に取り組んでいます。

しかし、依然として性的少数者などに対する差別意識や偏見による人権侵害、子ども・女性・高齢者等への虐待、インターネット上への差別情報の掲載などの問題が顕在化しています。

また、「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」といった新たな法律が整備されたことから、一層の取組が求められています。

引き続き、人権意識の高揚に取り組み、お互いの人権を尊重し、誰もが明るく住みよい地域社会を実現していくことが求められています。

② 人権教育の推進

人権課題を解決するためには、児童・生徒の発達の段階に応じて、人権に関する正しい知識を身に付け、人権感覚を養う教育が必要です。本市では、全教職員を対象にした人権教育研修会を実施するとともに、参加体験型学習等の人権感覚育成プログラムの普及に取り組んできました。今後は、情報化の進展に伴いインターネット上の人権侵害や性的少数者への差別など新たな人権課題への対応も求められています。

③ 男女共同参画社会の推進

社会環境の変化により、女性の社会進出の機会が広がる一方で、固定的な性別役割分担意識は十分に解消されていません。

また、DV（ドメスティック・バイオレンス）やハラスメントなどの相談も増加しています。

全ての人が互いに理解を深め、尊重し合い、あらゆる分野において共に参画できる社会を実現するために、家庭、学校、企業、地域などで男女共同参画の意識を浸透させていく必要があります。

施策

① 人権意識の向上

様々な人権問題について、一人一人がお互いの人権を尊重し、正しい理解と認識を深めるとともに、人権意識を高めるための研修会、各種媒体等を通じて意識啓発を推進します。

また、相談窓口の周知や相談しやすい体制づくりに取り組むとともに、人権問題の早期解決を目指し、関係機関・団体と連携し、協力体制の充実に取り組みます。

② 人権教育の推進

学校教育の中で、児童・生徒の豊かな人権感覚を育成するため、人権感覚育成プログラムを活用する等の人権を尊重した教育を計画的に推進するとともに、家庭や地域、関係機関と連携した人権教育や人権啓発活動の充実に取り組みます。

また、SNSによるインターネット上の人権侵害等の新たな人権課題にも対応する教育を推進します。

③ 男女共同参画社会の推進

「東松山市男女共同参画推進条例」に基づき、「ひがしまつやま共生プラン」を策定し、性別による固定的な役割分担意識を解消するため、あらゆる分野における男女共同参画の意識啓発を行います。

また、お互いが共に仕事と家事、育児、介護、地域活動などとの両立に向けて、支え合いのもとで豊かな生活が送れるようなワーク・ライフ・バランスの普及啓発を推進します。

DV被害者に対して、各種媒体を通じて「東松山市配偶者暴力相談支援センター」を周知し、相談しやすい体制づくりに取り組むとともに、関係機関と連携し、相談や保護、自立支援などの支援体制の充実を目指します。

施策に対応する指標

指標	方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
① 人権啓発事業に参加して人権問題についての関心や理解が深まったと思う人の割合 (%)	↗	89.2 (R1)	89.0	89.0	89.5	89.5	90.0
② 人権感覚育成プログラムの活用校数 (校)	↗	12 (R1)	14	15	16	16	16
③ 「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識に反対する市民の割合 (%)	↗	36.6 (H30)	—	38.0	—	40.0	—

関連計画

- ・ 東松山市人権施策推進指針
- ・ ひがしまつやま共生プラン
(東松山市男女共同参画基本計画・東松山市女性活躍推進計画・東松山市DV防止基本計画)
- ・ 第2期東松山市教育大綱
- ・ 第2期東松山市教育振興基本計画

基本施策 6-2-2 平和意識の高揚



現況と課題

① 平和意識の醸成

本市では「花と歩けの国際平和都市宣言」に基づき、花とウォーキングのまちの平和賞等を通じて花と緑に囲まれた平和な市民生活の大切さを市民と共に考えてきました。この取組を今後も継続し、平和意識の高揚に取り組む必要があります。

② 戦時体験の継承

本市では戦没者追悼・平和祈念式典の開催や、埼玉県平和資料館と連携した事業の実施を通じて戦時体験の継承に取り組んできました。今後も戦時体験や戦争体験のある人の減少が進む中で、市民への戦時体験等を継承していくことが必要です。

施策

① 平和意識の醸成

平和意識醸成のための主な事業である「花とウォーキングのまちの平和賞」を足掛かりとしながら、引き続き、学校や市民に幅広く平和賞への参加を呼びかけ、応募してもらうことで、平和意識の醸成を進めます。

② 戦時体験の継承

戦時体験者や遺族が減少していく中で、様々な手段により多方面にPRすることで、戦没者追悼・平和祈念式典を開催し、参列者数を維持していきます。また、埼玉県平和資料館との連携や資料の活用などを通じ、戦時体験等の継承に取り組みます。

施策に対応する指標

	指標	方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
①	花とウォーキングのまちの平和賞応募数（件）	↗	1,556 (R1)	1,600	1,650	1,700	1,750	1,800
②	戦没者追悼・平和祈念式典参列者数（人）	→	194 (H30)	190	190	190	190	190



花とウォーキングのまちの平和賞（絵画展）



分野別
テーマ

6-3

生涯学習・生涯スポーツの推進

目指すべきまちの姿

生涯にわたり学習やスポーツに親しみ、
いつまでも健康で心豊かに暮らせるまち

基本施策 6-3-1

生涯学習の推進



現況と課題



① 社会教育の充実と自主的な学習の推進

本市では「東松山市社会教育推進計画」に基づき、市民の多様な学習ニーズに対応するための講座や教室を開催してきました。今後も内容のバランスを考慮しつつ、質の高い学習機会を提供していく必要があります。

また、高齢期を迎えた市民が健康で生きがいのある充実した人生を送れるよう、社会教育に参加することで社会とのつながりを持ち続けられるようにしていくことが求められています。

② 図書館の充実

図書の貸出し、レファレンス（資料探しの手伝い）などの図書館業務を継続するとともに、託児サービス、図書館まつり、「子ども読書活動推進計画」に基づく事業などを通じて利用の拡大に取り組んできました。今後も市民のニーズや社会情勢などに対応した多角的な図書館サービスを展開する必要があります。

また、経年変化に対応し、図書館施設を良好に維持していくことの必要性も増しています。

施策

① 社会教育の充実と自主的な学習の推進

市民ニーズを捉え、様々な分野の社会教育講座を開催するとともに、市民がいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、きらめき出前講座等の内容を充実します。

また、「心のこもった地域福祉プロジェクト2020」の一つである「いきいきパス・ポイント事業」の活用により、高齢者の生涯学習への参加機会を促進し、いきがいや地域社会とのつながりを創出します。

② 図書館の充実

これまでの図書館業務を継続しながら、より多くの市民に利用されるよう、各世代のニーズに対応した資料や講座などの充実に取り組みます。

また、安全で快適な利用環境を維持するため、市民ニーズに応じた施設機能の維持に計画的に取り組むとともに、図書館機能を充実させるため、民間活力の導入を含めた運営体制の見直しについて研究を進めます。

施策に対応する指標

指標		方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
①	社会教育講座参加者数の合計(人)	↗	543 (R1)	600	625	650	675	700
②	1日当たりの平均貸出点数(点)	→	1,968 (R1)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

関連計画

- ・ 第2期東松山市教育大綱
- ・ 第2期東松山市教育振興基本計画
- ・ 東松山市社会教育推進計画
- ・ 東松山市子ども読書活動推進計画



図書館でのおはなし会



現況と課題

①日本スリーデーマーチの充実とウォーキングの推進

世界第2位、国内最大規模のウォーキング大会である日本スリーデーマーチは、これまでにウォーキングの楽しさや魅力を全国のみならず、世界に向けて発信してきており、令和4年（2022年）には45回目の節目を迎えます。また、日本スリーデーマーチを契機として長年にわたり取り組んできた月例ウォーキングなどの各種ウォーキング事業や幼児を対象とした歩育事業は、市民と行政が「ウォーキングは本市の重要なアイデンティティである」という共通認識のもとに推進してきました。

今後も、比企丘陵の自然を楽しみながらウォーキングを行うというコンセプトを維持しつつ、誰でも参加できる、国際色豊かな全国のウォーキング大会のフラッグシップ大会として、時代に即した取組を行っていく必要があります。

②スポーツを楽しむ環境づくりの推進

市民が生涯にわたりスポーツを楽しむためには、主体的にスポーツ活動を行うための環境整備が必要です。体育施設の維持管理については、予防保全の観点から早期修繕等に取り組み、快適に利用できる環境を整えてきていますが、施設の老朽化に伴う大規模な修繕や施設の更新には、時間と費用を要することから、市民ニーズに沿って必要な機能を維持できるよう、公共施設マネジメントの視点を踏まえ、施設の総量最適化や長寿命化への取組が必要です。

また、市民がスポーツを楽しむ環境を整えるためには、スポーツの推進に携わるスポーツ団体との連携強化や活動支援が必要です。

③ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

子どもから高齢者まで、ライフステージに応じたスポーツ大会等を開催し、参加者も増加してきましたが、スポーツに取り組む習慣のある市民と、ない市民との間でスポーツ活動に取り組む頻度に二極化が見られます。

年齢や一人一人の健康状態などに応じて、全ての市民がスポーツに親しむことのできる施策の展開が必要です。

施策

①日本スリーデーマーチの充実とウォーキングの推進

日本スリーデーマーチは、本市の豊かな自然環境や比企丘陵の自然を楽しみながら歩くという基本コンセプトを維持しつつ、新たな視点や取組を取り入れ、大会の魅力をも更に向上させます。また、新型コロナウイルス感染症への対応なども含め、我が国のウォーキング大会のフラッグシップ大会として、日本一安心して安全で快適に歩ける大会を目指します。

また、健康寿命の延伸や子どもたちの健やかな育ち、生活習慣病の予防など、市民がウォーキングの効能・効果を享受できるよう、ウォーキングを契機とした取組を充実させていきます。

②スポーツを楽しむ環境づくりの推進

利用者が安心して安全にスポーツを楽しむことができるよう、個別施設計画を踏まえ、スポーツ施設の適切な維持管理に取り組みます。また、施設総量の適正化など、市民のスポーツ活動に必要な機能を維持しつつ、中長期的な視点により施設の在り方を整理します。

さらに、市民がスポーツ活動へ参画する機会を増やしていくために、スポーツ指導者研修会等を通じて、スポーツに関わる指導者の資質向上やスポーツ活動に対する理解を深める取組を推進します。

③ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

市民一人一人が年齢や健康状態に応じた目的や方法によりスポーツに親しみ、生涯にわたって健康で心豊かに過ごすことができるよう、ウォーキングをはじめとした事業を展開し、気軽にスポーツ活動に参加できる環境を整えます。

また、「いきいきパス・ポイント事業」を活用した事業に取り組み、スポーツ活動を通じて、高齢者の健康寿命の延伸やいきがづくりを推進します。

施策に対応する指標

指標		方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
①	ウォーキング事業参加者数(人)	↗	6,028 (R1)	6,200	6,400	6,600	6,800	7,000
②	スポーツ指導者研修会参加者数(人)	↗	104 (R1)	120	140	160	180	200
③	スポーツ関連事業参加者数(人)	↗	1,200 (R1)	1,200	1,250	1,300	1,350	1,400

総合戦略との関連 1-2. ウォーキングによる魅力づくり

関連計画

- ・第2期東松山市教育大綱
- ・第2期東松山市教育振興基本計画
- ・第2期東松山市スポーツ推進計画



分野別 テーマ 6-4 文化・芸術の振興

目指すべきまちの姿

文化財の保全・活用や自主的な
文化芸術活動が進んだまち

基本施策 6-4-1

文化・芸術の振興



現況と課題

①文化・芸術活動の促進

文化芸術は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、創造力や人と人の交流を生み出す力を持っています。人々の価値観やライフスタイルが多様化する中、心豊かで潤いのある生活が送れるよう、文化芸術団体と協働し、市民に文化芸術に親しむ機会を提供していくことや将来の文化芸術の担い手である子どもたちの豊かな感性と創造性を育むための支援を行っていくことが重要です。

また、高坂彫刻プロムナード等の文化芸術資源について、文化芸術に親しむための資源としてだけではなく、観光資源としての活用も視野に入れた対外的な発信力を強化する必要があります。

②歴史継承の推進

比企地域の中心都市として発展してきた本市は、前回の市史編さんから30年余りが経過する中で新たな歴史を刻み、その様相も大きく変貌してきました。こうした歩みを後世に伝え、郷土東松山を思う市民意識を醸成する必要があります。

③国際交流の推進

国際交流協会の会報誌やホームページでの工夫した情報提供等により、協会の活動を広く周知、支援してきました。外国籍の住民が年々増加する傾向がある中、引き続き日本語学習や日本文化の習得の機会を提供するとともに、お互いの文化を認め合って相互理解を深め、多文化共生に対する認識を醸成させていく必要があります。

「高坂彫刻プロムナード」

高坂駅西口から約1キロメートルの
野外彫刻ギャラリー。
ここには、田口弘たぐちひろし（元東松山市教育
長）と親交のあった彫刻家高田博厚たかたひろあつ
の彫作品32体が並んでいます。



施策

①文化・芸術活動の促進

市民にとって文化芸術が身近なものとなるよう、活動に参加できる機会を増やしていくとともに、次世代を担う子どもたちが質の高い文化芸術に接する機会を創出するため、小・中学校アウトリーチ事業等を充実させます。また、東松山市文化団体協議会等の文化芸術団体の自主的な活動を活性化させるため、発表機会の提供や活動支援を充実させます。

さらに、高坂彫刻プロムナードをはじめとする地域の文化芸術資源を活用した取組やPR活動を推進し、本市の魅力向上と地域の活性化につなげます。

②歴史継承の推進

地域のまちおこし、市民協働のまちづくりの参考書としても活用できるよう歴史的、地域的、文化的な特色に配慮し、既刊の東松山市史の続編として、昭和50年（1975年）から約45年間の市の歴史を編さんします。

③国際交流の推進

国際交流協会の事業を通じ、外国籍の市民に対し日本語学習や日本文化を習得する機会を提供し、本市で安心して暮らせるよう支援します。また、市民が外国文化に触れる機会を創出し、文化や習慣の違いや歴史などへの認識を深め、相互理解につなげていきます。

施策に対応する指標

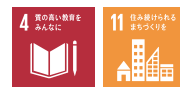
指標		方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
①	東松山市文化祭参加者数（人）	↗	5,623 (R1)	5,700	5,850	6,000	6,150	6,300
②	東松山市史の編さん	—	—	—	—	完了	—	—
③	国際交流協会事業への外国籍参加者数（人）	↗	1,585 (R1)	1,650	1,700	1,750	1,800	1,850

関連計画

- ・ 第2期東松山市教育大綱
- ・ 第2期東松山市教育振興基本計画
- ・ 東松山市社会教育推進計画



子ども英会話教室



現況と課題

①文化財の保護と継承

本市には国指定史跡「大谷瓦窯跡」、埼玉県指定史跡「将軍塚古墳」や「青鳥城跡」などの史跡や埼玉県指定無形民俗文化財「金谷の餅つき踊り」などの民俗文化財、市指定文化財「三角縁陳氏作四神二獣鏡」や「雷電山古墳出土埴輪」などの有形文化財等、貴重な文化財が数多く所在します。本市の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産である文化財を保護し、未来に継承していくことが必要です。

②文化財の啓発と活用

これまで、市指定文化財「三角縁陳氏作四神二獣鏡」や埼玉県指定史跡「将軍塚古墳」など注目度の高い文化財に関しては専門的な知見に基づく解析に取り組み、考古学ファンを中心に注目を集めてきました。

本市の文化財は、本市の長い歴史を物語るものであると同時に、市民の地域への関心や愛着を高める貴重な資源でもあります。

市民の文化財保護意識の更なる高揚を図り、文化財を本市の貴重な資源として市民と行政が一体となって守っていく体制を確立するために、機会を得て身近に触れることのできるものとして活用していくことが重要です。



「将軍塚古墳」(写真中央の森林部分)

野本小学校の南側、台地の縁にある前方後円墳です。現在残されている墳丘の長さは115.9m、後円部の高さ12m、前方部の高さ7m。この前方部と後円部の比高差から前期古墳の可能性が指摘されていましたが、2017年に実施したデジタル3次元測量と地中レーダー探査によって得られたデータより、築造年代は4世紀後半であることがわかりました。

施策

①文化財の保護と継承

貴重な文化財が失われることのないよう記録、保存を行うための調査を進めるとともに、「文化財保存活用地域計画」を策定し、計画的に文化財の保護・保全を進めます。

また、地域の歴史を伝える大谷瓦窯跡などの史跡の景観保全や、獅子舞をはじめとする伝統や文化を伝える無形民俗文化財に関する活動、後継者の育成を支援するなど、指定文化財に対する適切な管理及び支援を推進します。

②文化財の啓発と活用

動画等を活用して市ホームページやSNSで指定文化財の情報を公開・発信することで、市民が貴重な文化財を知る機会を充実させます。また、埋蔵文化財センターでの展示や地域の文化財に直に触れることのできるウォーキング事業などを通じて、地域への興味や関心、郷土への愛着心を高め、地域ぐるみで貴重な文化財を保護していく体制の構築につなげます。

さらに、学術的評価の高い文化財などは、展示会や体験学習などの生涯学習に関する事業に加え、観光資源としての側面にも注目し、ツアーなどの実施も含めた効果的な活用方法を検討します。

施策に対応する指標

指 標		方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
①	指定文化財パトロールの実施率 (%)	↗	80 (R1)	80	85	90	95	100
②	調査研究成果の公開回数 (回)	↗	10 (R1)	11	12	13	14	15

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期東松山市教育大綱 ・ 第2期東松山市教育振興基本計画 ・ 東松山市社会教育推進計画
------	--



三角縁陳氏作四神二獣鏡



埋蔵文化財センター

分野別
テーマ 6-5

健全な行財政運営

目指すべきまちの姿

多様なニーズに応える、
健全で持続可能な行財政運営のまち

基本施策 6-5-1

健全な行財政運営



現況と課題

① 健全な財政運営と効果的な予算執行

人口減少や少子高齢化に伴い財源の確保が難しさを増す一方、社会保障経費や公共施設の維持管理費、更新費用が増加し、財政の硬直化が進んでいます。

社会経済情勢の変化に伴って多様化する行政需要に対応し、持続可能な行政運営を確実なものとするため、人口誘導、企業誘致などによる税収の確保と財源の効率的、効果的な配分が一段と求められています。

② 広報広聴の充実による情報共有

協働のまちづくりのためには、市民・事業者・行政が情報を共有し、行政運営の透明性を確保すること、また、多くの市民に市政へ関心を持ってもらうことが大切です。多様化する広報ツールの特性を見極め、行政としての情報発信にふさわしい媒体を活用した積極的な情報発信により、広く情報を届けていくことが求められています。

③ 公共施設の適正な維持管理の推進

本市では、公共施設の耐震化を進めるとともに、適切な維持補修により施設の長寿命化に取り組んできましたが、老朽化の進行に伴い維持補修費が増加しています。今後は、環境に配慮された設備を導入する等、公共施設を効率的に維持管理するとともに、公共施設マネジメント（注）の視点を踏まえ、中長期的な財政状況を考慮し、施設の総量最適化や長寿命化への取組が必要です。

④ 適材適所の人事管理と人材育成

市民の行政に対するニーズが多様化、高度化しており、職員は、その期待に応えるため、これまでの既成概念に捉われず、斬新な発想を持って、まちづくりを進めていくことが求められています。そうした中、研修制度の充実や自己啓発への支援を通じて、職員のモチベーションを向上させるとともに、やる気と能力のある人材の確保に取り組むことが重要となっています。

〔注〕 公共施設マネジメント

保有する公共施設について、自治体経営の視点により維持管理・運営及び利活用等を行っていくこと。

施策

① 健全な財政運営と効果的な予算執行

財政の健全性を維持、向上させるため市税をはじめとする自主財源の確保に取り組むとともに後年度の負担を考慮して市債への依存度抑制に取り組みます。

また、経常的支出の抑制や事務事業の必要性や優先順位を踏まえた選択、公共施設の在り方の見直しなどを通じた歳出の抑制に取り組みます。

② 広報広聴の充実による情報共有

広報紙やホームページ、メール配信、SNSなど様々な媒体を通じて、市政情報をわかりやすく発信するとともに、市政情報をより効果的に発信するため、パブリシティ（報道を通じたPR）を推進します。

また、市民意識調査等により市の取組に対する市民の意見や要望を把握、分析し、市政に反映させます。

③ 公共施設の適正な維持管理の推進

「東松山市公共施設等総合管理計画」に基づく施設の長寿命化策を講じるとともに、住民ニーズに応じた公共施設の機能を維持し、中長期的な視点で施設総量の適正化に取り組みます。

④ 適材適所の人事管理と人材育成

公務員試験対策が不要で、人物を重視した試験制度を取り入れるなど、多様な採用方法を検討、導入し、やる気と能力のある人材の確保を進めます。

また、人事評価制度を活用し、適切な処遇への反映と人材育成に取り組むとともに、昇任試験制度の改良を検討しながら有能な人材の積極的な登用を加速させます。

施策に対応する指標

指 標		方向性	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
①	経常収支比率（％）	→	96.4 (R1)	96.4	96.2	96.2	96.2	96.2
②	市政情報がマスコミ報道された回数（回）	↗	181 (R1)	189	197	205	213	221
③	一般会計の歳出に占める公共施設の維持管理費（％）	→	3.9 (R2)	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9
④	一般事務職の職員採用試験申込者数（人）	↗	97 (R1)	117	120	123	126	127

総合戦略との関連	1－3. 東松山の魅力発信による移住定住の促進 1－4. 新たな資金の流れの創出・拡大 4－6. 公共施設マネジメントの推進
----------	--

関連計画	・ 東松山市公共施設等総合管理計画 ・ 東松山市人材育成基本方針
------	-------------------------------------

地区別計画



地区別計画は、前期基本計画の策定に併せて各地区ハートピアまちづくり協議会を中心とする市民が、それぞれの地区の現況と課題、目指すべき地区の姿と取組の方向性について話し合い、地区ごとのまちづくりの考え方として取りまとめたものです。

後期基本計画における地区別計画は、策定に当たり各地区の自治会長を中心とした座談会を開催し、前期基本計画の地区別計画をもとに、改めて地域の現況に対する認識を深めるとともに、課題を洗い出し、分野別計画の「まちづくりの柱」に沿って地区ごとのまちづくりの方向性を整理しました。

基本構想に掲げた地区別将来像を実現するためには、市民・事業者・行政が地区の現況と課題に対する認識を共有し、相互理解のもとに取組を進めていくことが重要であり、地区別計画はその一助となるものです。

① 目指すべき地区の姿	基本構想に掲げる地区別の将来像を掲げます。
② 現況	地区住民の認識を踏まえて現況を整理し、示します。
③ 課題	地区住民が感じている課題を示します。
④ 取組	地区のまちづくりの方向性を示します。

地区別計画の見方

地区位置図

1 松山地区

目指すべき地区の姿

市の玄関口にふさわしい活気とに^①にあふれ、安全に暮らせるまち

松山地区の現況と課題

現況

- 市の中央部に位置し、東松山市、比企地域の中心として、都市機能が集積されています。
- 土地地区画整理事業により、良好な住宅地が形成された区域がある一方で、狭い道路や公共下水道など、インフラ整備が十分でない区^②があります。
- 駅を中心とした市街地の商業は、個々^③魅力を高める取組により、にぎわいを創出することが必要です。
- 令和元年東日本台風では内水被害を受けた場所もあり、地区全体として大規模な自然災害に対する備えや防災力の強化が求められています。

課題

- 世代間交流が少ない
- 子どもが安全に遊べる場所がない
- 地域活動の担い手が少ない
- ごみの分別やし出し方のマナー違反が見られる
- 公園の利用者が少ない
- 自転車で行けづらい場所がある
- 空き地、空き家の対策が進んでいない
- 駅周辺以外の防犯灯が少ない^③
- 駅周辺が賑わっていない
- 歩きづらい道路がある
- 多様な活動の拠点となる場所が少ない

松山地区の取組

① 子ども

- 子どもの声や姿があふれるまちづくり 【市民・事業者】
あいさつ、声掛けなどの子ども見守り活動を推進するとともに、PTAや婦人会、自治会など各種団体の連携強化に努め、地域で子どもを見守る安心な地域をつくります。
- 地域への愛着を育てる教育の実践 【市民・事業者・行政】
子どもたちと地域の人々との交流や豊かな歴史・文化に親しむ機会を充実させ、地域に愛着を持つ子どもたちを育てます。
- 子育て環境の整備を進め、若い世代が住みたくなるまちづくり 【行政】
子育て支援センターを中心とした相談体制の充実を図るとともに、適切な情報提供に努め子育て世代を応援します。

② 健康福祉

- 支え合いの地域づくり 【市民・事業者】
地域行事等を通じて、自治会間や世代間の交流を盛んにし、地域住民がお互いに支え合う、住みやすい地域づくりを推進します。
- 地域の拠点を活用したいきがいづくり 【事業者・行政】
市民活動センターの更なる有効活用^④健康やいきがいづくりにつなげます。
- 医療・福祉体制の充実 【行政】
医療機関と福祉機関の連携を強化するとともに、公共交通の充実により、高齢者の外出機会を確保し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

③ 環境

- 花いっぱいのもちづくりの推進 【市民・事業者・行政】
自宅や事業所、公園などに花を植えることにより、花いっぱいのまちづくりを進めます。
- みどりの創出と適正な維持管理の推進 【市民・事業者・行政】
まちなかにおける潤いあるみどりの創出と、適正な維持管理を推進し、市の中心地にふさわしい、みどりが豊かで住みやすいまちを創造します。

④ 生活基盤

- 防災・防犯に対する意識の向上と対策の推進 【市民・事業者・行政】
地域住民が一体となって防災訓練や見守り活動、防犯パトロールに取り組みことで地域の安全につながります。また、防犯灯による安全対策を進めるとともに、防犯カメラの設置を検討します。
- 交通安全対策の推進 【市民・事業者・行政】
自転車や自転車の運転マナーを向上させる取組を推進し、地域の交通安全意識向上を図ります。
- 生活道路や公共下水道などの都市基盤の整備 【市民・行政】

1 松山地区

目指すべき地区の姿

市の玄関口にふさわしい
活気とにぎわいにあふれ、
安全に暮らせるまち



松山地区の現況と課題

現況

- 市の中央部に位置し、東松山市、比企地域の中心として、都市機能が集積されています。
- 土地区画整理事業により、良好な住宅地が形成された区域がある一方で、狭あい道路や公共下水道など、インフラ整備が十分でない区域もあります。
- 駅を中心とした市街地の商業は、個々の商店の魅力を高める取組により、にぎわいを創出することが必要です。
- 令和元年東日本台風では内水被害を受けた場所もあり、地区全体として大規模な自然災害に対する備えや防災力の強化が求められています。

課題

- 世代間交流が少ない
- 子どもが安全に遊べる場所がない
- 地域活動の担い手がいない
- ごみの分別や出し方のマナー違反が見られる
- 公園の利用者が少ない
- 自転車で走りづらい場所がある
- 空き地、空き家の対策が進んでいない
- 駅周辺以外の防犯灯が少ない
- 駅周辺が賑わっていない
- 歩きづらい道路がある
- 多様な活動の拠点となる場所が少ない

松山地区の取組

① 子ども

○子どもの声や姿があふれるまちづくり 【市民・事業者】

あいさつ、声掛けなどの子ども見守り活動を推進するとともに、PTAや婦人会、自治会など各種団体の連携強化に努め、地域で子どもを見守る安心な地域をつくります。

○地域への愛着を育てる教育の実践 【市民・事業者・行政】

子どもたちと地域の人々との交流や豊かな歴史・文化に親しむ機会を充実させ、地域に愛着を持つ子どもたちを育てます。

○子育て環境の整備を進め、若い世代が住みたくなるまちづくり 【行政】

子育て支援センターを中心とした相談体制の充実を図るとともに、適切な情報提供に努め子育て世代を応援します。

② 健康福祉

○支え合いの地域づくり 【市民・事業者】

地域行事等を通じて、自治会間や世代間の交流を盛んにし、地域住民がお互いに支え合う、住みやすい地域づくりを推進します。

○地域の拠点を活用したいきがづくり 【市民・事業者・行政】

市民活動センターの更なる有効活用を図り、健康やいきがづくりにつなげます。

○医療・福祉体制の充実 【行政】

医療機関と福祉機関の連携を強化するとともに、公共交通の充実により、高齢者の外出機会を確保し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

③ 環境

○花いっぱいのもちづくりの推進 【市民・事業者・行政】

自宅や事業所、公園などに花を植えることにより、花いっぱいのもちづくりを進めます。

○みどりの創出と適正な維持管理の推進 【市民・事業者・行政】

まちなかにおける潤いあるみどりの創出と、適正な維持管理を推進し、市の中心地にふさわしい、みどりが豊かで住みやすいまちを創造します。

④ 生活基盤

○防災・防犯に対する意識の向上と対策の推進 【市民・事業者・行政】

地域住民が一体となって防災訓練や見守り活動、防犯パトロールに取り組むことで地域の安全につなげます。また、防犯灯による安全対策を進めるとともに、防犯カメラの設置を検討します。

○交通安全対策の推進 【市民・事業者・行政】

自動車や自転車の運転マナーを向上させる取組を推進し、地域の交通安全意識向上を図ります。

○生活道路や公共下水道などの都市基盤の整備 【市民・行政】

歩行者が安全に通行できるよう、歩道のバリアフリー化や通学路の安全確保を推進します。また、良好な都市基盤を形成するため、狭あい道路や公共下水道の整備を推進します。

⑤ 活性化

○空き家・空き店舗の有効活用 【市民・事業者・行政】

空き家、空き店舗を活用し、多くの人をまちに呼び込むような取組の研究を進めるとともに、地域交流の場としての可能性を検討します。

○東松山駅周辺を中心とした道路等の整備の推進 【行政】

東松山駅周辺の早期整備に努め、中心市街地の活性化につなげます。

○計画的な土地利用の推進 【事業者・行政】

未利用地の適正な利用を図り、地域の活性化につなげます。



東松山夏祭り（天王さま）



東松山駅周辺

2 大岡地区

目指すべき地区の姿

四季を感じて楽しめる
人と自然と歴史が調和するまち



大岡地区の現況と課題

現況

- 市の北部に位置し、角川や和田吉野川沿いに水田が広がっています。丘陵地や農地など自然景観に恵まれ、古くから人々の生活が営まれてきた歴史豊かな地域です。
- 広域幹線道路である国道407号が南北に縦断し、その沿線ではバス路線が比較的充実しています。生涯学習・コミュニティ活動の拠点であり、姉妹都市のオランダ王国ナイメーヘン市との友好の象徴でもある市民活動センター、ほたん園や東松山市農林公園など市を代表する観光資源があります。
- 角川や和田吉野川流域の浸水や幹線道路の冠水、山林の土砂崩れなど、大規模な自然災害で想定される被害に対する防災力が求められています。

課題

- 人口減少、特に子どもの数が減っている
- 保育園や学童が不足している
- 高齢者が気軽に外出する手段が少ない
- 高齢者の集まる機会が少ない
- 病院や介護施設、金融機関が不足している
- 地域活動への参加者が少ない
- 三世代家族が減少している
- カーブの坂道や幅が狭い道路が多く、危険な箇所がある
- 空き家、空き工場が増加している
- 幹線道路を外れると街灯や防犯灯が少なく、暗い場所がある
- 自動車がないと生活が不便
- 耕作放棄地が増えている
- コンビニやスーパーなどが少なく、買い物に不便である
- 豊かな自然景観が一部で失われつつある
- 地域資源が生かし切れていない

大岡地区の取組

① 子ども

○地域で子どもを育てる環境づくり 【市民・事業者】

お祭り等の機会を捉えて、子どもから高齢者まで楽しめるイベントを開催すること等により、若い人たちの地域活動への参加を促し、多世代交流によって地域ぐるみで子どもたちの成長を応援します。

○子どもの感性を育む教育の実践 【市民・事業者・行政】

日本スリーデーマーチへの親子での参加促進や田植え、稲刈りなどの農業体験を通じて、子どもの豊かな感性を育みます。

○ゲーム等との付き合い方の指導 【市民・行政】

スマートフォンやゲームなどとの付き合い方の指導を学校や家庭で行います。

② 健康福祉

○高齢者がいきいきと活躍できる機会づくり 【市民・事業者・行政】

元気な高齢者が病院の送迎を行う等、お互いに支え合い「担い手」となる仕組みや高齢者の知識や経験を生かして活躍できる場を作ります。

○地域全体で取り組む世代を超えた健康づくり 【市民・事業者】

三世代で「ハッピー体操」に取り組む等、子どもから高齢者まで一緒になって健康増進に努めます。

③ 環境

○ホテルを生かしたまちづくりの推進 【市民・事業者・行政】

ホテルの保全活動については、これまでの活動を継続するとともに、ホテル観察マナーを周知しながら、拠点の自治会だけでなく、他の自治会や市民団体、ボランティアとの協力により、より多くの人々が気持ち良くホテルを観察できるような仕組みを検討します。

○「地域全体が公園」という意識の啓発 【市民・事業者】

地域の豊かな自然は「子どもたちにとっての広大な遊び場」であるという意識を共有し、大切な財産として残していけるよう取り組んでいきます。

④ 生活基盤

○地域の防犯対策と通学路を中心とした安全対策 【市民・事業者・行政】

行政や地域、PTA、事業者などが連携した安全、見守り体制の構築を検討するとともに、防犯灯の設置を更に進め、犯罪への抑止効果を高めます。

○日常生活における移動手段の確保 【市民・事業者・行政】

バス停付近への駐輪場の設置を検討するほか、公共交通の充実により、日常生活における移動手段を確保します。

○緊急時に対応できる地域づくり 【市民・事業者・行政】

自主防災組織や民生委員等と連携しながら、災害時における連絡、避難体制を確立するとともに周知に努めます。

⑤ 活性化

○魅力的な観光エリアを目指した取組 【市民・事業者・行政】

特産品の開発や四季を通じて楽しめる取組により、ばたん園と農林公園の魅力を高め、いずれの季節にも観光客が訪れるような観光エリアを目指します。併せて魅力ある観光パンフレットを作成し、多くの人に大岡地区の魅力を発信します。

○農産物の地産地消の更なる推進 【市民・事業者・行政】

地産地消を更に推進するため、新鮮な野菜を地元農家が直接販売する場を設ける等、人が集い交流する機会をつくります。

○空き家対策の推進 【市民・事業者・行政】

空き家を有効活用するため、自然豊かな地域へ移住を希望する人々への情報提供を進めます。



大岡花まつり



馬頭観音絵馬市

3 唐子地区

目指すべき地区の姿

自然と産業が調和する中で
豊かな心が育まれるまち



唐子地区の現況と課題

現況

- 中央部を流れる都幾川を中心に水田や畑地、丘陵など「ふるさとの原風景」ともいえる景観が残されており、豊かな自然と調和した生活環境が保たれている地域です。
- 豊かな自然の恵みを次世代に残すため、鞍掛橋を中心に、都幾川まるごと再生事業や鞍掛山の整備が進み、ホタルの里づくりにも取り組んでいます。
- 豊かな自然だけでなく、「原爆の図丸木美術館」や「化石と自然の体験館」といった施設のほか、三大児童文学の一つである打木村治の長編小説『天の園』の舞台として描かれる等、可能性を秘めた地域資源の宝庫となっています。
- 令和元年東日本台風により、都幾川流域で甚大な水害を被り、早期の復旧・復興とともに防災・減災に向けた取組が求められています。

課題

- 公園等子どもの遊び場が少ない
- 通学路が狭く、危険箇所がある
- 地域の行事に若い人が参加せず、交流の機会がない
- 自動車を運転できない高齢者の交通手段が少なく、通院等に不便である
- 健康づくりのための指導や講習が不足している
- 河川や道路への不法投棄が多い
- 田畑、山林の管理が行き届かず、荒地となっている
- 生活道路が幹線道路の抜け道に使われている
- 交通安全ボランティアの担い手が少ない
- 街灯が少ない地域がある
- 空き家が増えている
- 災害時の避難場所や避難方法の周知が不十分である
- 都幾川や小説『天の園』などの観光資源が有効活用されていない
- 特徴ある農産物が少なく、販路も開拓されていない
- 農業者が高齢化しており、後継者が不足している

唐子地区の取組

① 子ども

○地域ぐるみで子どもを見守る環境づくり 【市民・事業者】

子どもたちが地域で元気いっぱい遊び、また安全に登下校できるよう見守り活動を推進し、地域ぐるみで子どもたちを見守る環境を整えます。

○自然を生かした豊かな心を育む教育の推進 【市民・事業者・行政】

地域のすばらしい自然環境を生かして子どもたちの豊かな心を育む教育を推進します。

○世代を超えて仲良く暮らせるまちづくり 【市民・事業者】

世代間の交流を推進するとともに、転入者に地域行事への参加を促すことにより、地域内の交流を深めます。

② 健康福祉

○地域の特色を生かした健康づくりの推進 【市民・事業者・行政】

鞍掛橋周辺の豊かな自然や遊歩道を活用したウォーキングを推進するとともに、市民活動センター等地域の拠点を活用した講習会の開催等、健康づくりの充実に努めます。

○公共交通の充実 【市民・事業者・行政】

高齢者が元気に地域で活躍しつつ、必要な時に地域外の医療機関にも通院できるように公共交通の充実を目指します。

○三世代の交流機会の拡充 【市民】

地域のイベントへの若い世代の参加を促すとともに、子どもと子育て経験者や高齢者が交流できる機会を創出することで、三世代交流の機会の拡充に努めます。

③ 環境

○環境保全活動の担い手づくり 【市民・事業者・行政】

打木村治の長編小説『天の園』にゆかりの場所や鞍掛橋、ホテルの里などの地域資源を、地域全体の宝であると捉え、拠点の自治会だけでなく、他の自治会や市民団体、ボランティアとの協力により、地域全体で環境保全活動を推進します。

○自然に親しむ空間創出 【市民・事業者・行政】

鞍掛山と都幾川、また、その周辺のホテルが生息できる環境を大切に守るとともに、各家庭や地域が花いっぱい活動を推進することで、自然に親しむ空間を創出します。

○未利用地の活用 【市民・事業者・行政】

耕作放棄地を活用する方策を検討し、荒れ地となってしまった未利用地の有効活用を図ります。

○都幾川を活用した広域連携の推進 【市民・事業者・行政】

埼玉県や嵐山町、ときがわ町などとの連携によって、都幾川の保全や利活用を広域で検討します。

④ 生活基盤

○交通安全対策が進んだ地域づくり 【市民・事業者・行政】

路面標示によるスピード抑制対策等により、安全な通学路の確保に努めるとともに、交通安全の啓発等により交通マナーの向上を図ります。

○防犯対策の推進 【市民・事業者・行政】

防犯上問題がある空き家等への対策についての研究を進めます。

○災害時の避難体制が整った地域づくり 【市民・事業者・行政】

平常時から隣近所との交流を増やすとともに、災害時の避難場所や行動について確認し、災害時でも迅速に避難できる地域を目指します。

⑤ 活性化

○豊かな自然を生かした地域づくり 【市民・事業者・行政】

都幾川や「桜のひろば」などの魅力ある地域資源を、河川敷を活用した遊歩道の整備等でつないでいくことにより、地域の魅力を高めます。

○活力ある農業の推進 【市民・事業者・行政】

特産品である栗（ぼろたん等）や収益性の高い戦略作物の研究を進め、耕作放棄地の活用を図るとともに、新鮮な地場産野菜を幅広く供給するため、農産物直売所やバーベキュー場での販売などにより販路の拡大を目指します。

○地域の魅力の発信と活用による活性化 【行政】

魅力の高い地域資源を戦略的にPRすることで、多くの観光客に訪れてもらうとともに、適正な土地利用による企業誘致を推進することで、地域の活性化を図ります。



鞍掛橋



葛袋産業団地

4 高坂地区

目指すべき地区の姿

伝統と計画的なまちづくりが調和する
安全でにぎわいのあるまち



高坂地区の現況と課題

現況

- 市の南部に位置し、西側の丘陵地、中央の台地、東側の低地と起伏に富んだ地形は、豊かな自然環境を育んでいます。歴史的施設や文化財が数多く存在し、埼玉県こども動物自然公園や大東文化大学などの地域資源も豊富です。
- 高坂駅周辺は、土地区画整理事業や地区計画制度によって本市の副次核の形成が進んでいますが、既存集落の生活道路の整備や地域内の交通安全対策などを求める声も高まっています。
- 高坂駅東口を中心に若い世代の転入が増加していますが、子育てや教育に関する社会資源の不足と合わせ将来の急速な高齢化も懸念されます。
- 令和元年東日本台風により、都幾川、越辺川、九十九川の流域で甚大な水害を被り、早期の復旧・復興とともに、防災・減災に向けた取組が求められています。

課題

- 子どもの遊び場が少ない
- 保育園や幼稚園が足りない
- 高齢者の移動手段が不十分
- 医療機関が不足している
- 荒れた農地が多い
- 車通りが多く、スピードの出しすぎや騒音が気になる
- 緊急車両が通れない狭い道路がある
- 幹線道路を外れると防犯灯が少なく暗い
- 観光地の案内標示や駐車場の整備が不十分
- 地域の特産品がない

高坂地区の取組

① 子ども

○子どもを育てやすい地域づくり 【事業者・行政】

子育て支援センターを拠点として子育て世代の交流と情報交換を推進することで、子育て世代を応援します。また、医療機関の連携強化や適切な情報提供により、子どもを安心して育てられるまちを目指します。

○地域で子どもを守り育てる環境づくり 【市民・事業者・行政】

新市街地と既存集落のコミュニティの調和を図り、経験豊富な地域の人材を活用しながら、地域一体で子どもを守り育てる意識を醸成するとともに、必要に応じた安全対策を進めます。

○地元への愛着の育成 【市民・事業者】

地域で育った子どもたちが将来も住み続けたいと思えるよう、地域の人々とのふれあいや豊かな歴史・文化に親しむ機会を充実させ、地元への愛着を育みます。

② 健康福祉

○運動と外出の機会づくりによる高齢者の健康増進 【行政】

豊富な地域資源と起伏に富んだ地形を生かし、ウォーキングを推進するとともに、高齢者ニーズに応じた公共交通の充実により移動手段を確保することで、高齢者の運動と外出の機会を創出し、心身の健康増進を図ります。

○三世代がいきいきと暮らす地域づくり 【市民・事業者】

若年層や学生、子どもが多いことを生かし、地域活動やボランティアに積極的に参加できる機会をつくるとともに、高齢者と子どもが交流し、三世代がともに支え合う地域を目指します。

③ 環境

○体験活動や自然とのふれあいによる交流の促進 【市民・事業者】

豊かな自然や歴史・文化的財産を交流拠点として活用し、野外活動や環境学習などの自然体験活動によって地域の魅力を再発見するとともに、人と人との交流を促進します。

○良好な自然環境の保全と観光的利活用の調和 【行政】

「まなびのみち」で結ばれた市民の森や物見山公園などの魅力ある自然環境を保全するとともに、多くの人々が自然に親しむ場として多様な利活用を進めます。

④ 生活基盤

○住宅の増加に対応した防犯対策の推進 【市民・事業者・行政】

今後も予想される住宅の増加などの状況を踏まえながら、防犯灯の設置をはじめとする地域内の安全を高める取組を推進し、防犯対策の進んだ地域を目指します。

○地域一体となった交通安全対策の推進 【市民・事業者・行政】

高坂駅周辺の道路整備などが進んだことにより、今後も地域内の交通量増加が見込まれることから、東松山警察署など関係機関と連携し、地域一体で交通安全意識を高めます。

○生活道路の整備 【行政】

日常生活の利便性の向上と緊急時の安全確保のため、狭あい道路の整備を推進します。

○災害に強い地域づくり 【行政】

令和元年東日本台風からの復旧・復興を加速させるとともに、国や県の治水対策の早期完成を働きかけます。

⑤ 活性化

○観光PRの強化と効果的な情報発信 【行政】

観光客に分かりやすい案内標示の整備や観光パンフレット・マップ等の配布により地域の持つ魅力を広く市内外へ発信します。

○特産品の開発等による地域の魅力アップ 【市民・事業者・行政】

地域で古くから伝えられる歴史のある食べ物の特産品化等、地域ならではの名産品の開発によって魅力を更に高め、地元への愛着を深めます。

○地域資源を活用したにぎわいの創出 【市民・事業者・行政】

地域内に点在する観光拠点をウォーキングルートによって結び、観光客の回遊性を高めることで、にぎわいを創出します。

○市の副次核としての都市機能の充実 【行政】

都市基盤整備がおおむね完了した高坂駅周辺は、市の副次核として都市機能の更なる充実を図ります。



あずま町の街並み



つつじ祭り

5 野本地区

目指すべき地区の姿

美しい田園景観にいだかれた
農業と歴史のまち



野本地区の現況と課題

現況

- 松山地区と都幾川の間位置し、北側の台地には住宅地が広がり、南の新江川沿いには水田が広がっています。
- 国道254号、407号のバイパス整備により、道路交通のアクセスが格段に向上しました。台地部の市道第77号線（旧国道254号）沿道には、古くから商店が立ち並んでいます。
- 埼玉県指定史跡の將軍塚古墳や、埼玉県指定の無形民俗文化財の「金谷の餅つき踊り」など、歴史的な文化財が数多く残っています。
- 令和元年東日本台風により、新江川流域で越水や内水による被害を受け、早期の復旧・復興とともに防災・減災に向けた取組が求められています。

課題

- 子どもが少ない
- 安全に遊べる場所がない
- 高齢者の移動手段が限られていて、買い物や通院が不便
- 医療機関が少なく、アクセスが悪い
- 単身世帯や自治会未加入世帯が増加している
- 道路に自動車から投棄されたペットボトル等のごみが多い
- 新江川の水質が悪化し、不法投棄が多くなっている
- 防犯・防災設備が充実していない
- 公共下水道が整備されている地区が少ない
- 生活道路が幹線道路の抜け道として使われている
- 農家が減少している
- 耕作放棄地や空き家が増加している
- 將軍塚古墳のPRが不足している

野本地区の取組

① 子ども

○地域人材を生かした学習指導の推進 【市民・事業者】

地域住民が理科実験等を教える「子ども春桂塾」の取組を継続し、地域人材を生かしつつ、体験を通じた学習指導を推進します。

○活発な世代間交流の推進 【市民・事業者・行政】

高齢者が子どもたちに昔ながらの遊びを教えたり、子育て中の母親が中高生に乳幼児の成長や育児について教えたりする機会など、子どもたちが安全に遊び、活発な世代間交流を推進する機会を設けます。

○食育や農業体験活動の推進 【市民・事業者・行政】

子どもたちの農業体験活動を推進し、食や農業への関心を高めます。

② 健康福祉

○医療・介護サービスにおける利用のしやすさの向上 【事業者・行政】

往診や夜間診療、より利便性の高い訪問介護サービス等を検討するとともに、医療・介護のサービスに関する分かりやすい情報の提供に努め、各種サービスの利用のしやすさの向上を目指します。

○高齢者の外出の機会と手段の確保 【市民・事業者・行政】

公共交通の充実を進めることで、高齢者の外出手段の確保に努め、サロンやボランティア活動等に積極的に参加するよう促します。

○高齢者が活躍できるまちの実現 【市民・事業者・行政】

地域の特色を生かした運動や趣味のための拠点づくりに取り組むとともに、三世代交流の機会を積極的に設け、高齢者が培ってきた知識や経験を発揮できるまちを目指します。

③ 環境

○魚がたくさん生息するきれいな川への再生 【市民・事業者・行政】

合併処理浄化槽の適正な維持管理と単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進により、きれいな川の再生に取り組みます。

○美化活動の推進 【市民・事業者】

花いっぱい運動のほか、川沿いや自宅に花を植える等、景観の美化を進めます。

○エコ活動の推進 【市民・事業者・行政】

地域の特色である豊かな自然を守るため、協働によるエコ活動を推進します。

④ 生活基盤

○交通安全対策・防犯活動の推進 【市民・事業者・行政】

危険箇所への看板設置や路面標示などによるスピード抑制の対策により、安全な通学路の確保に努めます。また、普段から隣近所との交流を増やすとともに、子どもの見守り活動や防犯パトロール等を推進することで、地域全体の防犯・交通安全意識を高めます。

○安全な都市基盤の整備 【市民・事業者・行政】

生活環境の改善を図るための道路拡幅整備や側溝整備などを進め、災害時の避難路の確保や被害の軽減に努めます。

○空き家等の対策と有効活用 【市民・事業者・行政】

防犯上、衛生上問題がある空き家や空き地、耕作放棄地などの適正管理や有効活用の促進について、市民・事業者・行政が協力して推進します。

⑤ 活性化

○「さくらの里」づくり 【市民・事業者】

「のもとさくらの里」づくり活動により地域住民のつながりを深めるとともに、「桜まつり」等の開催を通じて、サクラによるまちづくりを進めます。

○点在する観光スポットの一体的なPR 【事業者・行政】

将軍塚古墳や東松山農産物直売所、「さくらの里」を効果的にPRし、地域全体の魅力を高めます。

○いきいきとした地域活動の推進 【市民・事業者・行政】

子どもから高齢者まで多くの人が集う地域拠点として、市民活動センターの活用を進めるとともに、地域の歴史再発見等、新たな活動に取り組みます。



野本かかし祭



野本地区の田園風景

6 高坂丘陵地区

目指すべき地区の姿

豊かな自然と良好な住環境の中で
人々が交流し、支え合うまち



高坂丘陵地区の現況と課題

現況

- 市南部の丘陵地帯に位置し、道路や公共下水道、公園などのインフラ施設が計画的に整備され、良好な住環境が形成されています。
- 豊かな自然環境に恵まれており、歩道や公園も整備されていますが、丘陵地帯であることから階段や坂が多く、高齢者の日常生活への負担となっています。
- 若い世代の転入や世代交代が進まず、少子高齢化が急速に進んでいます。
- 丘陵地帯にあるため、大規模な自然災害では土砂崩れ等の被害が生じるおそれがあり、危険箇所との把握に加えて、地域一体となった防災意識の向上が求められています。

課題

- 子どもの数が少ない
- 階段等の段差が多い
- 高齢者の移動手段が限られている
- 地域活動の若い担い手が不足している
- 運動や交流の拠点として集まれる場所が少ない
- 公園や緑地は多いが、住民が利用するための設備が少ない
- 樹木の管理が大変である
- 世代交代が進んでいない
- 空き家が増加している
- 店舗や病院が少ない
- 他の地区との交流が少ない

高坂丘陵地区の取組

① 子ども

○地域全体で子どもを育てる環境づくり 【市民・事業者】

あいさつ運動を奨励する等、地域全体で子どもを見守り育てる環境づくりを進めるとともに、まつり等のイベント内容の工夫や声かけなど、若い人が参加しやすい雰囲気づくりに努め、地域住民同士の連携を深めます。

○特徴ある教育体制 【行政】

小中一貫特認校制度により、小学校、中学校9年間の学びと育ちの連続性を重視した教育を進めます。

○三世代同居及び近居の推進 【市民・事業者・行政】

空き家の有効活用等により、子どもが大人になっても地域に住み続けられる環境整備に取り組み、三世代同居及び近居を推進します。

② 健康福祉

○支え合いの地域づくり 【市民・事業者】

若い人や団塊世代など幅広い住民に、地域活動の必要性について理解を得られるよう努めるとともに参画を促します。また、隣近所での声掛けや高齢者の見守り活動を充実させ、住民同士が支え合う地域を目指します。

○地域活動の拠点づくり 【市民・事業者・行政】

市民活動センターの機能を充実させるとともに、既存施設を活用した健康づくりや地域活動の活性化を推進します。

○地域の課題を地域で解決できる仕組みづくり 【市民・事業者・行政】

地域内の大学等の多様な社会資源と連携し、高齢者や障害者、子育て家庭などに対する生活や健康づくり支援の仕組みづくりを進めます。

③ 環境

○豊かな自然に親しむための取組の推進と自然環境の維持 【市民・事業者・行政】

地域内の公園や豊かな自然を生かした市民活動を推進することで、現在の豊かな自然を将来にわたり維持していきます。

④ 生活基盤

○高齢者に対応した地域づくり 【行政】

道路や施設の段差解消に努めるとともに、公共交通の更なる充実により高齢者の移動手段の確保に努めます。

○地域コミュニティの強化 【市民・事業者】

隣近所との交流を増やすことで、日常生活において気軽に助け合える関係を築くとともに、地域における様々な取組への参加を促します。

○若い世代の転入促進 【市民・事業者・行政】

空き家を有効に活用するほか、地区の魅力をPRすることで若い世代の転入を促進します。

⑤ 活性化

○住民交流の活発化 【市民・事業者】

インターネットを活用した地域の情報、イベント、各種活動等の発信を通じて住民同士の交流の活発化を図るとともに、イベントの開催などを通じて他の地区との連携を推進します。

○良好な住環境に配慮した活性化の推進 【行政】

良好な住環境に配慮しながら、住宅の改築等に柔軟に対応できるようにするため、地区計画の在り方を整理します。

○空き家の活用による多様な暮らしの推進 【市民・事業者・行政】

空き家の活用を推進し、多世代居住等の多様な暮らし方に対応することで、定住人口の増加を図ります。



高坂丘陵地区の街並み



松風公園

7 平野地区

目指すべき地区の姿

梨の里と良好な住環境が調和する
みどり豊かなまち



平野地区の現況と課題

現況

- 市の北部地域に位置し、東側に住宅団地や土地区画整理事業によって整備された大規模な住宅地があり、良好な住環境が形成されています。
- 西側には、住宅や農地が広がり、中央部には本市の特産である梨を栽培する果樹園があります。
- 豊かな自然環境に恵まれた地域で、中央には市民活動センターと地区体育館があり生涯学習や生涯スポーツ、コミュニティ活動の拠点となっています。
- 令和元年東日本台風により、滑川流域で越水による被害を受けた場所があり、地区全体として大規模な自然災害に対する備えや防災力の強化が求められています。

課題

- 子どもの数が減少している
- 子どもが遊べる身近な公園や広場などが少ない
- 通学路が狭く、ガードレールのない場所がある
- 住宅が点在しているため、子どもの安全を守るための見守り活動の充実が必要
- 保育施設が少ない
- 地域活動を支える担い手が不足し、高齢化が進んでいる
- 高齢者の増加により災害時の避難が難しい
- バス路線沿線から離れると公共交通が不便
- 歩道の整備がされていない箇所が多い
- 安全に歩けるコースが少ない
- 環境や水質が悪く、川遊びや魚釣りを楽しめない川がある
- 耕作放棄地等の雑草や樹木が繁茂している箇所がある
- 管理されていない空き家がある

平野地区の取組

① 子ども

○子どもの見守り活動の充実 【市民・事業者】

見守り活動を推進することにより、子どもの登下校の安全確保に努めます。また、あいさつを通じて地域の交流意識や地域全体で子どもを育てるという意識を深めます。

○伝統行事の継承 【市民・事業者】

地域独自の伝統芸能やお祭りなどの地域行事に、子どもの頃からの参加を促進し、地域への愛着や誇りを育みます。

○体験活動の推進 【市民・事業者・行政】

小学校等での取組を通じて梨の農業体験等、自然とふれあう機会を増やし、外遊びを楽しむ子育てを推進します。

② 健康福祉

○健康づくりといきがづくり 【市民・行政】

ハッピー体操の普及等により、からだを動かす機会を提供するとともに、趣味や特技を生かした活動を充実させることで、高齢者の健康づくりといきがづくりにつなげていきます。

○みんなが活躍できるコミュニティづくり 【市民・事業者】

地域活動の拠点である市民活動センターや地区体育館を活用し、高齢者和其他の世代の交流を活発にし、高齢者がいきいきと活動できるコミュニティづくりを推進します。

○高齢者の見守り活動の推進 【市民・事業者・行政】

地域ぐるみで高齢者を見守る取組を推進し、地域住民の支え合いによる高齢者が住みやすい地域づくりに努めます。

③ 環境

○「花・歩・梨（かほり）プロジェクト」による花のまちづくり 【市民・事業者・行政】

滑川沿いにヒガンバナを植える「花・歩・梨（かほり）プロジェクト」や、四季の草花を育てる花いっぱい運動を通じて、地域の交流を深めながら、花があふれるまちづくりを推進します。

○豊かな自然環境の維持 【市民・事業者・行政】

繁茂した樹木等の伐採や耕作放棄地の解消を図り、豊かな自然環境の維持に努めます。

○適正な汚水処理の推進 【市民・事業者・行政】

適正な汚水処理を推進することにより、環境衛生の向上と河川水質の浄化を目指します。

④ 生活基盤

○市内主要施設へのアクセスの向上 【市民・事業者・行政】

バス停付近に駐輪場の設置を検討する等、自転車による交通の利便性の向上や公共交通の充実を図り、地域と市内主要施設のアクセスの向上に努めます。

○交通安全対策の実施 【市民・事業者・行政】

ゾーン30（注）等の交通安全対策を周知するとともに、自動車や自転車の運転マナーの向上に取り組みます。

○災害時の避難体制の確立 【市民・事業者・行政】

防災訓練や防災備蓄に関する周知を行うとともに、平常時から自己備蓄や地域の特性に応じた避難体制の確立に努めます。

○安全に通える通学路の実現 【行政】

子どもたちが安全に通学できるよう、通学路の安全対策を進めます。

⑤ 活性化

○特産の梨を活用する取組の推進 【市民・事業者・行政】

梨狩り体験等を地域の観光資源として積極的にPRするとともに、梨を活用した新たな商品開発を進めます。

○地域の愛着を深める活動の充実 【市民・事業者】

市民活動センターや地区体育館を拠点とした、体育祭やお祭りなどの地域活動を活発にし、幅広い世代の交流を促します。

○自然豊かなウォーキングルートのあるまち 【市民・事業者・行政】

滑川の桜を中心としたウォーキングコースを検討し、周辺地区とも連携したイベントの開催を通じて魅力を発信します。

○空き家活用による住民交流の促進 【市民・事業者・行政】

子育て世代や多世代居住に対応した空き家活用を推進し、転入や定住化を促進します。



花・歩・梨（かほり）プロジェクト



平野地区の観光梨園

〔注〕ゾーン30

ゾーン30とは、一定の区域の生活道路について、通過交通を抑制し、歩行者などの安全を確保するための安全対策の1つです。ゾーン内は原則として自動車の最高速度を30km/hに設定し、歩行者等の通行を最優先に考えます。

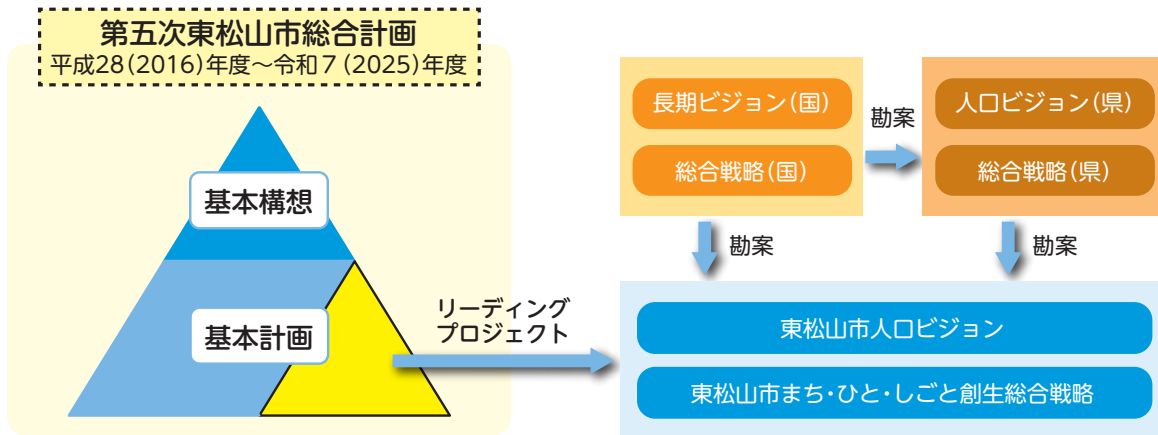
リーディングプロジェクト



第2期東松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、国の長期ビジョン及び総合戦略の主旨を尊重しながら本市における人口の現状分析を行い、認識を共有し人口の将来展望を示した上で、今後5か年の施策の方向を示すものであり、市民、事業者、行政など市全体で共有する計画として位置付けます。

また、第五次東松山市総合計画後期基本計画との整合を図っており、基本計画におけるリーディングプロジェクトとしての役割も担うこととしています。

今後は、この総合戦略に基づき、人口減少や少子高齢化など本市が持つ課題への対応を戦略的に進めることにより、まち・ひと・しごとの創生につなげ、将来に向けて持続可能なまちを目指します。



第2期東松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間は令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	
第五次総合計画	基本構想											
	前期基本計画						後期基本計画					
総合戦略	まち・ひと・しごと創生総合戦略						延長	第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略				

第2期東松山市まち・ひと・

東松山市人口ビジョン

■東松山市の人口の将来展望等

(1) 状況分析

① 総人口（社人研推計）

- ・2045年 約8.1万人
(2015年から約1万人減少)

② 人口構造(2015年→2045年比較)

- ・年少人口が 2割の減少
- ・生産年齢人口が 約3割減少
- ・老年人口は 約3割増加
→老年人口は2045年にピーク。
横ばいで推移したのちに減少。

(2) 人口の将来展望

① 自然増減

2040年にかけて合計特殊出生率を1.8まで段階的に上昇させ、その後は1.8を維持する。

② 社会増減

転入転出などによる純移動率ゼロ(均衡)を維持する。

2025年(令和7年)

89,308人

2040年(令和22年)

80,725人

2060年(令和42年)

68,080人

第2期東松山市まち

市の重点

観光振興

産業振興

子育て支援

防災・減災 対策の推進

地域福祉 の充実

基本目標

1. 魅力を高め、新たな人の流れをつくる

- ✓年間観光入込客数
- ✓社会増の維持
- ✓「東松山市に愛着を感じている」市民の割合

2. 産業を振興し、働きたいまちをつくる

- ✓市内事業所数
- ✓市内従業者数

3. 結婚・出産・子育ての希望がかなうまちをつくる

- ✓「子育て環境が整っている」と回答した市民の割合

4. 安心して快適なまちをつくる

- ✓各種防災訓練参加人数
- ✓居住誘導区域の人口密度
- ✓買い物などの日常生活の利便性が「よい」と回答した市民の割合

5. 住み慣れた地域で健やかに暮らせるまちをつくる

- ✓65歳健康寿命
- ✓週に1回以上外出している65歳以上の割合

しごと創生総合戦略（概要）

・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年度～令和7年度）

横断的な目標	具体的な施策
<p>1. 多様な人材の活躍を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 誰もが活躍する地域社会の推進 ● 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進 <p>2. 新しい時代の流れを力にする</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地方創生SDGsの実現など持続可能なまちづくり ● 地域におけるsocial5.0の推進 	地域資源の連携による観光の魅力向上
	ウォーキングによる魅力づくり
	東松山の魅力発信による移住定住の促進
	新たな資金の流れの創出・拡大
	新規企業立地等の推進
	既存企業の支援 / 創業の支援
	農業の担い手の育成・確保
	農畜産物のブランド化と収益性の高い農業の実現
	就労支援の充実
	子育て相談・情報提供の充実
	親と子の健康支援
	親と子の居場所づくり
	就学前の教育・保育の充実
	未来を担う人材育成
	地域防災力の強化
	危機管理体制の強化と感染症等への備え
	東松山駅周辺の整備 / 中心市街地の活性化
	持続可能な交通ネットワークの形成
	公共施設マネジメントの推進
	ウォーキングによる健康づくり
健康づくりと社会参加の推進	
生活習慣病の予防と早期発見	
社会福祉協議会との協働	
認知症施策の推進	

■ 将来像 「住みたい、働きたい、訪れたい 元氣と希望に出会えるまち 東松山」
■ 目標人口 2025年約89,000人 2040年約80,000人

I 総論

II 基本構想

III 後期基本計画

第 4 章

資料編





諮問・答申

東松政発第1027001号
令和2年11月2日

東松山市総合計画審議会
会長 嶋本 正雄 様

東松山市長 森 田 光 一

第五次東松山市総合計画後期基本計画（案）について（諮問）

東松山市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、別冊の「第五次東松山市総合計画後期基本計画（案）」について、貴審議会の答申を求めます。

東松総計発第1110001号
令和2年11月10日

東松山市長 森田 光一 様

東松山市総合計画審議会
会長 嶋本 正雄

第五次東松山市総合計画後期基本計画（案）について（答申）

令和2年11月2日付東松政発第1027001号で諮問のあった「第五次東松山市総合計画後期基本計画（案）」については、慎重審議の結果、原案は適切であると認め、ここに答申いたします。

付帯意見

平成28年度からの10年間を計画期間とする「第五次東松山市総合計画」の前期基本計画の期間が令和2年度をもって終了し、令和3年度からは後期基本計画の5年間が始まります。

少子高齢化や本格的な人口減少をはじめ、気候変動等により大規模化する自然災害、新たな感染症への対応など、地域社会における課題や、それに伴う市民ニーズは今後ますます多様化していくと考えられます。

また、地方創生を基軸とした活力ある社会づくりの展開、Society5.0実現に向けたAIやIoT、ビッグデータといった革新的技術の有効活用、SDGsの理念を踏まえた持続可能な行財政運営など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変貌しつつあります。

このような状況のもと、前期基本計画の成果や課題に加え、令和元年東日本台風による被害や新型コロナウイルス感染症への対応から新たに捉えられた課題を整理・分析し、基本構想で掲げた将来像「住みたい、働きたい、訪れたい 元気と希望に出会えるまち 東松山」の実現に向けた取組を加速させていくことが必要であると考えます。

諮問された後期基本計画案において、重点的に取り組むべき課題として、前期基本計画のリーディングプロジェクト「東松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で示された「観光振興」「産業振興」「子育て支援」に加え、「防災・減災対策の推進」「地域福祉の充実」が盛り込まれ、これらとの関連性を踏まえた分野別施策が体系化されていることは的確に要点を捉えたものと評価します。

審議会での議論を通じて、計画案に盛り込まれた諸施策を推進し、将来像を実現するためには、行政の主体的な取組はもとより、市民や事業者と行政の協働が重要であることを改めて認識したところです。

以上のことから、後期基本計画の推進に当たっては、以下の点に留意して取り組まれるよう付帯意見・要望を提出します。

1 計画の周知と協働による推進について

本計画に基づく取組の効果を最大限発揮するため、市民や事業者へ広く周知し、共通理解のもと、協働して計画を推進するよう努められたい。

2 重点的に取り組むべき課題の推進について

令和元年東日本台風による甚大な被害を教訓とした「防災・減災対策の推進」や、一人一人の市民が、高齢者の自己実現や日常生活の見守りなどに様々な形で参画し、心温まる地域福祉社会の実現を目指す「地域福祉の充実」など、計画案の総論に掲載された5つの「重点的に取り組むべき課題」は、今後の東松山市のまちづくりにとって非常に大切なテーマであることから、組織横断的な推進を図られたい。

3 持続可能なまちづくりの推進について

人口減少を前提としたまちづくりが避けがたい状況のもと、限られた財源・人的資源を有効活用し、持続可能なまちづくりを行うことは不可避である。持続可能なまちづくりは「東松山市民憲章」の趣旨とも合致するものであり、先人たちから受け継いだ郷土「東松山」を、将来に向けて持続的に発展させるまちづくりに取り組まれたい。

4 計画の進行管理について

社会・経済情勢の変化が加速する中、本計画を真に実効あるものとし、その成果が市民や事業者に着実に及ぶよう、本計画で定めた目標を中心としてPDCAサイクルを活用した進行管理に努められたい。

5 行財政運営の更なる効率化について

本市の財政状況は、市税収入が堅調に推移しているものの、少子高齢化の進行に伴う社会保障関連経費の増や、公共施設の老朽化に伴う維持補修費の上昇などにより厳しさを増している。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化した場合や、予期せぬ大規模災害に見舞われた場合には、その影響が財政を一段と圧迫する要因となる。

こうしたことから、今後の行財政運営に当たっては、施策及び事業の緊急度や優先度を的確に見極めるなど更なる効率化を進め、限りある財源の有効活用を徹底されたい。

東松山市総合計画審議会条例



昭和41年4月1日

条例第6号

改正 昭和45年6月25日条例第32号

昭和47年3月25日条例第4号

昭和48年12月25日条例第49号

昭和50年3月25日条例第22号

昭和54年3月22日条例第3号

昭和55年9月29日条例第20号

昭和56年1月30日条例第1号

平成8年6月10日条例第13号

平成13年3月16日条例第7号

平成18年3月27日条例第12号

平成27年6月25日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、東松山市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市の総合計画に関し、必要な調査及び審議を行うため、東松山市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市におけるまちづくりの指針となるもので、基本構想及び基本計画からなる最上位の計画をいう。
- (2) 基本構想 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための市における基本的な構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画をいう。

(組織)

第4条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちからそれぞれ当該各号に定める数の範囲内において、市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者 12人

(2) 公募による市民 3人

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 委員が属する部会は、会長が指名する。

第8条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ会議をひらくことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、総合計画を主管する課において処理する。

(雑則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 東松山市新市建設審議会条例（昭和32年7月27日東松山市条例第13号）は、廃止する。

附 則（昭和45年6月25日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年3月25日条例第4号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年12月25日条例第49号）

この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月25日条例第22号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月22日条例第3号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年9月29日条例第20号）

この条例は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則（昭和56年1月30日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年6月10日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月16日条例第7号）

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の東松山市総合振興計画審議会条例第3条第2項の規定により東松山市総合振興計画審議会委員に委嘱されていた者は、改正後の東松山市基本構想審議会条例第3条第2項の規定による東松山市基本構想審議会委員に委嘱されたものとみなす。

（東松山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 東松山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年東松山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成27年6月25日条例第24号）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(東松山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 東松山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年東松山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

東松山市総合計画審議会委員



	区分	氏名	役職名等
1	第1号委員	飯島 徹	東松山市商工会理事
2		井浦 雅司	東京電機大学建築・都市環境学系教授
3		小峰 良介	東松山市都市計画審議会会長
4		齊藤三千子	高坂地区民生委員
5		鹿田 明	JA埼玉中央青年部
6		島野 正子	東松山市環境審議会委員
7		嶋本 正雄	元市議会議員
8		須田 知樹	立正大学副学長
9		玉木 啓一	武蔵丘短期大学副学長
10		永井久美子	東松山子育てねっと代表
11		新田見 隆	(社)比企青年会議所理事長
12		細田 咲江	大東文化大学国際関係学部教授
13	第2号委員	佐藤 幸俊	公募
14		長 浩美	公募

任期：令和元年7月1日～令和3年6月30日

第五次東松山市総合計画後期基本計画 策定プロジェクトチーム



【令和2年度（2020年度）】

役 職	氏 名
秘書室危機管理課長	橋本 光能
政策財政部財政課長	宇津木輝規
総務部管財課長	島村 浩文
環境産業部商工観光課長	田嶋 徹夫
市民生活部副参事兼地域支援課長	今井 達雄
健康福祉部次長	中嶋 和則
都市整備部都市計画課長	今井 秀典
建設部建設管理課長	山本 正史
教育部学校教育課長	安元 信幸
子ども未来部子育て支援課長	落合 要之

【令和元年度（2019年度）】

役 職	氏 名
秘書室危機管理課長	菊池 仁
政策財政部財政課長	高荷 和良
総務部管財課長	島村 浩文
環境産業部商工観光課長	田嶋 徹夫
市民生活部地域支援課長	今井 達雄
健康福祉部副参事	中嶋 和則
都市整備部都市計画課長	三村 和之
建設部建設管理課長	山本 正史
教育部学校教育課長	小林 聡
子ども未来部子育て支援課長	橋本 光能

第五次東松山市総合計画後期基本計画

令和3年4月発行

〒355-8601 埼玉県東松山市松葉町 1-1-58

東松山市役所

TEL 0493-23-2221 (代表)

URL <http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/>



東松山市